

官報

號外 昭和六年三月十九日

第五十九回帝國議會貴族院議事速記第二十四號

昭和六年三月十八日(水曜日)午前十時十分開議

議事日程 第三十四號

昭和六年三月十八日

- 第一 電氣事業法改正法律案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會
- 第二 神德軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會
- 第三 軍事救護法中改正法律案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會
- 第四 蠶絲業組合法案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會
- 第五 蠶絲業法中改正法律案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會
- 第六 勞働組合法案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會
- 第七 勞働爭議調停法中改正法律案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會
- 第八 「ロンドン」海軍條約實施ニ伴フ海軍職工整理ニ關スル公債發行ニ關スル法律案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會
- 第九 明治四十二年法律第二十二號中改正法律案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會
- 第十 昭和四年度第一豫備金支出ノ件 (承諾ヲ求ムル件) (衆議院送付) 會議
- 第十一 昭和四年度特別會計第一豫備金支出ノ件 (承諾ヲ求ムル件) (衆議院送付) 會議

官報號外

昭和六年三月十九日

貴族院議事速記第二十四號 議長ノ報告

- 第十二 昭和四年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件 追加(承諾ヲ求ムル件) (衆議院送付) 會議
- 第十三 昭和四年度特別會計第二豫備金支出ノ件 (承諾ヲ求ムル件) (衆議院送付) 會議
- 第十四 昭和四年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件 追加(承諾ヲ求ムル件) (衆議院送付) 會議
- 第十五 昭和五年度第二豫備金支出ノ件 (承諾ヲ求ムル件) (衆議院送付) 會議
- 第十六 昭和五年度特別會計第二豫備金支出ノ件 (承諾ヲ求ムル件) (衆議院送付) 會議
- 第十七 昭和五年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算外支出ノ件 (承諾ヲ求ムル件) (衆議院送付) 會議
- 第十八 特別會計ニ於ケル營繕費ニ關スル法律案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會
- 第十九 特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會
- 第二十 賠償金特別會計法廢止法律案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會
- 第二十一 昭和四年度法律第二十六號中改正法律案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會

- 第二十二 京都高等工藝學校移轉改築費ニ充用シタル金額ノ補填ニ關スル法律案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會
- 第二十三 製鐵所特別會計法中改正法律案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會
- 第二十四 簡易生命保險特別會計法中改正法律案 (政府提出、衆議院送付) 第一讀會
- 第二十五 違警罪即決例中改正法律案 (衆議院提出) 第一讀會
- 第二十六 學術研究ノ獎勵助長ニ關スル建議案 (公爵一條實孝君外十二名發議) 第一讀會
- 第二十七 一時金廢兵恩給法中改正ノ請願 會議
- 第二十八 菊川改修ノ請願 會議
- 第二十九 鍼灸醫師法制定ノ請願 會議
- 第三十 北海道色丹郡斜古丹村ニ無線電信施設ノ請願 會議
- 第三十一 樺太元泊郡知取町ニ區裁判所設置ノ請願 會議
- 第三十二 北海道落石燈臺ニ霧笛設置ノ請願 會議
- 第三十三 水產物冷蔵獎勵ノ請願 會議
- 第三十四 秋刀魚漁期制限ノ請願 會議
- 第三十五 漁村金融ノ改善ニ關スル請願 會議
- 第三十六 郡市水產會技術員國庫補助ノ請願 會議
- 第三十七 水產物ノ鐵道運賃輕減ノ請願 會議
- 第三十八 軍人傷痍記章令中改正即行ノ請願 會議

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ書記官ヲシテ諸般ノ報告ヲ致サセマス
(小林書記官朗讀)
昨十七日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ
電氣事業法改正法律案
神德軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案
軍事救護法中改正法律案
蠶絲業組合法案
蠶絲業法中改正法律案
勞働組合法案
勞働爭議調停法中改正法律案
「ロンドン」海軍條約實施ニ伴フ海軍職工整理ニ關スル公債發行ニ關スル法律案
明治四十二年法律第二十二號中改正法律案
昭和四年度第一豫備金支出ノ件
昭和四年度特別會計第一豫備金支出ノ件
昭和四年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件
昭和四年度特別會計第二豫備金支出ノ件
昭和四年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件
昭和五年度第二豫備金支出ノ件
昭和五年度特別會計第二豫備金支出ノ件
昭和五年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算外支出ノ件
同日衆議院ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ
違警罪即決例中改正法律案
同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ

瓦斯事業法中改正法律案
大正十三年法律第二號中改正法律案
本日自動車交通事業法案特別委員會ニ於テ
當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 子爵東園 基光君
副委員長 男爵斯波忠三郎君

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ會
議ヲ開キマス

○男爵阪谷芳郎君 本日ノ日程第二十六、
學術研究ノ獎勵助長ニ關スル建議案、之ヲ
第一ノ前ニ上程スルヤウニ、議事日程ノ變
更ノ動議ヲ提出イタシマス

〔贊成(ト呼フ者アリ)〕

○議長(公爵德川家達君) 阪谷男爵ノ議事
日程變更ノ動議ニ贊成者ガゴザイマシタカ
ラ採決イタシマス、阪谷男爵ノ動議ニ同意
ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

〔起立者多數〕

○議長(公爵德川家達君) 過半数ト認メマ
ス、政府ノ同意求メマス……政府ヨリ同意
ヲ得マシタ

○議長(公爵德川家達君) 日程第二十六、
學術研究ノ獎勵助長ニ關スル建議案、公爵
一條實孝君外十二名發議、會議、建議案ノ朗
讀ハ省略イタシマシテ御異存ゴザイマセスカ
ラ〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト認
メマス、阪谷男爵ノ登壇ヲ望シマス

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタ
メ茲ニ載録ス〕

學術研究ノ獎勵助長ニ關スル建議案
右貴族院規則第六十九條ニ依リ提出候也
昭和六年三月十四日

發議者

公爵一條 實孝 侯爵中御門經泰
伯爵溝口 直亮 男爵大井 成元
子爵東園 基光 佐藤 三吉
新渡戸稻造 男爵阪谷 芳郎
伊澤多喜男 南 弘

會知 鐵吉
田村 新吉

田所 美治

男爵郷 誠之助
男爵小畑大太郎
男爵黒田 長和
男爵岩倉 道俱
男爵池田 長康
男爵足立 豐
男爵松岡 均平
男爵井上 清純
男爵伊江 朝助
男爵周布 兼道
男爵北島 貴孝
男爵關 義壽
男爵稻田 昌植
男爵大寺 純藏
男爵渡邊 修二
原 保太郎
中村純九郎
福永吉之助
片岡 直溫
鍋島桂次郎
竹越與三郎
川上 親晴
湯地 幸平
長岡隆一郎
大津淳一郎
樺山 資英
馬越 恭平
米村清四郎
稻畑勝太郎
尾崎元次郎
村山 龍平
關 直彦
大川平三郎
小塩八郎右衛門
花井 卓藏
佐藤 信古
田中 一馬
小林 暢
本間千代吉
貴族院議長公爵德川家達殿

男爵金子 有道
男爵有地藤三郎
男爵井田 繁楠
男爵今國 國貞
男爵伊藤 文吉
男爵松尾 義夫
男爵寺島 敏三
男爵高崎 弓彦
男爵中村 謙一
男爵近藤 滋彌
男爵沖 貞男
男爵三須 精一
男爵佐藤達次郎
男爵國田 武彦
男爵深尾隆太郎
三宅 秀
岡崎 邦輔
阪本彰之助
石渡 敏一
藤田 四郎
松本 丞治
中川小十郎
赤池 濃
加藤政之助
小久保喜七
松村 義一
服部金太郎
大橋新太郎
伊澤平左衛門
石川 三郎
本山 彦一
林 平四郎
坂田 貞
齋藤 善八
八木 春樹
松本勝太郎
野村 徳七
絲原武太郎
汀

學術研究ノ獎勵助長ニ關スル建議
國勢進展ノ根本方策トシテ政府ハ學術研
究ノ獎勵助長ニ關シ速ニ適當ナル對策ヲ
講ゼラレンコトヲ望ム
右建議ス

〔男爵阪谷芳郎君演壇ニ登ル〕

○男爵阪谷芳郎君 只今日程ニ上ホリマシ
タ建議案デゴザイマスルガ、是ハ誠ニ明白
ナ事柄デゴザイマシテ、趣旨ハ極メテ明瞭
ト存ジマス、唯、今日此建議ヲ必要トスル
所以ハ、今年度ノ豫算ノ上ニ見マシテモ、
政府ハ經費節約ニ努メラレタ結果ト致シマ
シテ、十把一束ニ矢張り此學術研究ニ關ス
ル費用ヲモ削減ニナシテ居リマス、誠ニ其金
額ハ小サイモノモゴザイマスルケレドモ、
非常ニ其結果カラ見ルト惜シイコトガ多々
アルヤウニ存ゼラレマス、ソレカラ又今年度
ノ豫算バカリデナク、來年度ノ豫算、即チ
過日茲ニ本院ヲ通過イタシマシタ豫算ニモ
アリマスル通り、政府ハ次ノ、即チ七年度
以降ノ豫算ニ付テハ大ニ財政行政ノ整理
ヲシテ、中央地方ヲ通ジテ、大ナル財政行政
ノ整理改革ヲ斷行セラレタスル趣キデア
リマス、デ其場合ニ於キマシテ、又再ビ學
術研究ニ關シマスル費用迄モ斧鉞ヲ加ヘラ
ルト云フコトデアリマス、非常ニ殘念ナコ
トニ我々ハ考ヘルノデアリマス、國家ノ進
歩ハ各民族、人類ノ努力ニ俟ツノデアリマ
シテ、日進月歩五ニ此進歩ヲ爭フテ居ル譯
デアル、ソレデ世界大戰後ノ結果ニ見マス
ルニ、何レノ國モ非常ナ財政ノ困難ニ遭遇
イタシテ居ル、世界ノ最モ富シク國ト雖
モ、非常ナ財政困難ニ遭遇イタシテ居リ、
又戰敗國トシテハ最モ財政困難ニ遭遇イタ
シテ居ルニモ拘ラズ、此學術研究ノコトニ
付キマシテハ、皆其費用ヲ惜マズニヤッテ
居ルト云フコトハ明カデアリマス、是ハ要
スルニ進歩ヲ競フ上ニ於テハ、現代ヨリモ
一歩々々先キニ出ヅルト云フコトヨリ外
ニ、他ニ勝ルト云フ道ガナイノデアリマス
カラ、此研究ニ重キヲ置クト云フコトハ當

然ノコトデアリマス、殊ニ獨逸ノ如キハ教育ノ方法マデモ一變シテ居ル、天才教育、即チ天才ヲ助長スルコト云フ、此天才教育ノ方ニ、教育ノ方針マデモ改メテ之ヲ斷行シツツアルト云フ次第デアリマス、元來獨逸ハ從來ト雖モ非常ニ此學術ノ研究ニハ意ヲ用キタノデアリマス、獨逸ノ國柄ハ御承知ノ如ク決シテ天惠ニ富ンダ國デハナイ、國內ニ豐富ナ石油ガアルデモナク、硝石ガアルデモナク、食糧ト雖モ支ヘルコトガ……輸入ニ仰ガナケレバナラヌト云フヤウナ、所謂天惠カラ申セバ寧ロ少イ國デアアル、然ルニ歐洲大戰四年間ニ互リマシテ、四面敵ヲ受ケ、其四面ノ敵ヲ擊破シ、或場合ニハ非常ナ勢ヒヲ以テ巴里マデモ陷落セムトスル位マデモ働イタノデアリマスルガ、結局戰敗ニ終ラケレドモデス、此四年間ニ於テ其國內ニ無イ物資ヲ學術研究ノ結果ニ依テ之ヲ支ヘ來タト云フコトハ實ニ驚クベキコトデアリマス、私モ戰爭中ニ歐羅巴ニ參リマシテ、其事情ヲ實際ニ見聞イタシタノデアリマスルガ、食物ノ不足カラ、油ノ不足カラ、又金屬類ノ不足カラ、色ミナ物ヲ色ミ研究工夫シテ、之ヲ供給シテ四年ノ久シキニ堪ヘタ、而シテ戰敗後ノ今日ニ於テハ更ニ此研究ニ重キヲ置キテ國家ノ立直シヲスル、詰リ獨逸ノ今日ヲ立直スノハ學術研究ニ重キヲ置カザルヲ得ヌト云フコトデアリマス、又米國ハ之ニ反シテ非常ニ此天惠ニ富ンダ國デアアル、天惠ニ富ンダ國デアアルガ、米國ニハ人口ガ比較的今日マデ少ナカッタノデアリマスルガ、是亦學術研究ニ重キヲ置イテ頻リニ此發明ヲ獎勵シテ、既ニ有スル富源ヲ開發シテ今日ノ大ヲ成シタノデアリマス、ソレデ今日ノ我國ノ教育ノ方法ニ付テ論ジマスルト、教育ノ制度トシテハ殆ド十分申シテモ宜カラウ、既ニ今日ニ於テモ教育費ガ多イトカ、或ハ高等學校ノ數ガ多過ギルトカ云フヤウナ論ガ出ル位デアリマス、私ハ決シ

テソレヲ贊成スルコト云フ意味デハアリマセヌガ、兎ニ角日本ノ國民教育、又高等教育ト云フモノハ餘程進ンデ居ル、又普及イタシテ居ルノデアリマスルガ、今日我ニガ建議セムトスル所ノ學術ノ研究ト云フ方面ニ於テハ缺ケテ居リマス、是ハ甚ダ遺憾ナコトニ存ズル次第デアリマシテ、今後ノ日本ノ政策トシテハ、學術研究ト云フコトニ重キヲ置イテ行カナケレバナラヌ、世間デハ一般ニ教育、成程教育ト言ヘバ廣イ意味デ含マレル譯デアリマスルケレドモ、唯、學校デ以テ人ヲ教育シテ行クト云フコト、其教育ニ依テ成レル人才ノ知識ヲ研究ノ方ニ振向ケテ行クテ、所謂發明ヲ盛ニスル、是ハソコニ心ヲ用キ所ガ違フノデアリマス、今後ノ我國ノ必要ハ、此研究ト云フコトニドウシテモ重キヲ置カナケレバナラヌ、然ルニドウモ日本ノ政府ト言ハズ、又民間ト言ハズ、此研究ト云フコトヲ輕ンズル意味デハアリマス、決シテ重シテ居ラナイ、政府ノ行政整理ト云フ改革ニ致シマシテモ、亦民間デ會社其他デ行フ改革ニシテモ、此研究ト云フモノヲ無駄ナモノノヤウニ考ヘル、マア研究ト云フヤウナ暇ノ掛カルコトハ、是ハ先ツ削減シテ置カウト云フヤウニ、其大事ナ、最モ大事ニセネバナラヌ研究ト云フコトヲ後ニシテ、サウシテマア會社デ申セバ配當ノ方ヲ多クシヤウ、政府デモマア研究ハ是ハ唯學者ガ暇ニマカシテアルノダカラト云フヤウナ、悉クサウデアルト云フ意味デアリマセヌケレドモ、ドウモ日本ノ政府、又民間ノ氣風ガ研究ニ重キヲ置ク、又研究ヲ基礎トセネバナラヌト云フコトガ、ロニハ言フケレドモ、實際ガソレニ伴フテ居ラヌト云フコトノ感ガ多イノデアリマス、併シ今日ト致シマシテハ餘程日本ノ知識ガ一般ニ進ンデ參リマシテ、是マデ發明ト云フコトニ於キマシテモ餘リ立派ナ發明ガ出ナカッタノデアリマスガ、近來ハ段々立派ナ發明モ出ルヤウニナツテ參

リマシテ、近來政府モ民間モ盛ニ唱ヘテ居ル所ノ、詰リ國產獎勵、國產愛用ト云フコトガ近來我國官民ノ「モットー」ニナリマシタノデスガ、從來矢張り國產獎勵トカ國產愛用ト云フコトモ屢、言ハレタノデアリマスケレドモ、其當時ニハ實際口ニハ言フケレドモ、日本デ物ノ良イモノガ出來ナカッタ、然ルニ歐洲大戰中ヨリ日本ノ學藝技術ガ非常ニ進ンデ參ッテ、立派ナ品物ガ日本デ出來ルバカリデナク、日本デ出來ル品物ヲ海外ヘ供給スル、歐羅巴ヘマデモ輸出スルト云フヤウニナツテ參ッタノデアリマス、又發明ニ致シマシテモ、前申ス通りニ段々世界的ノ發明ガ出ルヤウニナツテ參ッタ、現ニ一二例ヲ舉ゲテ申セバ、豐田ト云フ人ノ自動織機ノ如キハ英吉利ノ方ヘ其特許ガ買ハレテ、英吉利ノ方ノ有名ナ織場ヲ以テ豐田式ノ織機ヲ用ヒルト云フヤウニナツテ居ル、又京都ノ島津源藏サンノ蓄電池ニ用ヒマスル所ノ鉛ノ粉ノ製造法ト云フモノハ、是亦世界的ノ發明デアリマシテ、亞米利加ノ方デモ其發明ヲ買ッテ參ッタ、詰リ斯ウ云フ例ハ外ニモ段々ゴザイマスガ、近年ニ於テ著シイノデアリマス、殊ニ畏イコトデゴザイマスガ、今上陛下ニハ踐祚ノ詔ニ於テ「模範ヲ戒メ創造ニ励ム」詰リ日本ハ今マデ多ク海外ノ後ヲ追隨シタノデアアルケレドモ、今後ハ國民トシテ「オリヂナリチー」創造ト云フコトニ努メナケレバナラヌト云フ御言葉ヲ下シ賜ッタノデゴザイマス、陛下ニハ畏イコトデゴザイマスガ、御自身自カラ宮中ニ研究所ヲ御設ケニナツテ、食物其他ノ御研究ヲ遊バシ、身ヲ以テ發明研究ヲ御獎勵遊バシト云フコトデアリマス、昨年ハ宮中ニ發明家ヲ御召シニナルト云フヤウナ御優待マデ賜ハリマシタヤウナコトデ、誠ニ今日ノ時勢ヲ御洞觀遊バサレタ大御心ニハ感佩ノ外ハナイノデアリマス、サウ云フヤウナ次第デ、政府ニ於テモ亦商工省ニ於テモ、發明ノコトハ努メテ居ラレマスガ、

ドウモ此現在ノ下ニ於キマシテハ、研究ノ機關ガアツテモ其連絡ガ十分デナイ、費用ガ足ラナイ、所謂統制ト云フモノガ十分デナイ、而シテ折角發明ガ出來テモ、其發明ヲ保護スル、獎勵スル機關、法律ト云フモノガマダ十分デアリマセヌ、ソレ故ニ近年往々耳ニ致シマスノハ、日本デ折角出來タ良イ發明ガ、日本ノ資本家ニ容ラレナイガ爲メ、外國ヘソレヲ持チ出スト云フヤウナコトヲ往々聞キマス、此發明ト申シマスルモノハ丁度下和之壁……支那ノ話ニアル下和之壁見タヤウナモノデ、其壁ガ、十分ニ磨カナケレバ中ニ非常ニ貴重ナ壁ガアルト云フコトガ分ラヌ、下和ガ壁ヲ懷イテ足ヲ切ラレ、手ヲ切ラレ、コ、ナ僞リ者ダト言ハレテ、山ノ中デ泣イテ死ンダト云フヤウナコトガ支那ノ物語ノ中ニアリマスルガ、丁度今日ノ研究家ガ折角良イ發明ヲシ、良イ研究ヲ積ンデ、折角良イ物ガ出來テモ世間ニ容ラレレルマデニ非常ニ苦心ガアリマス、ソレガ爲メニ特許局モアリ、特許法モアルノデアリマスルケレドモ、未ダ是等ノ制度、法律ト云フモノニ完全ナラザル所ガアル、ソコデドウシテモ學術ノ研究ト云フコトガ現在ノ儘デアツテモ、ソコニ統一連絡ト云フモノガモウ少シ十分行カネバナラヌ、現在東京ノ市內、東京府下デモ大方官民ノ研究所ヲ悉ク入レラレマシタラ六百位アルデセウケレドモ、其連絡ガ十分ナイ、ソレダカラ日本ノ學者ノ醫學上ノ發明ノ中ニハ、却テ其人ガ獨逸ノ研究所ニ於テ發明シタト云フヤウナモノガ段々アル、即チ向フデハ研究所ナド能ク備テ居ル、日本デハソレガ備テ居ラヌト云フヤウナ結果カラ、日本ノ學者デアツテ却テ獨逸ノ研究所ヘ行ッテ發明シタト云フヤウナコトガアルノデアリマス、ソレデ此發明特許ノ出願、其他ニ付テ比較シテ見マシテモ、日本ハ決シテ今日質ニ於テ、若クハ量ニ於テ他國ニ優レテ居ルト云フ譯ニハ行カナイ、遙カニ遜色ガアル

ノデアリマス、是等ノコトハ餘程今後政府ガ注意シナケレバナラス、單リ政府バカリデハナイ、官民共ニ此學術研究ニ重キヲ置イテ、其學術研究ヲ益、助長スルヤウニ努メナケレバナラスコトデアラウト思フ、ソレガ口ハサウ云フケレドモ、精神ガマダソコニ徹底シテ居ラス、故ニ於此建議案ニ依テ十分其精神ヲ徹底セシメ、今後ノ根本策此方針ニ依テ今後官民共ニ行カナケレバナラス、政府ガ大ナル行政整理、財政整理ヲスルニシテモ此根本方針ニ誤ラナイヤウニシナケレバナラス、斯ウ云フ事ヲ今日貴族院ニ於テ全會一致決議シテ置タト云フコトハ、非常ニ今後我國ノ發展ノ上ニ一紀元ヲ畫スルコトデアリカト信ズルノデアリマス、色々此發明ノコト、發明獎勵ノコト、又學術研究獎勵ノコトニ付キマシテハ、外國ノ例モ澤山ニゴザイマスケレドモ、外國ノ事ヲ別ニ茲ニ管々シテ申上ゲル必要ハナイ、皆サシハ十分ニ學術研究ノ必要ト云フコトハ御認メ下サルコト思フ、デアリマス、今日議事編纂イタシテ居ル際デゴザイマスカラ、私ノ提案ノ理由ハ此邊ニ止メテ置キマス、ドウカ全會一致御賛成アラムコトヲ偏ニ御願ヒ申シマス次第デアリマス

【子爵東國基光君演壇ニ登ル】

○子爵東國基光君 私ハ只今阪谷男爵ヨリ續々御説明ニナリマシタ、學術研究ノ獎勵助長ニ關シマスル建議案ニ賛成ヲ致シマス者デアリマス、會期モ甚ダ切迫イタシテ居ル時デアリマスルカラ、極メテ簡單ニ贊成ノ趣旨ヲ申上ゲテ置キタイト存ジマス、本案ノ理由ニ付キマシテハ、最早男爵ヨリ詳細ナル御説明ガゴザイマシタカラ、今更新シタ附加ハマスモノハナイノデアリマスルガ、誠ニ此學術ノ研究ハ一國ノ文明ノ度ヲ測リマス一ツノ尺度デアリマス、又廣ク人類ヨリ見渡シマスレバ、誠ニ福祿ノ源泉デアリノデアリマス、我國ノ昨今ノ財界、事

業界等ノ極メテ不振デアリマスルニ方リマシテハ、今日ニ於キマシテ最早經濟界ノ問題ニ止マリマセズ、社會上ノ問題、政治上ノ問題ニ及ンデ居ルノデアリマス、是等ニ對シマシテ種々ナル對策ヲ論議セラレテ居リマスルケレドモ、未ダ其根本ヲ穿チマス所ノ對策ガ設ケラレテ居ラスノデアリマス、學術研究ハ之ヲ實際社會ニ對比イタシマスレバ、即チ個人トシテハ或ハ衣食住ノ改善ニモナリ、或ハ又廣ク産業ノ隆興ノ基ヲ成スモノデアリマス、又軍事ト致シマシテハ申ス迄モナク、或ハ兵器其他ノ發明ニ依テ國防ノ充實ヲ期セララルノニ依ルノデアリマス、先刻男爵ヨリモ例ヲ御舉ゲニナリマシテデアリマスルガ、戰敗後ノ獨逸ノ國家ト致シマシテハ、我國ノ目下ノ狀況ガ非常ニ不況デアラルト云フコトハ勿論デアリマスルケレドモ、中ニ是等ニ比スベキモノデハナイノデアリマス、此種ナ時ニ方リマシテ、全ク國民ノ覺悟ト云フモノガ眞劍ニナクノデアリマス、御承知ノ如ク通貨ハ其價格ヲ非常ニ低落イタシマシテ、全ク國民ノ財産ヲ奪ヒ去ルト云フヤウナ狀況デアリ、又各營利會社ノ如キハ純益ノ大部分ト云フモノハ租稅ニ取上ゲラルト云フヤウナ有様デアリノデアリマス、斯ノ如キ時ニ於テこそ、眞ニ國民ガ眞面目ナル眞劍ナル研究ニ向フト云フノハ尤ナコトデアルト考ヘルノデアリマス、此種ナ時ニ於キマシテ、勿論或ハ租稅ノ輕減モ必要デアリマセウ、又各種事業ニ對シマスル國家ノ補助等モ必要デアリマセウケレドモ、更ニ大切ナル問題ハ、根本トシテ、國家ノ將來ニ對シマシテ、或ハ人材ノ養成、學者ノ研究等ヲ一層導キマスコトハ、一刻モ忘ルルコトノ出來ナイ問題デアリノデアリマス、世界大戰後ノ諸國ニ於キマシテハ、各方面ニ、政府ト言ハズ民間ト言ハズ、如何ニシテ將來國家ノ基礎ヲ定ムベキカト云フコトニ付キマシテノ研究ハ、期セズシテ學術ノ研究ト云フ

コトニ一致シタデアリマス、金額ノコトヲ申シテ如何カト存ジマスガ、先刻男爵ヨリ御話ガデアリマシタ通り、獨逸等ニ於キマシテモ、アノ悲惨ナル所ノ戰敗ノ後ヲ承ケマシテモ、尙本年々特別ニ研究費ト致シマシテ、八百萬馬克餘ノ費用ヲ支出イタシテ居ルノデアリマス、尙亦又戰前ニアリマシタ所ノ所謂「カイザー・ウキルヘルム」ノ研究所デアリマスガ、是等ノ數ヲ非常ニ殖ヤサレマシテ、之ニ又特ニ五百萬馬克餘ノ費用ヲ研究ノ爲ニ出サレテ居ルノデアリマス、此種ナ、國家ノ基礎ガ如何ニナルカ、國家ノ存亡ガドウデアラルカト云フ時期ニ於キマシテモ、尙亦國家將來ノ爲ニ學術ノ研究ヲ怠ルコトナク、未來ノ健全ナル國家、隆昌ナル國家ヲ建設シマス上ニ於テ、一刻モ此觀念ヲ忘レナカ、タノデアリマス、勿論、人ガ大病イタシマシテ、種々ナル治療ヲ致シマス場合ニモ、固ヨリ健康ノ基礎ヲ固リマスニ付テ種々ナルコトモアリマセウケレドモ、亦焦眉ノ急ト致シマシテ病勢ノ緩和ヲ圖ルコトガ必要デアリマス同様に、勿論生活ノ脅威等ヲ緩和イタシマス爲ニ、或ハ租稅ノ輕減デアラルカ、其他種々ナルコトモ固ヨリ必要ナルコトデアルト存ジマス、併ナガラ根本ノ國家ノ培養ニ付キマシテハ、全ク人材養成、學術研究ヲ以テマシテ、將來ノ國家ニ俟ツト云フコトノ堅イ眞面目ナル決心ニ出發シナケレバ、前途誠ニ國家ノ爲ニ深憂ニ堪ヘナイノデアリマス、獨逸ノ如キハ申ス迄モナク、學術ノ先進國デアリマスルガ、其他、先刻阪谷男爵ノ御話ニアリマシタ通り、亞米利加ニ於テモ然リ、又英國ノ如キニ於テモ特別ナル研究所ヲ設ケラレ、此爲ニ年々又數百萬圓ノ費用ヲ投ジテ居ルノデアリマス、又小國デ申シマスレバ、白耳義ノ如キ、是ハモウ戰爭ノ慘禍ノミヲ受ケテ何等利スル所ナク、辛ウジテ餘命ヲ保ツト云フヤウナ白耳義ニ於キマシテモ、國王陛下ノ特別ノ御提

唱ニ依リマシテ、三四年前デアリマシタカ、特ニ研究者養成ノ爲ニ非常ナ御努力ガアリマシテ、官民相集リマシテ、一億數千萬法郎金ヲ得タヤウナ次第デアリマス、爾來我國ノ現況ヲ眺メマスルト、御承知ノ通り、理化學研究所ナルモノガゴザイマスルケレドモ、僅ニ二十數萬圓ノ費用ヲ以テ仕事ヲ致シテ居ルノデアリマス、又其他文部省ニ於キマシテ、自然科學ノ研究獎勵費、或ハ精神科學ノ研究獎勵費等モゴザイマスルガ、是等ヲ合シマシテモ僅ニ十萬圓餘ニ止マシテ居ルノデアリマス、現在ノ不況ニ當リマシテ、所謂緊縮政策モ勿論必要ナルコトデアリマセウ、併ナガラ此不況ヲ永遠ニ救済イタシマスルコト云フコトハ、即チ國力ノ伸張ヲ圖リマスル最モ其根幹トナリマスル所ノ學術研究ヲ忘レルコトハ出來ナイノデアリマス、明治ノ初年以來、文明ノ輸入ト共ニ、各般ノ教育ヲ振興セラレ、種々ナル方面ノ努力ガアリマシタケレドモ、未ダ我國ニ於キマシテ、工業ト致シテモ、世界ニ誇リマスルコトハ、誠ニ僅少ナモノデアリマス、或ハ民間ニ於キマシテ大工業ガ起リマシテモ、是等モ全ク輸入ニ過ギナイノデアリマス、大體、今日ノ學者又ハ技術者等ニ對シマシテ、往々ニシテ其重要ナル職責ナルコトヲ、所謂政治家方面ヨリ輕ンゼラル、虞レガアルノデアリマス、然ラバ我國ノ所謂學者、研究者ハ、何カ特殊ナル劣所ノ理由ガアルノデアラルカト云フコトヲ考ヘナケレバナラスノデアリマス、併ナガラ諸君ノ御觀察ノ通り、我が國ノ所謂學者、研究者等ニ於テ、決シテ他國ニ比シテ敢テ劣ル所ノアルモノヲ見ナイノデアリマス、然ラバ之ニ對シテ更ニ有力ナル確平タル將來ヲ有ランメルノニハ、何カ大ナル力ヲ以テ之ヲ救ハナケレバナラス、即チ國家ハ是等ノ學者ヲ養成、研究ニ對シマシテ特段ナル力ヲ加ヘマセウケレバ、決シテ現在ノ儘ニ放任スルコトガ出來ナイノデアリマス、現今、

各種ノ大工業等ヲ見渡シマシテモ、最早、今日ニ於キマシテハ、應用ノ學問位デハ決シテ前途ヲ樂シムコトガ出來ナイノデアリマス、ドウシテモ純正ナル科學ノカニ依ルコトガ極メテ多イノデアリマス、是等ヲ考ヘマシテモ、我國ノ將來、國本ノ確立ニ付キマシテハ學術ノ研究ヲ決シテ忽セニ出來ナイト云フコトハ最早明瞭デアルト存ズルノデアリマス、ドウカ本建議案ハ本院ノ滿場一致ノ御賛成ヲ得マシテ、之ニ依テ政府ハ獨リ是ハ現政府ノミデナイノデアリマス、帝國ノ政府ノ方針ヲ致サレマシテ、所謂獨創的學者ノ養成或ハ發明研究ノ獎勵、或ハ官民ヲ問ハズ、各種團體ノ援助ヲセラレマス等、國家ノ基礎ニ對シテ確乎拔クベカラザル所ノ力ヲ與ヘラレコトヲ深甚ニ祈ル次第デアリマス、最早提出者ニ於カレマシテ十分ニ御説明モゴザイマシタコトデ、私ハ單ニ賛成ノ意ヲ表シマシテ聊カ所見ヲ加ヘマシテ、茲ニ諸君ノ御清聽ヲ汚シタ次第デアリマス

○議長(公爵德川家達君) 本建議案ニ付キ他ニ發言者モナイト認メマスカラ採決ヲ致シマス、本建議案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

(議員起立)

○議長(公爵德川家達君) 全会一致ト認メマス

○議長(公爵德川家達君) 日程第一、電氣事業法改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、逕信省政務次官中村啓次郎君

電氣事業法改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和六年三月十七日

衆議院議長 藤澤幾之輔
貴族院議長公爵德川家達殿

(小字及ハ衆議院ノ修正ナリ)
電氣事業法改正法律案

電氣事業法

第一條 本法ニ於テ電氣事業ト稱スルハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 一般ノ需用ニ應ジ電氣ヲ供給スル事業

二 一般運送ノ用ニ供スル鐵道又ハ軌道ノ動力ニ電氣ヲ使用スル事業

三 第一號又ハ前號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業

第二條 本法ニ於テ電氣工作物ト稱スルハ電氣ノ供給又ハ使用ノ爲施設スル水路、貯水池、器具、機械、電線路其ノ他ノ工作物ニシテ電氣事業ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

前項ニ於テ電線路ト稱スルハ電氣ノ傳送ニ用フル電氣導體及之ヲ支持シ又ハ保護スル工作物ヲ謂フ

第三條 電氣事業ヲ營マンツル者ハ左ノ書類ヲ具シ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 起業目論見書

二 工事設計書

三 工事費概算書

四 事業上ノ收支概算書

電氣事業者前項ノ書類ニ掲グル事項中重要ナルモノヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四條 電氣事業者ハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請シ、工事ニ著手シ及其ノ事業ヲ開始スベシ

主務大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

第五條 電氣事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ工事ヲ施行シ又ハ電氣工作物ヲ使用スルコトヲ得ズ

第六條 電氣事業者ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ他人ノ土地ニ立入り電氣工作物ノ施設ニ關スル調査若ハ測量ヲ爲シ又ハ工事ノ爲他人ノ土地ニ立入ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ少クモ五日前ニ市町村長ニ其ノ日時及場所ヲ通知シ市町村長ハ之ヲ告示シ又ハ其ノ旨ヲ土地ノ占有者ニ通知スベシ

電氣事業者ハ電氣工作物ノ修理又ハ巡視ノ爲必要アルトキハ其ノ工作物ヲ施設シタル他人ノ土地又ハ建造物ニ立入ルコトヲ得但シ日没ヨリ日出迄ノ間ニ於テハ危險急迫ノ場合ニ非ザレバ占有者ノ意ニ反シテ邸宅又ハ建造物ニ立入ルコトヲ得ズ

第七條 電氣事業者ハ必要アルトキハ電線路ノ施設又ハ保守ニ障害ヲ及ボスベキ植物ヲ伐除シ又ハ移植スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ電氣事業者ハ植物ノ所有者ト協議スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ之ヲ伐除シ又ハ移植スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ少クモ五日前ニ其ノ旨ヲ土地ノ所有者及占有者ニ通知スベシ

危險急迫ノ場合ニ於テハ電氣事業者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ直ニ植物ヲ伐除シ又ハ移植スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨ヲ行政官廳ニ届出デ且植物ノ所有者ニ通知スベシ

第八條 電氣事業者ハ道路、橋梁、溝渠、河川、堤防其ノ他公共ノ用ニ供セラルル土地ノ地上又ハ地中ニ電線路ヲ施設スル必要アルトキハ其ノ效用ヲ妨ガザル限度ニ於テ其ノ管理者ノ許可ヲ受ケテ之ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ電氣事業者ハ管理者ノ定ムル所ニ依リ使用料ヲ納ムベシ

管理者正當ノ事由ナクシテ第一項ノ許可ヲ拒ミタルトキ又ハ管理者ノ定メタル使用料ノ額ヲ不相當ナリトスルトキハ主務大臣ハ電氣事業者ノ申請ニ依リ使用ヲ許可シ又ハ使用料ノ額ヲ定ムルコトヲ得

前三項ノ規定ハ道路法ニ依ル道路及其ノ附屬物並ニ道路法第七條ノ規定ニ依リ同法ノ規定ヲ準用スル道路及其ノ附屬物ト爲ルベキモノニ關シテハ之ヲ適用セズ

第九條 電氣事業者ハ必要アルトキハ現在ノ使用方法ヲ妨ガザル限度ニ於テ他人ノ地上ノ空間若ハ地中ニ電線路ヲ施設シ又ハ建造物ノ存在セザル他人ノ土地ニ電線ノ支持物ヲ建設スルコトヲ得

電氣事業者前項ノ規定ニ依リ他人ノ土地ヲ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ所有者及占有者ト協議スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ其ノ使用ノ範圍ヲ定メ豫メ地方長官ノ許可ヲ受ケテ其ノ工事ニ著手スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ少クモ五日前ニ其ノ旨ヲ土地ノ所有者及占有者ニ通知スベシ

第十條 第六條、第七條及前條ノ場合ニ於テ現ニ生ジタル損失ハ電氣事業者之ヲ補償スベシ

前項ノ補償金額ハ當事者間ノ協議ニ依リ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ許可ヲ爲シタル行政官廳之ヲ裁定ス裁定ニ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ電氣事業者ヲシテ損失ノ補償ニ充ツベキ金額ヲ供託セシムルコトヲ得

第十一條 電線路ヲ施設シタル土地ノ近接地又ハ第九條ノ規定ニ依リ電線路ヲ施設シタル土地ノ所有者又ハ占有者ハ土地ノ使用方法ヲ變更スル爲必要アル

ル使用料ノ額ヲ不相當ナリトスルトキハ主務大臣ハ電氣事業者ノ申請ニ依リ使用ヲ許可シ又ハ使用料ノ額ヲ定ムルコトヲ得

前三項ノ規定ハ道路法ニ依ル道路及其ノ附屬物並ニ道路法第七條ノ規定ニ依リ同法ノ規定ヲ準用スル道路及其ノ附屬物ト爲ルベキモノニ關シテハ之ヲ適用セズ

第九條 電氣事業者ハ必要アルトキハ現在ノ使用方法ヲ妨ガザル限度ニ於テ他人ノ地上ノ空間若ハ地中ニ電線路ヲ施設シ又ハ建造物ノ存在セザル他人ノ土地ニ電線ノ支持物ヲ建設スルコトヲ得

電氣事業者前項ノ規定ニ依リ他人ノ土地ヲ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ所有者及占有者ト協議スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ其ノ使用ノ範圍ヲ定メ豫メ地方長官ノ許可ヲ受ケテ其ノ工事ニ著手スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ少クモ五日前ニ其ノ旨ヲ土地ノ所有者及占有者ニ通知スベシ

第十條 第六條、第七條及前條ノ場合ニ於テ現ニ生ジタル損失ハ電氣事業者之ヲ補償スベシ

前項ノ補償金額ハ當事者間ノ協議ニ依リ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ許可ヲ爲シタル行政官廳之ヲ裁定ス裁定ニ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ電氣事業者ヲシテ損失ノ補償ニ充ツベキ金額ヲ供託セシムルコトヲ得

第十一條 電線路ヲ施設シタル土地ノ近接地又ハ第九條ノ規定ニ依リ電線路ヲ施設シタル土地ノ所有者又ハ占有者ハ土地ノ使用方法ヲ變更スル爲必要アル

トキハ命令ノ定ムル所ニ依リ電氣事業
者ニ對シ障害ノ豫防又ハ除却ニ必要ナ
ル方法ヲ施スコトヲ請求スルコトヲ
得

前項ノ工事ニ要スル費用ハ命令ニ別段
ノ定アル場合ヲ除ク外電氣事業者ノ
負擔トス但シ其ノ工事ヲ爲シタル後正
當ノ事山ナクシテ豫定ノ變更ヲ爲サザ
ルトキハ請求者ノ負擔トス

第十二條 電氣事業者ハ地中電氣工作
物ヲ施設スル場合ニ於テハ他人ニ屬スル地
中電氣工作物ノ位置ヲ變更スル必要ア
ルトキハ當該工作物ノ效用ヲ妨ゲザル
限度ニ於テ其ノ位置ヲ變更シ又ハ其ノ
工作物ノ所有者ヲシテ其ノ變更ヲ爲サ
シムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ電氣事業者ハ工作
物ノ所有者ト協議スベシ協議調ハズ又
ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ命令
ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受
クベシ

第十三條 電氣工作物相互間及電氣工作
物ト其ノ他ノ工作物トノ間ニ於ケル障
害防止ノ爲必要ナル施設ニ關スル事項
ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 前二條ニ規定スル工事又ハ施
設ニ關スル費用ノ負擔、損失ノ補償其ノ
他ノ事項ハ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除
ク外當事者間ノ協議ニ依リ協議調ハ
ズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ
主務大臣之ヲ裁定ス

電氣工作物ト其ノ他ノ工作物トノ間ニ
關スル裁定中負擔金額又ハ補償金額ニ
付不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル
日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スル
コトヲ得

第十五條 電氣事業者ハ正當ノ事由アル
ニ非ザレバ電氣ノ供給ヲ拒ムコトヲ得
電燈ノ光度、供給斯ニ於テ保持スベキ

電壓、周波數、電氣工作物其ノ他供給
業務ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定
ム

第十六條 電氣事業者ハ主務大臣ノ許可
ヲ受クルニ非ザレバ供給事業ノ全部又
ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得
ズ

第一條第一號又ハ第三號ノ電氣事業會
社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ハ主
務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ
效力ヲ生ゼズ

第十七條 電氣事業者電氣料金其ノ他供
給條件ヲ設定シ又ハ變更セントスルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ
認可ヲ受クベシ

主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルト
キハ電氣事業者ニ對シ電氣料金其ノ他
供給條件ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコ
トヲ得

第十八條 第一條第一號又ハ第三號ノ電
氣事業會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ主
務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル
電氣工作物施設ノ費用ニ充ツル爲株金
全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スル
コトヲ得

第十九條 第一條第一號又ハ第三號ノ電
氣事業會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其
ノ事業ニ屬スル電氣工作物施設ノ費用
ニ充ツル爲商法第二百條ノ規定ニ依リ
制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得
但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ
二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存ス
ル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザル
トキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付
テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ屬
スルモノヲ抵當ト爲スコトヲ要ス但シ
特別ノ事情アル場合ニ於テ主務大臣其
ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ

在ラズ

第二十條 電氣事業者ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ主任技術者ヲ選任シ技術ニ關ス
ル事項ヲ擔任セシムベシ

主務大臣ハ主任技術者ガ其ノ職務ヲ怠
リ又ハ其ノ職務ヲ行フニ當リ不當ナル
行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ解任ヲ命ズ
ルコトヲ得

第二十一條 第一條第一號又ハ第三號ノ
電氣事業會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ他
ノ事業ヲ營ムコトヲ得ズ

第二十二條 電氣事業者會計ニ關スル事
項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 行政官廳ハ電氣事業者ニ對
シ電氣工作物及其ノ工事並ニ業務及財
產ノ狀況ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ
爲サシムルコトヲ得

主務大臣ハ電氣工作物及其ノ工事、業
務並ニ會計ニ關シ電氣事業者ニ對シ改
善、改善其ノ他監督上必要ナル事項ヲ
命ズルコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ公益上必要アリ
ト認ムル場合ニ於テハ電氣設備ノ效用
ヲ増進シ又ハ電氣ノ供給ヲ調節スル爲
電氣事業者ニ對シ電氣工作物ノ施設、
變更若ハ共用、電氣ノ流用又ハ工事ニ
關スル期間ノ伸縮ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ因リ必要ヲ生ジタル工事
費用ノ負擔其ノ他ノ事項ハ關係電氣事
業者ノ協議ニ依リ協議調ハズ又ハ協議
ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣之
ヲ裁定ス

第二十五條 電氣事業者ハ主務大臣ノ認
可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部
又ハ一部ヲ讓渡スコトヲ得ズ

電氣事業者ガ電氣事業ニ屬スルモノノ
全部又ハ一部ヲ以テ設定シタル工場財
團ノ競落人電氣事業者ナルトキハ當然
其ノ事業ヲ承繼ス

第二十六條 電氣事業會社ハ主務大臣ノ
認可ヲ受クルニ非ザレバ合併ヲ爲スコ
トヲ得ズ

第二十七條 左ノ場合ニ於テハ第三條ノ
許可ハ當該範圍ニ付其ノ效力ヲ失フ
一 指定ノ期間内ニ工事施行ノ認可ヲ
申請セズ、工事ニ著手セズ又ハ事業
ヲ開始セザルトキ

二 工事施行ノ認可ナキトキ
三 供給事業ノ全部又ハ一部ニ付廢止
ノ許可ヲ受ケタルトキ

四 電氣事業會社ガ解散シタルトキ
第二十八條 主務大臣ハ左ノ場合ニ於テ
第三條ノ許可ノ全部若ハ一部ヲ取消シ
又ハ會社ノ取締役其ノ他ノ役員ノ改任
ヲ命ズルコトヲ得

一 電氣事業者ガ法令若ハ法令ニ基キ
テ爲ス處分又ハ許可若ハ認可ニ附シ
タル條件ニ違反シタルトキ

二 電氣事業者ガ其ノ供給區域内ノ一
部分ニ供給ヲ開始シタル後久シキニ
互リ其ノ殘餘部分ニ對シ電線路其ノ
他供給上必要ナル設備ヲ爲サザルト
キ

三 電氣事業者ガ公益ヲ害スル行爲ヲ
爲シタルトキ

主務大臣ハ前項第一號ノ場合ニ電氣事
業者ノ計算ニ於テ他ノ電氣事業者ヲシ
テ必要ナル施設又ハ事業ノ管理ヲ爲サ
シムルコトヲ得

第二十九條 國ハ公益上ノ必要ニ因リ第
一條第一號又ハ第三號ノ事業ヲ買收ス
ルコトヲ得

公共團體ハ公益上ノ必要ニ因リ主務大
臣ノ許可ヲ受ケテ前項ノ事業ノ買收ヲ
爲スコトヲ得

對シ殘存事業ハ全部又ハ一部ノ買收ヲ請求スルコトヲ得

第三十二條 第二十四條第一項ノ命令其ノ他電氣事業ニ關スル重要事項ニ付主務大臣ノ諮問ニ應ズル爲電氣委員會ヲ置ク

第三十三條 電氣工作物ノ損壞シ、之ニ物品ヲ接觸シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ電氣ノ供給又ハ使用ヲ妨害シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 電氣事業者ノ承諾ヲ得ズシテ電氣工作物ノ施設ヲ變更シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十五條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可ヲ受ケテ爲シタル者又ハ第十七條第二項若ハ第二十四條第一項ニ依リ命令ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 電氣事業者若ハ各號ノ一ニ該當スルキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 電氣事業者ハ其ノ代理人、主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得

第三十八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ電氣事業者ニ適用スベキ罰則ハ電氣事業者法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ニ依リ新ニ許可又ハ認可ヲ受ケベキモノト爲リタル事項ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本法ニ依リ許可又

ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

○政府委員(中村啓次郎君) 只今、上程サレマシタ電氣事業法改正法律案ノ趣旨ハ小泉逋信大臣能リ出マシテ……

○議長(公卿德川家達君) 政府委員ニ申シマスガ、發言ハモウ少し高聲ノ方ガ宜カラウカト思ヒマス

○政府委員(中村啓次郎君) 小泉逋信大臣能リ出マシテ御説明ヲ申上ゲル等デアリマスガ、生憎病氣デアリマシテ出席イタシ兼ねマスノデ、私代ニ提案ノ趣旨ヲ辯明イタシタイ、御了承ヲ請ヒマス、輒近ニ於ケル電氣事業ノ發達ハ之ヲ二十年前、現行電氣事業法制定當時ニ比較イタシマス、實ニ隔世ノ感ガアルノデアリマス、斯ノ如ク全ク面目一新イタシマシタル電氣事業ヲシテ能ク其使命ヲ完ウセシメテ國民ノ福利ヲ増進スルコトニ遺憾ナキヲ期セムト致シマスノニハ、ドウ致シマシテモ是ガ監督行政ノ基礎タルベキ法律ヲ改正イタシマシテ、能ク現下ノ實情ニ副ハシムルヤウニ努メナケレバナラヌト思フノデアリマス、御承知ノ如ク、歐洲大戰後ニ於ケル經濟界ノ變動ハ有ラユル産業ノ合理化ノ必要ニ迫ラレテ居ルノデアリマス、取リ別ケ電氣事業法ハ國民ノ日常生活ニ直接重大ナル關係ヲ有スルハ勿論、其他諸般ノ事業ニ動力ヲ供給スル所ノ基礎産業タル性質ニ鑑ミマシテ、其合理ノ統制ヲ圖ルノ必要ハ、他ノ事業ニ比シテ一層切實ナルモノガアルト存ズル次第デアリマス、本案ハ右ノ趣旨ヲ以テマシテ、電氣事業ニ對スル監督行政ノ方針ヲ確立シ、事業統制ノ據ルベキ所ヲ定メ、事業ノ正常ナル發達ヲ期スル爲ニ、現行電氣事業法ノ全部改正ヲ行ハムトスルモノデゴザイマス、仍テ何卒御審議ノ上、速ニ御協賛アラムコトヲ切ニ御願ヒ致スノデアリマス

○子爵東園基光君 只今上程サレマシタ電氣事業法改正法律案ハ重要ナル法案ト認メマスルニ依リマシテ、其特別委員ノ數ヲ十八名トシ、其選舉ハ議長ニ一任イタシタイト考ヘマス、御贊成ヲ願ヒマス

○議長(公卿德川家達君) 東園子爵ノ動議ニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公卿德川家達君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(公卿德川家達君) 御異議ナシト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ致サセマス

電氣事業法改正法律案特別委員

侯爵大隈 信常君 伯爵川村鐵太郎君 子爵東園 基光君 子爵新庄 直知君 子爵瀧脇 宏光君 小松謙次郎君 內田 嘉吉君 男爵北河原公平君 男爵有地藤三郎君 男爵近藤 滋彌君 男爵肝付 兼英君 山之内 一次君 八田 嘉明君 中村圓一郎君 下出 民義君 田村 新吉君 名取 忠愛君 野村 德七君

○議長(公卿德川家達君) 日程第二、祐德軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、江木鐵道大臣

祐德軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和六年三月十七日

衆議院議長 藤澤幾之輔

貴族院議長 公卿德川家達殿

祐德軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案

政府ハ祐德軌道株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲額面十三萬三千圓ヲ限リ公債ヲ發行スルコトヲ得

宣統元年 昭和六年三月十九日 貴族院議事速記第三十四號 祐德軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案 第一讀會

五〇七

【國務大臣(江本實) 祐徳軌道ト申シマ

スルノハ佐賀縣下ニアリマスル延長十五哩ノ軌道デアリマスルガ、鐵道省所屬ノ有明線即チ肥前山口ヨリ諫早ニ至リマス諫早ノ中、其一節昨年十一月三十日ヲ以テマシ

テ肥前濱マデ開通イタシマシタルガ爲メ、之ニ並行又ハ接近イタシテ結リマス所ノ祐徳軌道ハ運輸系統其他ノ關係カラ致シテ、非常チ打撃ヲ蒙リタリマス、是ハ省線開通後ノ實績ニ微シマシテ明カナルコトデアリマシテ、到底全線ノ營業ヲ繼續シテ行

クコトハ困難デアルト認メタルデアリマス、故ニ地方鐵道法第三十六條ニ準據イタシマシテ、此營業廢止ノ申請ヲ許可イタシマシテ、之ニ對シテ損失ヲ補償スル爲メ公債ヲ發行イタシタイト思ヒマシテ、本案ヲ提出イタシタ次第デアリマス、何卒御協賛アラムコトヲ希望イタシマス

○議長(公費德川家達君) 本案ハ幾ニ指名イタシマシタル地方鐵道補助法中改正法律案ノ特別委員ニ付託イタシマス

○議長(公費德川家達君) 日程第三、軍事救護法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、齋藤內務政務次官

軍事救護法中改正法律案 右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和六年三月十七日 衆議院議長 藤澤幾之輔

軍事救護法中改正法律案 貴族院議長公費德川家達君

軍事救護法中改正法律案 軍事救護法中左ノ通改正ス

第二條第一號及第二號中「兵役ヲ免セラレタル者」ヲ「一種以上ノ兵役ヲ免セラレタル者」ニ改ム

第六條中「生活扶助、醫療、助産及生業金給與」ヲ「生活扶助、醫療、助産及生業扶助」ニ改ム

第七條ノ二 救護ヲ受クル者死シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行ヒ又ハ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得

第十一條中「陸軍徵治隊」ヲ「陸軍教化隊」ニ改ム

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

【政府委員齋藤隆夫君 軍事救護法中改正法律案、提出理由ノ大要ヲ申述ベマス、現行ノ軍事救護法ハ大正六年ニ制定セラレマシテ、大正七年一月施行セラレタルデアリマス、其後既ニ十數年ヲ經過シ、之カ趣旨モ漸次普及徹底ヲ見ルニ至リマシテ、昭和四年度ニ至リマシテハ被救護者四萬四千餘人、所要經費約五百五十萬圓ニ上リマシテ、貧困ナル家庭ノ子弟ヲシテ後顧ノ憂ナク、安ジテ兵役義務ヲ完セシムル、極メテ重要ナル使命ヲ果シツアルデアリマス、併ナガラ既ニ立法以來相當ノ年月ヲ經マシテ、施行以來幾多ノ經驗ヲ重ネテ參リマシテ、間ニハ、自然社會狀態ノ變遷ニ伴ヒ、過去ノ經驗ヲ基礎トシテ、數ニ相當ノ改正ヲ爲スノ必要ガ認メラルニ至リタ次第デアリマス、仍テ政府ト致シマシテモ、昭和四年以來兵役義務者及養兵待遇會議ヲ設ケマシテ、各方面ノ權威ヲ網羅シテ、兵役義務者ノ待遇改善ニ關スル調査及審議ヲ數シマシタルガ、此審議會ニ於テモ、軍事救護法改正ガ緊要ナル事項ノ一トシテ議決セラレタルデアリマス、殊ニ明年度ヨリハ救護法ヲ實施スル方針ノ下ニ、之ガ爲メ別ニ追加豫算案ヲ提出イタシテ居リマスルガ、此救護法實施ノ曉ニ於キマシテハ、是ト權衡ヲ保ツノ必要アル軍事救護法ニ付キマシテモ、相當ノ改正ヲ致ス必要ガアルノデアリマス、仍テ今國政府ハ是等ノ事情ヲ參酌イタシマシテ、本改正法律案ヲ提出スルニ至リタ次第デアリマス、改正ノ要點ハ

三點デゴザイマス、第一ハ救護ヲ受ケル資格デアリマスル所ノ傷病兵ノ範圍デアリマス、是ハ從來兵役ノ全部ヲ免除セラレタ者ニ限リマシタルガ、今回ハ之ヲ擴張イタシマシテ、一種以上ノ兵役ヲ免除セラレタ者デモ矢張り救護スルコトニ致シタルデアリマス、從來ノ經驗ニ徴シマスルニ、疾病又ハ傷病ノ爲メ兵役ノ一部ノミヲ免除セラレタルモノデアリマシテモ、其疾病傷病ノ結果、將來勞働能力ヲ失フニ至ル者モ少ナクナイデアリマス、ソレ故ニ之ニ對シマシテ軍事救護ヲ爲シ得ルノ途ヲ開キマスルコトハ至當デアルト認メタルデアリマス、第二ハ救護ノ種類ヲ改メマシテ、現行法ノ「生活扶助、醫療、現品給與及ビ現金給與」ナル區別ヲ廢シマシテ「生活扶助、醫療、助産及生業扶助」ヲ四種ト爲シ、茲ニ新ニ助産ヲ附加ヘタルデアリマス、此救護ノ種類ハ既ニ救護法ニ於キマシテモ同様ニ認メタル所デアリマス、第三ハ新ニ救護ヲ受クル者ノ死亡シタル場合ニ於キマシテハ、勅令ノ定ムル所ニ依リマシテ埋葬ヲ行ヒ、又ハ埋葬ヲ行フ者ニ對シテ埋葬料ヲ給與スルコトヲ致シタルデアリマス、是モ救護法ニ認メラレタル點デアリマス、尙ホ本改正法施行ニ要スル經費ノ増額ニ關シマシテハ、別ニ追加豫算案ヲ提出イタシテ居リマス、今更ニ追加豫算案ヲ提出イタシテ居リマス、其遺族、家族ハ一身一家ノ利害ヲ顧ミズ君國ノ爲ニ忠誠ヲ盡スモノデアリマシテ、之ニ對シテ待遇ノ途ヲ講ズルコトハ當然ノ事ト存ジマス、本改正案モ亦全ク其趣旨ニ外ナラスノデゴザイマスカラ、何卒十分御審議ノ上速ニ御協賛アラムコトヲ切ニ御願ヒ致シマス

○議長(公費德川家達君) 本案ハ入營者職業保障法案ノ特別委員ニ付託イタシマス

○議長(公費德川家達君) 日程第四、蠶絲業組合法案、第五、蠶絲業法中改正法律案、

政府提出、衆議院送付、第一讀會、農林大臣

蠶絲業組合法案 右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和六年三月十七日 衆議院議長 藤澤幾之輔

貴族院議長公費德川家達君

蠶絲業組合法案 第一章 蠶絲業組合

第一條 蠶絲業組合ハ左ノ六種トス

一 養蠶業組合

二 蠶種業組合

三 產業組合製絲組合

四 製絲業組合

五 生絲問屋業組合

六 生絲輸出業組合

第二條 蠶絲業組合ハ蠶絲業ノ改良發達及統制ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 蠶絲業組合ハ法人トス

第四條 蠶絲業組合ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 蠶絲業組合ハ蠶絲業ニ關スル事項ニ付行政廳ニ建議スルコトヲ得

第六條 蠶絲業組合ハ行政廳ノ諮問ニ對シ答申スベシ

第七條 行政官廳ハ蠶絲業組合ニ對シ蠶絲業ニ關スル報告書ノ提出及蠶絲業ニ關スル事項ノ調査ヲ命ズルコトヲ得

第八條 蠶絲業組合ノ名稱中ニハ其ノ種類ニ從ヒ養蠶業組合、蠶種業組合、產業組合、製絲業組合、生絲問屋業組合又ハ生絲輸出業組合ナル文字ヲ用フベシ

第九條 蠶絲業組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ前項ニ掲グル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第十條 蠶絲業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員

ノ事務所若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ當該役員又ハ検査員ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帯スベシ

第九條 蠶絲業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ニ對シ經費ヲ分賦シ及過怠金ヲ徵收スルコトヲ得
蠶絲業組合ノ經費又ハ過怠金ヲ納納スル者アル場合ニ於テ其ノ組合長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ蠶絲業組合ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ

前項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ市町村稅ノ例ニ依ル
第一項ニ規定スル徵收金ノ賦課徵收及納納處分ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ異議ノ申立若ハ訴願ヲ爲シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十條 蠶絲業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ使用料及手数料ヲ徵收スルコトヲ得
前項ノ使用料及手数料ノ徵收ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十一條 蠶絲業組合ノ組合員ハ其ノ營業ニ關スル重要物產同業組合法ニ依リ同業組合ニ加入セズ又ハ之ヨリ脱退スルコトヲ得

第十二條 行政官廳ハ蠶絲業組合ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ、業務執行又ハ財産ノ狀況ヲ檢査シ、定款、收支豫算又ハ經費ノ分賦收入方法ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條 行政官廳ハ蠶絲業組合ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリ

ト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解任シ、組合ノ業務ヲ停止シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得
第十四條 蠶絲業組合ノ解散及分合ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第十五條 本章ニ於テ市町村アルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトシ郡トアルハ北海道ニ在リテハ北海道廳支廳長管轄區域トス

第十六條 養蠶業組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲メノ事業ヲ行フ
一 蠶品種ノ統一ニ關スル施設
二 養蠶業ノ指導獎勵ニ關スル施設
三 繭ノ檢査ニ關スル施設
四 繭ノ取引方法ノ改善ニ關スル施設
五 蠶病ノ豫防ニ關スル施設
六 養蠶業ニ關スル研究及調査
七 養蠶業ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁

前各號ニ掲グルモノノ外養蠶業ノ改良發達及統制ヲ圖ルニ必要ナル施設
第十七條 養蠶業組合ノ地區ハ郡市ノ區域ニ依リ但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ區域ニ依ラザルコトヲ得
前項ノ區域ニ増減アリタルトキハ其ノ區域ヲ地區トスル養蠶業組合ノ地區モ亦之ニ應ジテ増減アリタルモノトス

第十八條 養蠶業組合ハ其ノ地區内ノ養蠶實行組合ヲ以テ其ノ組合員トス
第十九條 養蠶實行組合ハ一定ノ地區内ノ養蠶者ヲ以テ之ヲ組織シ養蠶業ニ關シ組合員ノ共同ノ利益増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス
養蠶實行組合ハ法人トス
養蠶實行組合ノ地區ハ市町村ノ區域ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十條 養蠶實行組合ハ其ノ名稱中ニ養蠶實行組合ナル文字ヲ用フベシ

養蠶實行組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ前項ニ掲グル文字ヲ用フルコトヲ得ズ
第二十一條 養蠶實行組合ヲ設立スルニハ其ノ地區内ノ養蠶者七人以上設立者ト爲リ規約ヲ作成スルコトヲ要ス
規約ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ設立者之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

一 目的
二 名稱
三 地區
四 事務所ノ所在地
五 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
六 事業及其ノ執行ニ關スル規定
七 役員ニ關スル規定
八 組合費其ノ他會計及資産ニ關スル規定
九 損失分擔ニ關スル規定
十 組合ガ公告ヲ爲ス方法
十一 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

第二十二條 養蠶實行組合ハ其ノ設立ノ日ヨリ二週間以内ニ規約、役員ノ氏名及住所並ニ設立ノ年月日ヲ具シ行政官廳ニ之ヲ届出ヅベシ
前項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ變更アリタルトキハ其ノ變更ノ日ヨリ二週間以内ニ之ヲ届出ヅベシ

第二十三條 養蠶實行組合ハ其ノ設立ノ日ヨリ二週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ
登記スベキ事項左ノ如シ
一 第二十一條第二項第一號乃至第三號、第十號及第十一號ニ掲グル事項
二 事務所
三 設立ノ年月日
四 理事ノ氏名及住所
前項ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スベシ

第二十四條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ其ノ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
第二十五條 養蠶實行組合ガ本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登録稅ヲ課セズ
第二十六條 民法第三十八條第一項、第四十四條、第四十八條、第五十條乃至第六十六條、第六十八條乃至第七十條及第七十二條乃至第八十二條並ニ非訟事件手續法第三十五條、第三十六條、第三十七條ノ二、第一百十七條、第一百九條乃至第二十二條、第二百三十七條乃至第四百三十七條乃至第五百五十七條及第五百七十五條乃至第五百七十七條ノ規定ハ養蠶實行組合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 養蠶業組合ヲ設立セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地區内ノ養蠶實行組合ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ役員ヲ選任シ收支豫算及經費ノ分賦收入方法ヲ議決シ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ
第三十六條第一項ノ規定ハ前項ノ創立總會ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二十八條 養蠶業組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時成立ス
第二十九條 養蠶業組合成立シタルトキハ其ノ地區内ノ組合員タル資格ヲ有スルモノハ總テ其ノ組合員トス

第三十條 養蠶業組合ノ地區内ニ於テ養蠶業ニ關スル事業ヲ行フ農會、産業組合又ハ産業組合聯合會ニシテ命令ヲ以テ規定スルモノハ行政官廳ノ認可ヲ受ケテ養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ養蠶業組合ノ組合員ト爲リタルモノハ行政官廳ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ組合ヲ脱退スルコトヲ得

第三十一條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第三十二條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第三十三條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第三十四條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第三十五條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第三十六條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第三十七條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第三十八條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第三十九條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第四十條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第四十一條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第四十二條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第四十三條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第四十四條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第四十五條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第四十六條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第四十七條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第四十八條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第四十九條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第五十條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第五十一條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第五十二條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第五十三條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第五十四條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第五十五條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第五十六條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第五十七條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第五十八條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第五十九條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第六十條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第六十一條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第六十二條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第六十三條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第六十四條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第六十五條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第六十六條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第六十七條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第六十八條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第六十九條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第七十條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第七十一條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第七十二條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第七十三條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第七十四條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第七十五條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第七十六條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第七十七條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第七十八條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第七十九條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第八十條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第八十一條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第八十二條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第八十三條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第八十四條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第八十五條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第八十六條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第八十七條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第八十八條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第八十九條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第九十條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第九十一條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第九十二條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第九十三條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第九十四條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第九十五條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第九十六條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第九十七條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第九十八條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第九十九條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
第一百條 養蠶業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得

トヲ得ズ

第三十一條 主務大臣必要アリト認ムル
トキハ區域ヲ指定シ養蠶實行組合ニ對
シ養蠶組合ノ設立ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル設立ニ關シ必要ナル
事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 養蠶業組合ニ總會ヲ置ク
總會ハ總組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十三條 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議
決ヲ經ベシ

一 收支豫算

二 經費ノ分賦收入方法

三 命令ヲ以テ規定スル統制ニ關スル
施設

四 事業報告及收支決算

五 借入金

六 基本財産ノ造成、管理及處分

七 定款ノ變更

八 役員ノ選任及解任

九 第六十五條ノ議員ノ選任及解任

第十 第六十三條第一項ノ同意

前項第一號乃至第三號、第五號、第七
號及第八號ニ掲グル事項ノ決議ハ行政
官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效
力ヲ生ゼズ

第三十四條 總會ハ組合長之ヲ招集ス
組合員ハ總組合員ノ三分ノ一以上ノ同
意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ
事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ノ
招集ヲ請求スルコトヲ得

組合長正當ノ事由ナクシテ前項ノ規定
ニ依ル請求アリタル後二週間以内ニ總
會ヲ招集セザルトキハ請求者ハ行政官
廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ
得

前三項ノ規定ニ依リ總會ヲ招集スルコト
能ハザルトキハ行政官廳ハ組合員ヲ指
定シテ總會ヲ招集セシムルコトヲ得

第三十五條 總會ノ議事ハ本法ニ別段ノ
規定アル場合ヲ除クノ外出席者ノ過半

數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ
議長ノ決スル所ニ依ル

第三十六條 第三十三條第一項第三號、
第七號及第八號ニ掲グル事項ハ總會ニ
於テ組合員ノ半數以上出席シ出席者ノ
三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

定款ノ變更ガ地區ノ増減ニ關スルトキ
ハ前項ノ規定ニ依ル議決ノ外新ニ編入
セラレ又ハ削除セラレベキ區域内ノ養
蠶實行組合ノ三分ノ二以上ノ同意アル
コトヲ要ス

第三十七條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニ
シテ輕微ナルモノニ付テハ定款ノ定ム
ル所ニ依リ書面ヲ以テ組合員ノ意見ヲ
徵シ總會ノ議決ニ代フルコトヲ得

第三十八條 養蠶業組合ニ組合長一人ヲ
置ク

養蠶業組合ハ前項ノ役員ノ外定款ノ定
ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ
得

前二項ノ役員ハ所屬ノ養蠶實行組合ノ
組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ特別ノ事
由アルトキハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任
スルコトヲ妨グズ

第三十九條 組合長ハ養蠶業組合ヲ代表
シ組合ノ事務ヲ總理ス

第四十條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシ
テ臨時急務ヲ要シ總會ヲ招集スルノ
暇ナシト認ムルモノハ組合長定款ノ定
ムル所ニ依リ之ヲ專決處分スルコトヲ
得

前項ノ場合ニ於テハ組合長ハ次ノ總會
ニ於テ其ノ承認ヲ求ムベシ

第四十一條 養蠶實行組合ノ理事、監事
又ハ清算人左ノ各號ノ一ニ該當スルト
キハ五圓以上二百圓以下ノ過料ニ處
ス

一 本法ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ怠リ
タルトキ
二 本法ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ

タルトキ

三 行政官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申
立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルト
キ

四 本法ニ依ル總會ノ招集ヲ怠リタル
トキ

五 組合ノ目的ニ非ザル事業ヲ爲シタ
ルトキ

六 本法ニ依リ事務所ニ備ヘ置クベキ
書類ヲ備ヘズ、其ノ書類ニ記載スベ
キ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ
爲シ又ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閱
覽ヲ拒ミタルトキ

七 本法ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求
セザルトキ

八 本法ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ
又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

九 清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シテ
辨濟ヲ爲シ又ハ組合財産ノ分配ヲ爲
シタルトキ

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百
八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三節 蠶種業組合
第四十二條 蠶種業組合ハ其ノ目的ヲ達
スル爲メノ事業ヲ行フ

一 蠶品種ノ統一ニ關スル施設
二 蠶種製造ノ指導獎勵ニ關スル施設
三 蠶種ノ検査ニ關スル施設
四 蠶病ノ豫防ニ關スル施設
五 蠶種ニ關スル研究及調査
六 蠶種製造業ニ關スル紛議ノ調停又
ハ仲裁

七 前各號ニ掲グルモノノ外蠶種製造
業ノ改良發達及統制ヲ圖ルニ必要ナル
施設

第四十三條 蠶種業組合ノ地區ハ道府縣
ノ區域ニ依ル但シ特別ノ事由アルトキ
ハ此ノ區域ニ依ラザルコトヲ得
第十七條第二項ノ規定ハ前項ノ區域ニ
増減アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十四條 蠶種業組合ハ其ノ地區内ニ
於テ蠶種ノ製造ヲ業トスル者ヲ以テ其
ノ組合員トス

第四十五條 第二十七條乃至第二十九條
及第三十一條乃至第四十條ノ規定ハ蠶
種業組合ニ之ヲ準用ス

第四節 產業組合製絲組合及製
絲業組合

第四十六條 產業組合製絲組合ハ其ノ目
的ヲ達スル爲メノ事業ヲ行フ

一 原料繭及其ノ受入方法ノ統一ニ關
スル施設
二 生絲ニ關スル規格ノ統一ニ關スル
施設

三 產業組合製絲ノ指導獎勵ニ關スル
施設

四 生絲ノ検査ニ關スル施設
五 產業組合製絲ニ關スル研究及調査
六 產業組合製絲ニ關スル紛議ノ調停
又ハ仲裁

七 前各號ニ掲グルモノノ外產業組合
製絲ノ改良發達及統制ヲ圖ルニ必要
ナル施設

第四十七條 製絲業組合ハ其ノ目的ヲ達
スル爲メノ事業ヲ行フ

一 生絲ニ關スル規格ノ統一ニ關スル
施設
二 製絲業ノ指導獎勵ニ關スル施設
三 生絲ノ検査ニ關スル施設
四 製絲業ニ從事スル者ノ福利増進ニ
關スル施設

五 製絲業ニ關スル研究及調査
六 製絲業ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲
裁
七 前各號ニ掲グルモノノ外製絲業ノ
改良發達及統制ヲ圖ルニ必要ナル施
設

第四十八條 產業組合製絲組合及製絲業
組合ノ地區ハ道府縣ノ區域ニ依ル但シ
特別ノ事由アルトキハ此ノ區域ニ依ラ

二 蠶絲業ニ關スル研究及調査

三 蠶絲類ノ販路擴張ニ關スル施設
四 蠶絲業ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁
五 前各號ニ掲グルモノノ外蠶絲業ノ改良發達及統制ヲ圖ルニ必要ナル施設

第七十二條 日本中央蠶絲會ノ地區ハ全國ノ區域ニ依ル
第七十三條 日本中央蠶絲會ノ名稱ニハ日本中央蠶絲會ナル文字ヲ用フベシ
日本中央蠶絲會ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ前項ニ掲グル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第七十四條 日本中央蠶絲會ハ第五十七條第二號乃至第七號ノ蠶絲業組合聯合會ヲ以テ其ノ會員トス

全國生絲問屋業組合聯合會又ハ全國生絲輸出業組合聯合會ナキ場合ニ限リ前項ニ規定スルモノノ外生絲問屋業組合又ハ生絲輸出業組合ヲ以テ其ノ會員トス

第七十五條 日本中央蠶絲會ヲ設立セシムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員タル資格ヲ有スルモノノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ會則ヲ議定シ役員ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十六條第一項ノ規定ハ前項ノ創立總會ノ決議ニ之ヲ準用ス
前二項ノ場合ニ於テ會員タル資格ヲ有スルモノノ員數ノ計算ニ付テハ前條第二項ノ規定ニ依リ會員タル資格ヲ有スル生絲問屋業組合又ハ生絲輸出業組合ニ以上アル場合ニ於テハ之ヲ一箇ノ生絲問屋業組合又ハ生絲輸出業組合ト看做ス

第七十六條 日本中央蠶絲會ニ總會ヲ置ク
總會ハ會長、副會長、議員及特別議員ヲ以テ之ヲ組織ス
日本中央蠶絲會ノ議員ハ其ノ會員タル

蠶絲業組合聯合會又ハ蠶絲業組合ニ於テ之ヲ選任シ特別議員ハ主務大臣之ヲ命ズ
特別議員ノ員數ハ議員定數ノ五分ノ一以內トス

前二項ニ規定スルモノノ外議員ノ選任及解任並ニ特別議員ノ命免ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第七十七條 日本中央蠶絲會ニ左ノ役員ヲ置ク
會長 一人
副會長 一人又ハ二人
評議員 數人

前項ノ役員ハ議員及特別議員中ヨリ之ヲ選任ス但シ會長及副會長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ妨グズ

第七十八條 日本中央蠶絲會ノ會員蠶絲業ノ統制ニ關スル施設ヲ行ハントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ日本中央蠶絲會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス
日本中央蠶絲會前項ノ承認ヲ爲スニハ其ノ總會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス
第三十六條第一項ノ規定ハ前項ノ總會ノ決議ニ之ヲ準用ス

第七十九條 第四條乃至第六條、第九條第一項、第十二條乃至第十四條、第二十八條、第三十三條乃至第三十五條、第三十六條第一項、第三十七條、第四十條、第六十四條及第六十七條ノ規定ハ日本中央蠶絲會ニ之ヲ準用ス

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
重要物產同業組合法ニ依リ道府縣ノ地區トシ設置シタル蠶絲業者ノ同業組合ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ之ヲ本法ニ依リ蠶絲業組合ト看做ス

日本中央蠶絲會成立シタルトキハ其ノ成立ノヨリ一年以內ニ蠶絲業同業組合中央會ハ解散ヲ爲スコトヲ要ス

蠶絲業法中改正法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和六年三月十七日
衆議院議長 藤澤幾之輔
貴族院議長 公爵徳川家達殿

蠶絲業法中改正法律案
蠶絲業法中左ノ通改正ス
第十一條ノ二第一項中「同業組合」ヲ「蠶絲業組合、同業組合」ニ改ム
第二十九條乃至第三十四條 削除
第三十五條ノ二中「同業組合」ヲ「蠶絲業組合、同業組合」ニ改ム
第三十六條中「又ハ同業組合」ヲ「又ハ蠶絲業組合、同業組合」ニ改ム

附則
本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○國務大臣(町田忠治君) 蠶絲業組合法案提出ノ理由ノ大體ヲ御説明申上ゲマス、本邦重要産業タル蠶絲業ニ從事スル當業者ノ團體ト致シマシテハ、現在養蠶業者ノ團體、重要物產同業組合及ビ蠶絲業同業組合中中央會等ガアリマスルガ、是等ニ關スル法令ノ完カラザルガ爲ニ、其組織モ完備イタシテ居リマセヌ、從テ其團結力モ微弱デアリマス、斯業進行上遺憾ノ點ガ少ナクナイノデアリマスルガ故ニ、蠶絲業ノ現在及ビ將來ニ於キマシテハ、速ニ新ナル團體制度ヲ確立イタシマシテ、當業者ノ利害ヲ公正ニ表明スルコトヲ得セシメ、以テ斯業ノ改良發達及ビ統制ヲ完カラシムルコトガ急務ト信ズルノデアリマス、今此提案ノ骨子タル點ヲ大略申上ゲマスレバ、第一蠶絲業組合ハ蠶絲業ノ改良發達及ビ統制ヲ圖ル目的トスル法人ト致スコトデアリマス、第二ニハ蠶絲業組合ハ、第一、養蠶業、第二、蠶絲製造業、第三、蠶絲業組合ニ依リ製絲業、第四、生絲製造業、第五、生絲問屋業、第

六、生絲輸出業ニ付キマシテ、各業別ニ組合ヲ組織セシムルコトデアリマス、第三ハ蠶絲業組合ハ……養蠶業組合ニ付キマシテハ、郡市區別ヲ原則ト致シマスルガ、其他ノ組合ニ付キマシテハ總テ道府縣區域ヲ原則トシテ組合ヲ作ラシムルコトデアリマス、第四、蠶絲業組合聯合會ハ總テ業種別ニ之ヲ組織イタスコトトシ、養蠶業組合聯合會ニ付キマシテハ、道府縣區域及ビ全國區域ノモノヲ認メマシテ、其他ノ蠶絲業組合等ノ聯合會ニ付キマシテハ、總テ全國區域ノモノヲ以テ聯合會ト致スノデアリマス、全國蠶絲業組合聯合會ヲ以テ、更ニ日本中央蠶絲會ヲ組織セシメマシテ、現在ノ蠶絲業同業組合中中央會ニ代リマシテ、蠶絲業者ノ最高機關ト致シ、所屬蠶絲業組合聯合會ノ聯絡統制ヲ圖テ、海外販路ノ擴張其他蠶絲業全般ニ關スル重要事項ヲ掌ラシメルコトト致シタノデアリマス、大體右ノ趣意ニ依テ提案ヲ致シマシタガ故ニ、御審議ノ上、何卒速ニ御協賛アラムコトヲ希望シマス、尙ホ此提案ニ關聯シマシテ、蠶絲業法中改正法律案ノ大體ヲ申上ゲマス、蠶絲業組合法ガ制定ニ相成リマスレバ、是ニ件テ蠶絲業法中ニ改正ヲ要スル點ガ茲ニ生ジタノデアリマス、蠶絲業法中改正ノ法律案ヲ併セテ茲ニ提出イタシタ次第デアリマス、改正ノ要旨ハ蠶絲業組合法ニ依リ蠶絲業組合ヲシテ、蠶絲ノ自治檢查ヲ行ハシメルコトヲ得ルコトト致シマスル上ニ、蠶絲業同業組合中中央會ニ關スル規定ハ、茲ニ同會ガ解散セラルレバ、不必要トナルト致シタノデアリマス、之ヲ削除イタスコトト致シタノデアリマス、蠶絲業組合法案ト同様御審議アラムコトヲ切望スル次第デアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 只今農林大臣ノ説明セラレマシタ兩案ノ特別委員ハ輸出生絲檢查法中改正法律案ノ特別委員ニ付託イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 茲ニ御諮リヲ致シタイコトガゴザイマス、本日會我子爵精

○議長(公爵徳川家達君) 茲ニ御諮リヲ致シタイコトガゴザイマス、本日會我子爵精

○議長(公爵徳川家達君) 茲ニ御諮リヲ致シタイコトガゴザイマス、本日會我子爵精

○議長(公爵徳川家達君) 茲ニ御諮リヲ致シタイコトガゴザイマス、本日會我子爵精

○議長(公爵徳川家達君) 茲ニ御諮リヲ致シタイコトガゴザイマス、本日會我子爵精

○議長(公爵徳川家達君) 茲ニ御諮リヲ致シタイコトガゴザイマス、本日會我子爵精

○議長(公爵徳川家達君) 茲ニ御諮リヲ致シタイコトガゴザイマス、本日會我子爵精

氣ニ付キ輸出組合法中改正法律案外二件ノ
特別委員ヲ辭任セラレタキ旨申出ガアリマ
シタ、辭任ヲ許可シテ御異存ゴザイマセヌ
カ
「異議ナシ」ト呼フ者アリ」
○議長（公爵徳川家達君） 御異議ナシト認
メマス、右補闕トシテ上枝子爵ヲ指名イタ
シマス
○議長（公爵徳川家達君） 日程第六、労働
組合法案、第七、労働争議調停法中改正法
律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、
内務大臣安達謙藏君

労働組合法案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和六年三月十七日
衆議院議長 藤澤楚之輔
貴族院議長 公爵徳川家達殿

労働組合法案
第一條 本法ニ於テ労働組合ト稱スルハ
労働條件ノ維持改善及組合員ノ共濟、
修養其ノ他共同利益ノ保護増進ヲ目的
トスル同一若ハ類似ノ職業若ハ産業ノ
労働者ノ團體又ハ其ノ團體ノ同一若ハ
類似ノ職業若ハ産業ニ依ル聯合團體ヲ
謂フ

第二條 労働組合ヲ設立シタルトキハ其
ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ二週間以
内ニ規約、代表者ノ氏名及住所並ニ主
タル事務所在ノ場所ヲ具シ之ヲ行政
官廳ニ届出ツベシ
聯合團體タル労働組合ニ在リテハ前項
ニ掲タル事項ノ外之ヲ組織スル團體ノ
名稱及其ノ主タル事務所在ノ場所ヲ
具シ届出ツベシ
前二項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ
變更アリタルトキハ其ノ變更ノ日ヨリ
一週間以内ニ之ヲ届出ツベシ

第三條 労働組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ
第一 名稱
二 目的
三 主タル事務所在ノ場所
四 法人タル労働組合設立ノ年月日
五 理事ノ氏名及住所
前項ニ掲ゲタル事項ニ變更アリタルト
キハ一週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スベ
シ

第六條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ其
ノ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ他人ニ對
抗スルコトヲ得ズ
本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登録税
ヲ課セズ
本法ニ規定スルモノノ外登記ニ關シ必
要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第七條 民法第四十四條、第五十條、第
五十二條乃至第五十九條ノ規定ハ法人
タル労働組合ニ之ヲ準用ス
第八條 組合員ノ總會ノ決議スベキ事項

記載スベシ
一 名稱
二 目的
三 主タル事務所在ノ場所
四 組合ノ構成ニ關スル規定
五 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
六 會議ニ關スル規定
七 代表者其ノ他ノ役員ニ關スル規定
八 組合費其ノ他會計ニ關スル規定
第四條 労働組合ニシテ其ノ規約ニ法人
タルコトヲ定ムルモノハ之ヲ法人ト
ス

法人タル労働組合ハ其ノ名稱中ニ法人
ナル文字ヲ用フベシ
法人ニ非ザル労働組合ハ其ノ名稱中ニ
法人タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フル
コト得ズ
第五條 法人タル労働組合ハ其ノ設立ノ
日ヨリ二週間以内ニ主タル事務所ノ所
在地ニ於テ左ノ事項ノ登記ヲ爲スベ
シ
一 名稱
二 目的
三 主タル事務所在ノ場所
四 法人タル労働組合設立ノ年月日
五 理事ノ氏名及住所
前項ニ掲ゲタル事項ニ變更アリタルト
キハ一週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スベ
シ

第六條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ其
ノ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ他人ニ對
抗スルコトヲ得ズ
本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登録税
ヲ課セズ
本法ニ規定スルモノノ外登記ニ關シ必
要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第七條 民法第四十四條、第五十條、第
五十二條乃至第五十九條ノ規定ハ法人
タル労働組合ニ之ヲ準用ス
第八條 組合員ノ總會ノ決議スベキ事項

第九條 労働組合ハ規約ヲ以テ總會ニ代
ルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得
第十條 労働組合ハ同一又ハ類似ノ職業
又ハ産業ノ労働者ニ非ザル者ト雖モ左
ニ掲タル者ヲ組合員ト爲スコトヲ得
一 當該組合ノ役員又ハ役員タリシ者
二 同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞
働者タリシ者
第十一條 労働組合ハ組合員ノ脱退ニ關
シ不當ナル條件ヲ定ムルコトヲ得ズ
第十二條 労働組合ハ衆議院議員又ハ北
海道會、府縣會、市會、町村會其ノ他
之ニ準ズベキモノノ議員ノ選舉運動ニ
關シ費用ヲ支出シ又ハ其ノ費用ニ充ツ
ル爲組合員ヨリ金錢ヲ徵收スルコトヲ
得ズ

第十三條 雇傭者ハ労働者ガ労働組合ノ
組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇スルコ
トヲ得ズ
雇傭者ハ労働者ガ労働組合ニ加入セザ
ルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇
傭條件ト爲スコトヲ得ズ
前二項ノ規定ニ違反スル解雇ノ意思表
示又ハ雇傭契約ノ約款ハ之ヲ無効ト
ス

左ノ如シ
一 基金ヲ設置シ又ハ廢止スルコト
二 豫算ヲ定メ又ハ決算ヲ承認スルコ
ト
三 規約ヲ變更スルコト
四 聯合團體タル労働組合ヲ設立シ又
ハ之ニ加入シ若ハ之ヨリ脱退スルコ
ト
五 組合ヲ解散スルコト
六 法人タル労働組合ノ合併又ハ分割
ヲ爲スコト
聯合團體タル労働組合ニ在リテハ其ノ
規約ニ定ムル所ニ依リ之ニ屬スル組合
ヨリ選出シタル者ノ會議ヲ以テ總會ト
ス

第九條 労働組合ハ規約ヲ以テ總會ニ代
ルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得
第十條 労働組合ハ同一又ハ類似ノ職業
又ハ産業ノ労働者ニ非ザル者ト雖モ左
ニ掲タル者ヲ組合員ト爲スコトヲ得
一 當該組合ノ役員又ハ役員タリシ者
二 同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞
働者タリシ者
第十一條 労働組合ハ組合員ノ脱退ニ關
シ不當ナル條件ヲ定ムルコトヲ得ズ
第十二條 労働組合ハ衆議院議員又ハ北
海道會、府縣會、市會、町村會其ノ他
之ニ準ズベキモノノ議員ノ選舉運動ニ
關シ費用ヲ支出シ又ハ其ノ費用ニ充ツ
ル爲組合員ヨリ金錢ヲ徵收スルコトヲ
得ズ

第十三條 雇傭者ハ労働者ガ労働組合ノ
組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇スルコ
トヲ得ズ
雇傭者ハ労働者ガ労働組合ニ加入セザ
ルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇
傭條件ト爲スコトヲ得ズ
前二項ノ規定ニ違反スル解雇ノ意思表
示又ハ雇傭契約ノ約款ハ之ヲ無効ト
ス

第十四條 法人タル労働組合ガ組合員
（聯合團體タル労働組合ニ在リテハ之
ニ屬スル組合ノ組合員）ノ共同利益ノ
保護増進ノ目的ヲ以テ組合員ノ生活ニ
必要ナル物ヲ組合員ニ供給シ若ハ利用
セシメ又ハ組合員ノ生産品タル物ヲ賣
却スルノ事業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ
事業ヨリ生ズル所得及純益ニ付所得税
及營業收益税ヲ課セズ
第十五條 行政官廳ハ労働組合ニ對シ其
ノ業務若ハ財産ノ狀況又ハ組合員ノ員
數ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得
第十六條 労働組合ノ會議ノ決議法令ニ
違反シ又ハ公益ヲ害スルトキハ行政官
廳ハ之ヲ取消スコトヲ得
第十七條 労働組合ノ規約法令ニ違反シ
又ハ公益ヲ害スルトキハ行政官廳ハ其
ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
第十八條 労働組合ノ行爲安寧秩序ヲ紊
ルトキハ主務大臣ハ労働組合ノ解散ヲ
命ズルコトヲ得
第十九條 前三條ノ處分ニ不服アル者ハ
訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ侵害セラレ
タリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スル
コトヲ得

第二十條 労働組合ハ左ノ事由ニ因リ解
散ス
一 規約ニ定メタル事由ノ發生
二 總會ノ決議
三 組合員ノ缺乏
四 組合解散ノ命令
五 法人タル労働組合ノ合併又ハ分割
六 法人タル労働組合ノ破産
第二十一條 法人タル労働組合ガ合併又ハ
分割ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ債權者ニ
對シ異議アラバ二月ヲ下ラザル一定ノ
期間内ニ之ヲ述べベキ旨ヲ公告シ且知
レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スベ
シ
債權者前項ノ期間内ニ異議ヲ述べタル

第十四條 法人タル労働組合ガ組合員
（聯合團體タル労働組合ニ在リテハ之
ニ屬スル組合ノ組合員）ノ共同利益ノ
保護増進ノ目的ヲ以テ組合員ノ生活ニ
必要ナル物ヲ組合員ニ供給シ若ハ利用
セシメ又ハ組合員ノ生産品タル物ヲ賣
却スルノ事業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ
事業ヨリ生ズル所得及純益ニ付所得税
及營業收益税ヲ課セズ
第十五條 行政官廳ハ労働組合ニ對シ其
ノ業務若ハ財産ノ狀況又ハ組合員ノ員
數ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得
第十六條 労働組合ノ會議ノ決議法令ニ
違反シ又ハ公益ヲ害スルトキハ行政官
廳ハ之ヲ取消スコトヲ得
第十七條 労働組合ノ規約法令ニ違反シ
又ハ公益ヲ害スルトキハ行政官廳ハ其
ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
第十八條 労働組合ノ行爲安寧秩序ヲ紊
ルトキハ主務大臣ハ労働組合ノ解散ヲ
命ズルコトヲ得
第十九條 前三條ノ處分ニ不服アル者ハ
訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ侵害セラレ
タリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スル
コトヲ得

第二十條 労働組合ハ左ノ事由ニ因リ解
散ス
一 規約ニ定メタル事由ノ發生
二 總會ノ決議
三 組合員ノ缺乏
四 組合解散ノ命令
五 法人タル労働組合ノ合併又ハ分割
六 法人タル労働組合ノ破産
第二十一條 法人タル労働組合ガ合併又ハ
分割ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ債權者ニ
對シ異議アラバ二月ヲ下ラザル一定ノ
期間内ニ之ヲ述べベキ旨ヲ公告シ且知
レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スベ
シ
債權者前項ノ期間内ニ異議ヲ述べタル

第二十二條 労働組合ハ左ノ事由ニ因リ解
散ス
一 規約ニ定メタル事由ノ發生
二 總會ノ決議
三 組合員ノ缺乏
四 組合解散ノ命令
五 法人タル労働組合ノ合併又ハ分割
六 法人タル労働組合ノ破産
第二十三條 法人タル労働組合ガ合併又ハ
分割ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ債權者ニ
對シ異議アラバ二月ヲ下ラザル一定ノ
期間内ニ之ヲ述べベキ旨ヲ公告シ且知
レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スベ
シ
債權者前項ノ期間内ニ異議ヲ述べタル

第二十四條 労働組合ハ左ノ事由ニ因リ解
散ス
一 規約ニ定メタル事由ノ發生
二 總會ノ決議
三 組合員ノ缺乏
四 組合解散ノ命令
五 法人タル労働組合ノ合併又ハ分割
六 法人タル労働組合ノ破産
第二十五條 法人タル労働組合ガ合併又ハ
分割ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ債權者ニ
對シ異議アラバ二月ヲ下ラザル一定ノ
期間内ニ之ヲ述べベキ旨ヲ公告シ且知
レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スベ
シ
債權者前項ノ期間内ニ異議ヲ述べタル

第二十六條 労働組合ハ左ノ事由ニ因リ解
散ス
一 規約ニ定メタル事由ノ發生
二 總會ノ決議
三 組合員ノ缺乏
四 組合解散ノ命令
五 法人タル労働組合ノ合併又ハ分割
六 法人タル労働組合ノ破産
第二十七條 法人タル労働組合ガ合併又ハ
分割ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ債權者ニ
對シ異議アラバ二月ヲ下ラザル一定ノ
期間内ニ之ヲ述べベキ旨ヲ公告シ且知
レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スベ
シ
債權者前項ノ期間内ニ異議ヲ述べタル

トキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非ザレバ合併又ハ分割ヲ爲スコトヲ得ズ

前二項ノ規定ニ違反シテ合併又ハ分割ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ合併又ハ分割ハ之ヲ以テ當該債權者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十二條 法人タル勞働組合合併シタルトキハ合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リ設立シタル組合ハ合併ニ因リ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

法人タル勞働組合分割シタルトキハ其ノ定ムル所ニ從ヒ分割ニ因リ設立シタル組合其ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十三條 法人タル勞働組合合併又ハ分割ヲ爲シタルトキハ二週間以内ニ合併又ハ分割後存續スル組合ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ、合併又ハ分割ニ因リ消滅シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ、合併又ハ分割ニ因リ設立シタル組合ニ付テハ第五條ノ登記ヲ爲スベシ

第二十四條 勞働組合解散シタルトキハ一週間以内ニ其ノ事由及年月日ヲ行政官廳ニ届出ツベシ但シ第二十條第四號ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條 法人タル勞働組合解散シタルトキハ合併、分割又ハ破産ノ場合ヲ除クノ外清算ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ財産ノ處分ハ規約又ハ總會ノ決議ニ依ル

民法第七十二條第三項及第七十三條乃至第八十三條ノ規定ハ法人タル勞働組合ノ清算ニ關シテ之ヲ準用ス

第二十六條 非訟事件手續法第三十五條、第三十六條及第三百三十六條乃至第三百三十八條ノ規定ハ法人タル勞働組合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 陸海軍軍人軍屬ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働組合ノ組合員

ト爲ルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第二十八條 勞働組合ノ代表者ハ左ノ場合ニ於テハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第二條、第二十四條若ハ附則第三項ノ届出又ハ第十五條ノ報告ニ付テヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出若ハ報告ヲ爲シタルトキ

二 第四條第三項ノ規定ニ違反シタルトキ

三 第十二條ノ規定ニ違反シテ費用ヲ支出シ又ハ金錢ヲ徵收シタルトキ

第二十九條 法人タル勞働組合ノ理事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第五條、第二十三條又ハ民法第七十七條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二 第二十一條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シテ合併又ハ分割ヲ爲シタルトキ

三 民法第八十二條ノ場合ニ於テ裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

四 民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

五 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

第三十條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附則
本法ハ昭和六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ存スル勞働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一月以内ニ第二條ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ

勞働爭議調停法中改正法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和六年三月十七日
衆議院議長 藤澤幾之輔
貴族院議長 公爵徳川家達殿

勞働爭議調停法中改正法律案
第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項ニ掲グル以外ノ事業ニ於テ勞働爭議發生シタル場合ニ於テ著シク關係地方ノ産業又ハ公益ヲ害スル處アリト認メタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得當事者ノ請求ナキ場合ト雖モ行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同ジ

第一條ノ二 前條第一項若ハ第三項ニ規定スル勞働爭議ニ付當事者ノ請求アリタルトキ若ハ行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ同條第二項ニ規定スル勞働爭議ニ付當事者雙方ノ請求アリタルトキハ行政官廳ハ當該官吏ヲシテ調停ニ關スル調査審理ヲ爲サシムルコトヲ得

第二條 行政官廳調停委員會ヲ開設セントスルトキ又ハ當該官吏ヲシテ調停ニ關スル調査審理ヲ爲サシメントスルトキハ當事者雙方ニ之ヲ通知スベシ

第三條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ同條第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ改ム

行政官廳ハ當事者雙方ノ同意アリタルトキハ前項ニ定ムル委員ノ數ヲ増減スルコトヲ得

第九條ニ左ノ二項ヲ加フ

當該官吏調停ニ關スル調査審理ヲ爲ス場合ニ於テハ第二條ノ規定ニ依リ通知

アリタル日ヨリ十日以内ニ調査審理手續ヲ了スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ行政官廳必要アリト認メタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得但シ十日ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十條中「各二名」ヲ「各半數ニ改ム

第十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

行政官廳ハ當該官吏ヲシテ調停委員會ニ出席シ意見ヲ述ベシムルコトヲ得

第十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ第一條ノ二ノ規定ニ依リ當該官吏ガ調停ニ關スル調査審理ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第十九條中「調停手續」ノ下ニ「又ハ調査審理手續」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一條第一項ニ掲グル以外ノ事業ニ於ケル勞働爭議ニ關シ行政官廳ガ著シク關係地方ノ産業又ハ公益ヲ害スル處アリト認メタル場合ニ於テ第二條ノ規定ニ依リ通知アリタルトキ亦前項ニ同ジ

第十九條ノ二 第一條第一項ニ掲グル事業ニ於ケル勞働爭議ニ關シ作業閉鎖又ハ同盟罷業ヲ爲ス場合ニ於テハ當事者（當事者ガ團體又ハ集團ナル場合ニ於テハ其ノ主たる代表者）ハ三日前行政官廳ニ對シ調停委員會開設ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第二十條第一項ヲ左ノ如ク改ム

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 故ナク第十三條ニ規定スル出席説明又ハ說明書類ノ提示ヲ爲サザル者

二 第十九條ノ二ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條中「第十九條」ヲ「第十九條第一項」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

第十九條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則
本法ハ昭和六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔副議長公爵近衛文磨君議長席ニ著ク〕
〔國務大臣安達謙藏君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(安達謙藏君) 只今議題トナリ
マシタ労働組合法案ノ提出ノ理由ヲ説明イ
タシマス、産業ノ發達ニ伴ヒマシテ、労働
者ガ團結シテ、其自助ノ手段ニ依リ、地位
境遇ノ改善向上ヲ圖ルニ至リマスルコトハ
是レ自然ノ現象デアリマシテ、我國ガ近代
的産業組織ヲ採用イタシマシタル以上、當然
ニ生ズベキ結果ト申サネバナリマセヌ、此
労働者ノ團結運動ニ對シマシテ、結社ノ自
由ハ既ニ憲法ノ保障スル所ナルガ故ニ、特
ニ法制ヲ設クルノ要ナシト云フ理由ノ下ニ、
法律ニ觸レザル限り之ヲ自由ニ放任イタシ
マシテ、労働者ノ團結運動ニ關聯シテ起ル
所ノ事業主労働者間ノ紛糾ハ、兩
者ノ間ノ實力ノ解決ニ委ネ、之ニ基因スル
所ノ産業界並ニ社會ノ不安ヲ拱手傍觀スル
ガ如キハ、國家トシテ執ルベキ態度デハナ
イト信ジマス、近時我國ニ於キマシテモ、
労働組合ノ組織セラルルモノ漸ク多ク、昭
和五年六月末ニ於キマシテ、労働組合ノ數
六百五十、其組合員數實ニ三十四万二千餘
人ニ上テ居リマス、且ツ年々増加ノ傾向ニ
アリマシテ、産業上並ニ社會上労働組合ノ
地位ハ頗ル重要トナテ來タノデアリマス、
此情勢ニ鑑ミマシテ今日労働組合法ヲ制定
イタシテ、法律上労働者ノ團結ヲ公認スル
ト共ニ、其組織及ビ行動ニ關シ據ルベキ基
準ヲ與ヘ、其運動ヲシテ秩序統制アラシム
ルコトハ、誠ニ喫緊ノ要務デアラルベキシ
ノデアリマス、蓋シ現在我國ニ於キマシテ
ハ、労働組合ノ組織ニ關シテハ據ルベキ特
別ノ法制ナク、労働組合ハ未ダ法律上公認
サレテ居リマセヌ爲メ、往々ニシテ不穩當
ナルモノノ如ク考ヘラレ、之ガ爲メ勞資
間ノ關係協調和ヲ缺キ、不必要ニ事端ヲ
醸シ、紛糾ヲ生ズルコト稀デアリマセヌ、
又之ガ爲メ労働組合ニ於テモ、勢ヒ事業主
ニ對シ抗爭ノ手段ニ出デ、其行動自然ニ

矯激ニ流ルル場合ガアリマス、斯ノ如キハ
決シテ勞資ノ融和、産業界ノ健全ナル發展
ヲ期スル所以デハナイノデアリマシテ、此
意味ニ於テ、第一ニ労働組合ヲ法律上公認
スルノ必要ヲ感ズルノデアリマス、労働組
合ヲ法律上公認シテ、其社會的職分ヲ認ム
ルト云フコトハ、一面ニ社會的責任ヲ自覺
セシメ、其自重ヲ促ス所以デアリマシテ、
之ニ依テ自然ニ其行動ヲ穩健中正ナラシ
ムルコトヲ得ル次第デアラルベシナルデア
リマス、尙ホ現在我國多數ノ労働組合ノ中
ニハ、間、矯激不當ナル行動ニ出ヅルモノ
モナイトハ言ヘマセヌガ、是ハ労働組合ノ
進ムベキ正道ニアラザルコトハ勿論デアリ
マシテ、政府モ亦之ヲ是認シ、又ハ之ヲ放
任セムトスルモノデハ決シテナイノデアリ
マス、其行動ニシテハ社會ノ公安ヲ害スル
ガ如キモノニ對シマシテハ、法ニ照シテ嚴
ニ處斷スベキコト勿論デアリマシテ、又現
ニ左様イタシテ居ル次第デアリマスガ、本
法案ニ於キマシテハ更ニ進シテ労働組合ノ
行動ガ法規ニ違反シ、又ハ公益ヲ害スル等
ノ場合ニ付キ、相當之ガ監督是正ノ方法ヲ
規定イタシマシテ、労働組合運動ニ規律ヲ與
ヘントスルモノデアリマス、決シテ漫然勞
働組合ヲ保護シテ不法不當或ハ矯激ナル行
動ヲ是認セントスルモノデハナイノデアリ
マス、以上ノ精神ニ基キマシテ本法案ヲ立
案イタシタ次第デアリマスガ、其内容ノ大略
ハ一、労働條件ノ維持改善ト組合員ノ共濟、
修養其他共同利益ノ保護増進トヲ併セ目的
トスル同一ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働
者ノ團體ヲ労働組合トスルコト、右労働組
合ガ同一ハ類似ノ職業又ハ産業ニ依ル聯
合團體ヲ組織シタル場合其聯合團體ヲモ勞
働組合トスルコト、二、労働組合ハ法人タ
ルコトヲ得ルコト、三、労働組合ハ同一ハ
類似ノ職業又ハ産業ノ労働者ニアラザル
者ト雖モ當該組合ノ役員又ハ役員タリシ者
及ビ同一ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者

タリシ者ヲ組合員トナスコトヲ得ルコト、
四、労働組合ハ衆議院議員又ハ地方議會ノ
議員ノ選舉運動ニ關シ費用ヲ支出シ又ハ其
費用ニ充ツル爲メ組合員ヨリ金錢ヲ徴收スル
コトヲ得ザルコト、五、雇傭者ハ労働者ガ
労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ、之ヲ解
雇スルコトヲ得ザルコト、雇傭者ハ労働者
ガ労働組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ
脱退スルコトヲ雇傭條件ト爲スコトヲ得ザ
ルコト、六、法人タル労働組合ガ組合員ノ
共同利益ノ保護増進ノ目的ヲ以テ組合員ノ
生活ニ必要ナル物ヲ組合員ニ供給シ若クハ
利用セシメ又ハ組合員ノ生産シタル物ヲ賣
却スルノ事業ヲ營ム場合ニ於テハ、其事業
ヨリ生ズル所得及純益ニ付キ所得稅及營業
收益稅ヲ課セザルコト、七、労働組合ノ監
督ハ左記ニ依ルコト、(イ)行政官廳ハ労働
組合ニ對シ其業務若クハ財産ノ狀況又ハ組
合員ノ員數ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ
得ルコト、(ロ)労働組合ノ會議ノ決議法令
ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルコトキハ行政官
廳ハ之ヲ取消スコトヲ得ルコト、(ハ)労働組
合ノ規約法令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル
コトキハ行政官廳ハ其變更ヲ命ズルコトヲ得
ルコト、(ニ)労働組合ノ行為安寧秩序ヲ紊
ルコト、(三)主務大臣ハ其解散ヲ命ズルコト
ヲ得ルコト、八、本法施行ノ際現ニ存スル労働
者ノ團體又ハ其聯合團體ニシテ、労働條件ノ
維持改善ト組合員ノ共濟、修養其他共同利
益ノ保護増進トヲ併セ目的トスルモノハ、
之ヲ本法ノ労働組合ト看做スコト等デアリ
マス、之ヲ要スルニ労働組合法制定ノ目的
ハ、労働組合運動ヲ正シキ軌道ニ載セテ之ヲ
穩健中正ニ導キ、産業ノ健全ナル發達ト社會
ノ平和トヲ期スルニ外ナラナイノデアリマ
ス、速ニ御審議ノ上御協賛アラシムコトヲ切
ニ希望スル次第デアリマス、次ニ労働爭議
調停法中改正法律案ニ付キマシテ提出ノ理
由ヲ説明申上ゲマス、最近ニ於ケル労働爭
議ノ狀況ヲ見マスルニ、財界ノ不況ニ伴ヒ、

件數、參加人員等著シキ増加ヲ示シツア
リマス、即チ昭和四年中ニ於ケル同盟罷業
怠業及ビ工場閉鎖等ノ件數ハ五百七十六
件、之ニ參加シタル労働者ノ數ハ七万七千
四百四十四人ニ達シ、又昭和五年中ニ於
テ月乃至九月ノ九箇月間ニ既ニ六百九十五
ノ發生ヲ見、其參加人員モ六万四千三百一
人ニ及ンデ居ルノデアリマス、其結果トシ
テ労働爭議ノ當事者ガ蒙ル經濟上ノ損害ハ
固ヨリ、其國家ノ産業及ビ經濟ニ及ボス影
響ハ誠ニ容易ナラザルモノガアルノデアリ
マス、斯ノ如キ爭議ノ發生ヲ出來得ル限リ
未然ニ防止シ、並ニ其圓滿ナル解決ノ機會
ヲ多カラシムル爲メハ、現行労働爭議調停
制度ハ必シモ適當且ツ十分ナリト云ヒ難キ
モノガアルト思フノデアリマス、即チ大正
十五年現行法施行以來ノ狀況ヲ見マスル
ニ、法制上ニ認メラレタル調停機關ハ調停
委員會デアリマスガ、之ヲ開設シ得ル場合
ノ要件、或ハ其組織等實際ノ運用ニ適セズ、
調停委員會ガ開設セラレタル事例ハ、既往
約五箇年間僅ニ二回ニ過ぎマセヌ、又現行
法施行以來、各廳ニ配屬セラレタル調停官
吏等ノ法律ニ依ラザル調停ニ依ッテ、爭議ノ
解決セララルルモノハ相當多數ニ上リマス
ガ、右ニ關シテハ固ヨリ法制上何等根據ス
ルモノガナク、事務處理上不便ヲ感ズル場
合ガ極メテ多イノデアリマス、右ノ如キ事
情ニ基キ今同時代ニ適應スベキ労働爭議調
停制度ヲ制定シタイト考ヘ、茲ニ法律案ヲ
提出イタシタ次第デアリマス、改正法律案
ノ内容ハ相當多方面ニ互リマスガ、其要領
ハ以下ノ三點デアリマス、其一、點ハ行政官
廳ガ調停委員會ヲ開設シ得ル場合ノ擴張ニ
關スルモノデアリマシテ、即チ現行法ノ下
ニ於テハ所謂私益事業ニ於テハ、當事者ノ
双方ヨリ請求ガナケレバ調停委員會ヲ開設
シ得ザルコトヲナテ居リマスガ、今度ハ私
益事業ノ爭議ニ於テモ、其狀況ニ依リ、著
シク其關係地方ノ産業又ハ公益ヲ害スル虞

アルモノト認ムル場合ニハ、之ヲ公益事業ニ於テハ準ジ、當事者一方ノミノ請求ニ依リ、又ハ行政官廳ノ職權ヲ以テ、調停委員會ヲ開設シ得ルモノト改メタルアリマス、第二ニ當該官吏ノ調停ニ關スル權限ヲ新ニ規定シ、仍テ當該官吏ガ從來事實上行ヘ來タ調停ニ關スル職權ヲ法認スルト同時ニ、其職權ヲ發動シ得ル場合ノ規定ヲ設ケタルデアリマス、其第三點ハ現行法第一條第一項ニ列舉セラレル公益事業ノ勞働爭議ニ於テ、當事者ガ作業閉鎖又ハ同盟罷業ノ如キ所謂爭議手段ヲ用フル場合ハ、事前ニ調停委員會開設ノ申請ヲ爲シ得ベキコトヲ規定イタルデアリマス、以上述べタルガ如キ改正ニ依テ爭議ニ基タル無用ノ犧牲ヲ除キ、勞資ノ協調並ニ産業ノ平和ヲ促進スルコトハ、現時ノ産業界及勞働爭議ノ實狀ニ鑑ミ誠ニ緊要デアルト存ジマス、是レ本改正法律案ヲ提出シタル所以デアリマス、何卒御審議ノ上御協賛アラムコトヲ願ヒマス

○副議長(公費近衛文磨君) 是ヨリ通告ニ依リマシテ質疑ヲ許シマス、藤原銀次郎君

〔議長公費徳川家達君議長席ニ復ス〕
〔藤原銀次郎君演壇ニ登ル〕

○藤原銀次郎君 私ハ勞働組合法案並ニ爭議調停法中改正法律案ニ對シマシテ内務大臣ニ質疑ヲ致シタイト存ジマス、其質疑ノ本論ニ這入リマスル前ニ、前提ト致シマシテ聊カ申述ベテ置キタイトゴザイマス、ソレハ只今我國ニ於キマシテハ、此勞働問題ハ非常ナ重要ナ問題ニ相成リマシタト同時ニ色々誤解ノ點ナドモ甚ダ夥シクナインデゴザイマス、例ヘバ勞働者ト世ニ所謂勞働「ブローカー」トカ或ハ無産黨トカ若タハ思想運動家トカト云フヤウナモノヲ混同イタシマシテ、何レモ之ヲ勞働者ト斯ク見做スト云フヤウナ傾ガゴザイマス、是ハ此勞働問題ノ發生ガ比較的ニ近代ノモノデゴザイマスルカラ、斯ウ云フ工合ニナッテ

參リマシタモノデアラウト存ジマスガ、例ヘバ土地ノ「ブローカー」ト申シマスモノハ地主デハナイノデアリマス、保險「ブローカー」ハ保險業者デハナイノデアリマス、サウ云フヤウナ工合ニ此總テ「ブローカー」ト云フヤウナモノト、ソレカラシテ勞働者ト云フモノトノ間ニハ割然タル區別ガナケレバナルマイ、ソコデサウ云フヤウナ譯デアリマスカラ、或ル場合ニ於キマシテハ、勞働者ノ聲、或ハ勞働者側ノ聲ト云フヤウナコトヲ度ニ承リマスルガ、其勞働者側ノ聲ト申シマスルモノガ、眞實ノ勞働者ノ聲ニアラズシテ、或ハ無産黨ノ聲デアリタリ、或ハ所謂勞働「ブローカー」ノ聲デアリマシタリ、或ハ其外ニ思想運動家ノ聲デアリマスルト云フヤウナコトノ間違ヒガ往々ニシテゴザイマスルノデアリマシテ、現ニ此衆議院ニ於キマシテ委員會ナドノ質問應答ナドヲ速記録ニ依テ拜見イタシマスルト云フト、往々ニシテサウ云フコトノ混同セラレテ居ルノデハナイカト云フヤウナ疑ヲ發見イタシマスルノデアリマス、現ニ内務大臣ナドノ色々御審議ノ中ナドニ、勞働者側ハ斯ウ云フコトヲ主張スルト云フヤウナ御答辯ガ度ニ繰返サレテ居リマスルガ、サウ云フ中ニモ或ハ此區別ヲ御混同ニナッテ居ルノデナイカト思ハレルヤウナ節モアルノデゴザイマス、ソコデ又ニ又私共ノ此立場ヲ申上ゲテ置キタイト思ヒマスルノハ、現代ノ産業ガ著シキ急速ナ發達ヲ致シテ參リマシテ、此産業ノ三大要素即チ資本ト勞働ト經營ト此三ツガ最も重要ナ要素デアリナラバ、如何ナル産業モ完全ニ發達スルト云フコトガ出來ナイト云フコトハ當然ノコトデアリマス、ソレ故ニ私共現代ノ産業ノ經營ニ從事シテ居リマスルモノハ常ニ此資本、勞働、經營ノ三者ノ協定ニ専ラ重キヲ置イテ居リマスルコト云フコトモ、是ハ事實デアリマス、此往々ニシテ申小工業ナドノ此

家族ノ工業ナドノ中ニハ、今尙ホ古來ノ習慣ニ依リマシテ、或ハ徒弟制度トカ、其外ノ此資本勞働ノ關係ニ於テ現代ノ思想ニ反シタモノモ絶無トハ申シマセヌケレドモ、併シ段々ニ此現代ノ産業ニ於キマシテハ、勞働ニ對スル觀念ガ古ノ封建時代ノ觀念ノヤウナモノデナイト云フコトモハ當然ノコトデアリマシテ、現ニサウナリツツアルノデアリマシテ、ソコデサウ云フ譯デアリマスルカラ、私共ガ起テ此勞働組合法案ニ反對ヲ致シマスルト云フト、往々ニシテ勞働者ニ反對スルノデハナイカト云フヤウナ疑ヲ懷カレルノデアリマス、ガ併シ是ハ全クノ誤解デアリマシテ、我ハ眞ニ勞働者ノ爲ニ、勞働者ノ利益ニ……今日此世ノ中ニ現ハレテ居リマスルヤウナ勞働組合法案ト云フモノハ不利益ナモノデアアル、其幸福ヲ増進スル所以デナイト云フ信念ヲ以テ之ニ對シテ反對ヲシテ居リマスルモノデゴザイマス、ソレデ我ハ考ニ依リマスルト、此勞働……眞實ノ、眞ノ我國ノ勞働者ハ決シテ此階級闘争ヲ主張スルト云フヤウナコトヲ私共想像イタシテ居リマセヌ、又社會ノ革命運動ニ參加シヤウト云フヤウナコトヲ眞實ニ勞働者ハサウ云フコトヲ考ヘテ居ルトハ、私共ハ想像イタシテ居リマセヌ、デ此現代ニ於キマシテ此勞働運動ト云フモノハ多クハ社會運動、思想運動、無産黨若クハ所謂勞働「ブローカー」ト云フヤウナ方面カラ、一種ノ新思想ヲ稱スル所ノ一種ノ運動ガ起リマシテ、ソレガ勞働者ノ聲トナッテ世間ニ唱ヘラレテ居ルノデアリマスガ、併ナガラソレハ前段ニ申上ゲマシタ通りニ、決シテ眞正ナル勞働者ノ聲ニアラズシテ、所謂「ブローカー」、所謂思想運動家、所謂無産黨ノ聲デアルト云フコトデアリマシテ、其意味ニ於キマシテ我ハ立場若クハ此所謂思想運動家、所謂勞働「ブローカー」ト云フヤウナモノノ其聲ト、眞正ナル勞働者ノ聲トハ御混同ノナイ

ヤウニ、前提シテ茲ニ私ノ所感ヲ前以テ申上ゲテ置キマス次第デアリマス、ソコデ私共ハ勞働者ガ團結ヲ致シマシテ、サウシテ弱キ立場ニ在ルカラ、個人々々事業家若クハ資本家ト取引スルト云フコトハ、勞働者トシテ非常ニ不利ナ立場デアアル、故ニ之ニ團結ヲ與ヘ、團結ノ力ヲ以テ資本家若クハ事業主ト、對等ノ取引ヲシヤウト云フ所ノ近代ノ精神ニ對シテハ、絕對ニ反對イタス者デアリマセヌ、是ハ現代ノ思想ニ於テ現代ノ社會狀態ニ於テ當然ナコトデアラウト思ヒマス、併ナガラ元々此勞働者ト資本家ト取引ト云フモノハ、是ハ經濟上ノ取引デナケレバナラヌ、決シテ是ガ勞働階級ト資本階級トノ間ノ闘争トナッテハナラヌ、能マデ經濟上ノ一ツノ商行為デアアル、ソレ故ニ若シモ我國ノ勞働組合法ト云フモノガ經濟的ニ出發シテ、經濟的ニ之ヲ團結サセテ、サウシテ經濟的ノ立場ニ於テ勞働者ガ團結シテ、資本家若クハ事業家ト取引スルト云フコトデアラナラバ、私共ハ之ニ向テ決シテ反對ヲスルモノデアリマシマス、之ニ反シテ若シモ此勞働者ヲ階級的ニ團結サセテ、サウシテ資本階級ト勞働階級ト云フ二ツノ階級的ノ闘争ニ之ヲ導カウト云フコトデアラナラバ、是ハ經濟的ノ行為デアリマシマス、社會改良ノ一ツノ行為デアッテ、決シテ經濟的ノ行為デアリマシマス、決シテ經濟的ノ行為デアリマシマス、其意味ニ於テサウ云フ意味ノ團結デアラナラバ、之ニ反對シタイト思フノデアリマス、是ヨリ漸次私ノ質問ニ移リタイト存ジマス、是ガ時間ノ都合ガゴザイマスルノデ、甚ダ申譯ガゴザイマセヌケレドモ、午後ニ本論ニ付テ申上ゲタイト存ジマス、只今ハ是デ失禮イタシマス(拍手起ル)

○議長(公費徳川家達君) 午後一時三十分マデ休憩イタシマス

午前十一時五十四分休憩

午後一時四十四分開議

○副議長(公倉近衛文磨君) 書記官ヲシテ
報告ヲ致サセマス

〔瀬古書記官朗讀〕

本日入營者職業保障法案特別委員會ニ於
テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 子爵渡邊 七郎君
副委員長 男爵井田 馨楠君

○副議長(公倉近衛文磨君) 是ヨリ會議ヲ
開キマス、藤原君

〔藤原銀次郎君演壇ニ登ル〕

○藤原銀次郎君 私ノ第一問ハ思想問題ト
労働組合ニ對スル關係ニ付キマシテ、内
務大臣ノ御所感ヲ承リタイノデアリマス、
先ヅ此問題ニ這入リマス前ニ、私ハ此我國
ニ於キマシテ労働組合法案ガ現レテ參リマ
シタ以來ノ經過ヲ簡單ニ申上ゲマシテ、サ
ウシテ又労働組合ガ今日ニ至リマシタ經過
ヲ簡單ニ申上ゲマシテ、ソレヨリ本論ニ這
入リタイト存ジマス、大正九年ニ政府ガ勅
令ヲ以テ臨時産業調査會ヲ設立イタシマシ
テ、之ヲ内閣ノ直屬ノ諮問機關ト致シマシ
タ、ソシテ重要ノ産業ニ關スル重要事項ヲ
調査審議セラル、コトニ相成リマシテ、同
時ニ此調査會ニ「同」テ労働組合法案ノ制定
ヲ命ゼラレマシタ、其時ニ農商務省ヨリ提
出イタシマシタモノガ即チ農商務省案デア
ル、又同時ニ内務省ヨリ此産業調査會ニ提
出セラレマシタモノガ所謂内務省案デアリ
マス、ソコデ此農商務省案ト云フモノハド
ウ云フモノデアアルカト申シマスレバ、今日
ノ所謂職業組合主義デアリマス、即チ英吉
利ノ「トレイド・ユニオン」ト云フモノヲ目標

ニシテ、産業的ノ團體ニ労働組合ト云フモ
ノハセナケレバナラスト云フノデアリマ
ス、又内務省ノ方ノ案ハ之ニ反シテ、其當
ノ我が國ニ於キマシテ存在イタシテ居リマ
シタ所ノ労働組合ト云フモノヲ目標ニシ
テ、之ヲ保護シ助長シテ行カウト云フ趣意
カラ出来マシタ所ノ、即チ一般組合主義
ト致シマシタ案デゴザイマス、ソレ故ニ其
當時ニ於テハ、之ヲ横斷的ノ組合ト申シテ
居リマシタガ、今カラ之ヲ考ヘテ見マスレ
バ、農商務省案ハ專ラ此經濟的團體ト云フ
モノヲ主眼トシ、内務省案ハ階級的ノ色彩
ヲ若干含シテ居ルト云フヤウナコトハ免レ
ナイヤウナ狀態デアリマシタ、爾來度ニ議
會ニモ組合法案ト云フモノガ提出サレマシ
テ、政府カラモ提出サレマシテ朝野ノ間ニ
大イニ論議ヲ盡サレマシタケレドモ、此論
議ハ細目ニ互リマスト色ニ分レテ居リ
マスルガ、大體ニ於テハ矢張り一方ニ於テ
ハ此産業組合主義、一方ニ於テハ一般組合
主義ト、斯ウ云フモノニ、二ツノ潮流ニ分
レテ居ルノデアリマス、而シテ民間ニ於キ
マシテハ、無論農商務省ノ案ヲ支持イタシ
テ居リマシタ、ソレカラ又社會運動若クハ
新思想家ノ方ハ内務省案ヲ支持シテ居リマ
シタ、ソコデ私ノ承ハリマスル所ニ依リマ
スレバ、是ハ實ニ民間ニ於テ斯ウ云フ議論
ガ分レテ居リマスバカリデナカシテ、政府
ノ部内ニ於テモ爾來引續キ其議論ト云フモ
ノガ分レテ居リマシテ、今日農商務省ハ商
工省トナリ、色ニ制度ノ變革ハゴザイマシ
タケレドモ、今尙ホ斯ウ云フ主義ガ役所ノ
内部ニハ殘ラテ居リマスルト云フコトヲ承
ハテ居リマス、サウシテ一面ニ於キマシテ
ハ陸海軍或ハ鐵道ト云フヤウナ其事業ニ關

係ノアル所ノ官廳ニ於キマシテハ明カニ其
主義ヲ言明セラレマセヌカラ、茲ニ明白ニ
申上ゲルト云フコトハ憚リマスルケレド
モ、幾分カ此農商務省案、即チ此經濟主義
ト云フモノヲ支持セラルル如ク見エマシ
テ、民間ニ於テハ左様ニ皆想像イタシテ居
リマスルノデアリマス、所デ此民政黨内閣
ガ組織イタサレマシテ十大政綱ノ一トシテ
労働組合法ト云フモノヲ施行セラルルト云
フコトニナリマシテ、社會政策審議會ト云
フモノヲ設ケマシテ、是ニ労働組合法案ガ
審議サレマシタ、其時ニ矢張り又流レガ……
此潮流ガ社會政策審議會ニ影響ヲ及ボシマ
シテ、即チ私共ノ承テ居リマスル所ニ依レ
バ社會局、即チ内務省ノ一部局デゴザイマ
スル所ノ社會局ガ、此社會局ノ一ツノ分店
トモ申シマスル所ノ勞資協調會ト連絡ヲ取
リマシテ、勞資協調會カラ此社會政策審議
會ニ労働組合ノ要項ト云フモノヲ提出シマ
シタ、サウシテ社會政策審議會ニ於キマシ
テハ、其協調會カラ提出サレマシタ所ノ要
項ニ基キマシテ審議サレマシタ、承ハル所
ニ依レバ若干ノ修正ハ加ヘラレマシタサウ
デアリマス、細カイ部分ニ於テ……細カイ
點ニ於テ加ヘラレマシタト云フコトハ承ハ
リマシタケレドモ、殆ド其要項通リト申シ
テモ差支ナイ程度ニ於テ、社會政策審議會
ガ其協調會ノ要項ヲ通過イタシマシテ、ソ
レヲ更ニ社會局ニ廻シマシテ、サウシテソ
レヲ骨子トシテ作りマシタ所ノモノガ所謂
社會局案ト申シマスル所ノ労働組合法案デ
アルノデアリマス、即チ其社會局案ト云フ
モノヲ能ク之ヲ研究イタシテ見マスレバ、
今日現在、我國ニ於テ存續イタシテ居リマ
スル所ノ労働組合、其労働組合ヲ目標ニシ

テ、サウシテ此労働組合法案ト云フモノヲ
制定シテ、此労働組合ヲ保護シ、發達サセ
テ行カウト云フノガ、即チ此社會局案ノ目
的ト見做サレルノデアリマス、所デ大正九
年以來今日ニ至ルマデノ間ニ於キマシテ、
御承知ノ通りニ我が國ノ此國情ハ非常ナル
變化ヲ致シマシタ、就中思想問題ト云フモノ
ハ急速度ヲ以テ變化イタシテ參リマシタ、
サウシテ此労働組合ト云フモノハ、或ルモ
ノハ無論此農商務省案ヲ支持セラルルガ如
ク全ク此「トレイド・ユニオン」ト云フモノ
ヲ目標ト致シマシテ、經濟的團體ト云フモ
ノヲ目標ニ致シテ發達イタシマシタ、之ヲ
今日ノ言葉デハ協調的労働組合ト申シテ居
リマスルガ、是等ハ無論此英吉利流ノ労働
組合主義ニ依レテ發達シテ參リマシタモノデア
リマスガ、凡ソ此組合員ハ約十五六万人位
ゴザイマセウ、確カナ數字ハ被デ申上ゲ兼
ネマスガ、マア十五六万人、乃至十七八萬
人デゴザイマセウ、是等ハ即チ協調的ノ勞
働組合ト申サレテ居リマス、所ガ之ニ反シ
テ一方ニ世間カラハ鬭爭的労働組合ト申サ
レテ居ル所ノ此労働組合ト云フモノガ又非
常ニ發達イタシマシタ、其數ガ今日デモ矢
張り十五六万人乃至十七八万人ニナラテ居
リマスルノデアリマス、所デ此社會局ノ原
案トシテ作成セラレマシタノガ、此經濟的
ノ目的ニ依テ組織サレタ所ノ労働組合、即
チ所謂協調的労働組合ニアラズシテ、所謂
今日ノ鬭爭的労働組合ト云フモノデ、左傾
トナリ傾トカ、中間ト申シテ居ルヤウニ斯
ウ云フ組合ヲ目標ニシテ之ヲ保護シ、之ヲ
助長シヤウト云フヤウナ目的ノ下ニ編成セ
ラレマシタノガ、所謂社會局ノ案ト申スモ
ノデアリマスル、ソコデ即チ此大正九年以

來、我國ノ社會ニ非常ナ變遷ガ起リマシテ、勞働組合ニモ無論此勞働組合ガ我國ニ初メテ、二十數年前ニ我國ニ生レマシタ時ニハ亞米利加流ノ純然タル經濟的團體トシテ生レタノデアリマス、爾來段々星霜ヲ經マシテ、サウシテ此經濟的ノ團體トシテ生レマシタ勞働組合ガ、漸次思想的ノ背景ヲ加味シテ、思想的ニ指導者ニ指導セラレマシテ、サウシテ今日ニ於キマシテハ、或ハ半バ經濟的團體デアリガ、半バ思想團體デアリ、半バ經濟的ノ行為ヲスルガ、半バ政治的行為ヲスル、斯ウ云フヤウナ種類ノ、一種歐羅巴各國ニ於テハ其類ヲ見ルコトノ出來ナイヤウナ、一種變則的ノ團體ト相成リマシタノデアリマス、此團體ヲ維持シ、之ヲ保護シヤウト云フコトガ此勞働組合法ノ目的トナルト云フコトニナリマスナラバ、自然此組合法ニ於テモ階級闘争の色彩ヲ帶ビ、社會主義的ノ色彩ヲ帶ビルト云フコトニ至ルノハ、是ハ已ムヲ得ナイ所ノ成行デアラウト思フデアリマス、ソコデ無論私共ハ内務大臣初メ、社會局ニ於キマシテモ我國ニ於テ社會主義ヲ宣傳シ、又社會主義ノ色彩ヲ以テ運動シテ居リマスル所ノ團體ヲ保護シテ、我國ノ階級闘争ヲ助長サセタリ、又社會主義ノ宣傳ヲ助ケヤウト云フヤウナ御考ガアテ、積極的ニサウ云フ考ノ下ニ此案ヲ編成セラレタルモノトハ信ジテ居リマセヌ、又サウ云フ工合ニ解釋ハ致シテ居リマセヌガ、併ナガラ此現在ノ勞働組合ヲ保護シヤウト云フコトノ目的ニ依ッテ、編成セラレタ所ノ法案ハ、勢サウ云フコトノ結果ヲ齎スヤウニナツタノデアリマス、ソレ故ニ民間ニ於キマシテハ、此社會局ノ法案ト云フモノニ對シテ非常ニ猛烈ナル反對ガ

起リマシタ、即チ若モ此社會局ノ法案ニ依リマシテ、我國ノ勞働組合ヲ指導イタシマシタナラバ、我國ノ産業ト云フモノハドウナルデアラウカ、又我國ノ此思想問題ト云フモノハドウナルデアラウカ、ト云フヤウナコトデ、非常ニ此議論ヲ惹キ起シタノデアリマス、ソコデ此議論ノ末ニ世論モ囂々トシテヤカマシクナリマシテ、即チ一昨年ノ秋頃カラ此議論ガヤカマシクナリマシテ、遂ニ昨年ノ暮ニ至リマシテ内閣ノ決議ノ結果……會議ノ結果一ツノ妥協案ノヤウナモノガ生レマシテ、サウシテ其社會局其修正ヲ加ヘラレマシタモノガ此度此議會ニ提出セラレマシタ所ノ政府案デアアルノデアリマスルカラ、簡單ニ其修正ヲ加ヘラレマシタ點ニ付テ茲デ申上ゲテ見タイト思ヒマス、第一ハ從來ノ此社會局案ハ所謂一般組合法案、階級的組合法案ト申シテモ差支ナイト思ヒマスルガ、現在ノ此勞働組合、即チ闘争的ノ色彩ヲ有テ居ル所ノ勞働組合法ニ依ッテ認メヤウト云フノデアリマスカラ、自然一般組合法案トナリマシテ、階級的色彩ヲ有テ居リマスルモノデアリマスカラ、之ヲ民間ニ於キマシテハ闘争的ノ組合デアアル、若シ此組合斯ウ云フヤウナ主義ヲ以テ勞働組合ヲ組織サレルナラバ、我國ノ勞働階級ト、所謂資本階級ト云フ二ツノ階級ト云フモノガ分レテ來テ、サウシテ階級闘争ト云フモノニナル、即チ「マルクス」ノ所謂階級闘争の組合ト云フモノニナツテ來テ、全ク經濟上ノ争デナクシテ社會上ノ争ニナル、政治上ノ争ニナル、斯ウ云フ猛烈ナル反對ガ出テ參リマシタカラ、政府ニ於カレマシテハ、此第一條ニ於キマシテ此一般組合即チ階級

的組合ト云フ主義ヲ棄テラレマシテ、之ヲ職業別組合、産業別組合ト斯ウ御訂正ニナリマシタ、即チ大正九年ニ初メテ農商務省カラ提案サレタ所ノ所謂農商務省案ノ主義ヲ採用サレマシテ、此闘争的ノ色彩ヲ全部取ラレマシテ、全ク此勞働組合ト云フモノハ、經濟上ノ團體デナケレバナラヌト云フ主義ヲ以テ、十數年前ニ初メテ主張セラレテ、爾來今日マデ實行スル……顧ミラレルコトノナイヤウナ主義デアリマシタ所ノ此經濟的團體デナケレバナラヌト云フ、即チ英吉利流ノ職業組合主義ヲ採用サレマシタ、是ハ即チ政府ト致シマシテハ非常ナル進歩デアリマス、非常ナル進歩デ、内務省トシマシテハ非常ナル讓歩デアラウト思ヒマス、此點ニ於キマシテハ職業組合主義即チ經濟主義ヲ主張シテ居リマシタ所ノ者ハ皆非常ニ満足ノ意ヲ表シマシタ所ガ、段々此法案ヲ調べテ見マスル所ガ、意外ニモ第一條ニ於キマシテハ斯ウ云フヤウナ新シイ所ノ英國流ノ勞働組合主義ヲ御採用ニナツタニモ拘ラズ、附則ニ於キマシテハ即チ經過規定ニ於テ、現存ノ勞働組合ハ全部之ヲ公認スルト云フコトノ條項ヲ設ケラレマシタ、即チ是ガ折角此第一條ニ於キマシテ經濟主義ト云フモノヲ確立サレテ、闘争主義ニ反對サレテ一ツノ非常ニ大進歩ヲ見タ所ノ勞働組合法ガ、附則ニ於キマシテ全部之ヲヒツクリ返シテシマツテ、サウシテ從來ノ今日現存シテ居ル所ノ闘争的ノ組合ヲ全部之ヲ保護シヤウ、全部之ヲ助長シテ行カウト斯ウナリマシタカラ、第一條ノ目的ト云フモノハ是ニ於テ全然覆ハサレルヤウナ形ニナツテ參リマシタ、ノミナラズ第十條ニ於キマシテ學生デモ或ハ思想家デモ或ハ露西亞人

デモ外國人デモ如何ナル者デモ組合ノ役員ニナルコトガ出來ルト云フヤウナ規定ヲ設ケマシマシテ、サウシテ其第十三條ニ於キマシテハ又此組合員タル者ハ組合員タルガ故ヲ以テ解雇スルコトガ出來ヌト云フヤウナ保護規定ヲ設ケラレマシテ、尙ホ之ニ加ヘマスルニ第一條ニ於キマシテ勞働條件ノ維持改善ト其外ニ勞働者ノ共同利益ノ増進ト云フモノニ向テハ、之ヲ勞働組合ノ目的トシテ許スト云フコトニナリマシタカラ、詰リ此勞働者ノ共同利益ト云フモノノ中ニハ經濟上ノ共同ノ利益ト云フコトニモ限局セラレズシテ、單ニ共同利益トシテ制定イタサレマシタ結果、政治上デモ社會上デモ總テノ共同利益ト云フコトヲ認メラレルト云フヤウナ結果ニ立至テ參リマシタカラ、何レノ點カラ見テ之ヲ考ヘテ見マシテモ、折角此職業組合主義ヲ御制定ニナリマシタ所ノ根本ノ主義ト云フモノハ全部滅却セラレルト云フヤウニナツテ參リマシタノデアリマス、即チ茲ニ於テ私ハ現在ノ勞働組合ハ果シテドウ云フモノデアルカ、如何ナル種類ノモノガ現在ノ勞働組合デアルカト云フコトニ付キマシテ、簡單ニ申上ゲテ見タイト思ヒマス、前刻申上ゲマシタ協調的ノ即チ英吉利流ノ職業組合主義ニ依ッテ結合セラレテ居リマスル十七八万人ノ組合ノコトハ是ハ別ニ致シマシテ、他ノ私共ノ所謂闘争的組合ト申シマスル共十七八万乃至十五六万人ノ團體ハドウ云フコトヲ主張シテ居ルカト云フコトニ付キマシテ、簡單ニ申上ゲタイト思ヒマス、此組合ハマア大體ニ於テ三ツニ分レテ居リマシテ所謂左翼ト申シマスルモノハ、是ハ細カク申上ゲレバ色ニ分類モアリマセウシ、ムヅカシクモナ

リマスルガ、極く簡單ニ申上ゲマスルト云フト、左翼ノ労働組合ト申シマスルモノハ、通常ニ所謂左翼ト申シテ居リマスルモノデ、純然タル共產主義アリマス、即チ此労働組合ト云フモノハ唯共產主義ヲ宣傳スル所ノ一ツノ學校デアル、又労働爭議ト云フモノハ革命ノ豫行演習デアルト云フヤウナ考ヲ以テ、結合セラレテ居リマスル所ノ頗ル危険ナル一ツノ團體デアルノデアリマス、ソレカラ右翼ト云フモノハ是ハ所謂マルクス流ノ階級闘争主義ト云フモノヲ主張シテ、又之ヲ實行セムトスルモノデアリマシテ、其主張スル所ハ動モスレバ我が國體ヲ危クシハシナイカト云フヤウナコトヲ主張シ、且ツ之ヲ實行シヤウトスル一ツノ團體デアルノデアリマス、ソレカラ中間ノ方ハ所謂左翼右翼ノ中間デアリマシテ、或ル場合ニハ純然タル労働組合ノヤウナ行動モ致シマス、或ル場合ニハ合法的ニ、或ル場合ニハ非合法的ニ色ニナコトヲ致シテ居リマスルガ、兎ニ角此兩派ノ中間ニ位スル所ノ團體デアルノデアリマス、ソコデ私ハ政府ハ如何ナル必要ガアッテ斯ウ云フヤウナ組合ヲ保護シ、斯ウ云フヤウナ團體ヲ保護セラレカト云フコトニ付テ大イニ了解ニ苦シムノデアリマス、政府ハ如何ナル御考デアアルカ知リマセヌガ、現在ノ組合ニ對シテ非常ニ辯護ノ地位ニ御立チニナッテ居ル、同時ニ又現在ノ組合ノ幹部ニ對シマシテモ非常ニ辯護ヲナサ、テ居ル、安達内務大臣ハ衆議院ニ於テ左ノ如ク御述べニナッテ居リマスル、「現在ノ組合ニシテ非常ナ過激ナ者ガ居ル、ソレダカラ之ヲ認めルト云フコトハ不都合デアルト云フ御話デア

リマスガ、私ハ現在ノ組合ニ左様ナ過激ナ者ガ居ルト云フコトハ認めテ居リマセヌ、曩ノ労働爭議、今日ノ「ストライキ」ガ非常ニ惡化スル、過激ノ傾向アルハ寧ロ組合以外ノ者ガ後カラ應援ヲ致シマス、極端ニ思想惡化シタ所ノ學生ナドガ之ニ參加シテ、サウシテ經濟「ストライキ」ヲ益、惡化シ、暴動化スルヤウナ傾向ガアリマス、現在ノ組合員ノ中ニ過激ナル者ガアルト云フヤウナコトハ私ハ考ヘテ居リマセヌ、斯ウ申サレテ居リマス、即チ内務大臣、現在ノ組合員ニ過激ナ者ガアルト云フコトハ認めテ居ラレナイノデ、現在ノ労働爭議ノ惡化スルノハ組合員以外ノ者ノスルコトデアルト、斯ウ言ハレテ居ルガ、現在ノ組合ガ矯激ナル思想ヲ持チ、其爭議ガ矯激デアルト云フ事柄ハ、殆ド天下ノ周知ノ事實デアアルノデアリマス、然ルニ此周知ノ事實スラモ認めナイ、又労働「ブローカー」ト稱スルモノガ、現在甚ダシキ弊害ガアルト云フ事柄モ天下周知ノ事實デアアルノデアリマス、然ルニ内務大臣ハ今後組合ノ役員ニナル者ハ決シテ、ソナコトヲスル人ガナルヤウナコトハナイト斷言シテ居ラレマス、内務大臣ハ、私ハ世間デ變遷スルヤウナ人ガ將來組合ノ役員トナルヤウナコトハナカラウト、斯ウ委員會ニ於テ斷言セラレテ居リマスルガ、内務大臣ト労働組合ノ「リーダー」ノ外ニ於テ何人ガ此言葉ヲ信ズル者ガアルデアリマセウカ、此労働組合ハ左傾ト言ハズ、右傾ト言ハズ、悉ク現在ノ資本主義經濟組織ヲ否認シテ、無産階級ノ革命ヲ唱ヘテ居リマスル、彼等ハ口ヲ開ケバ直ニ階級闘争ト言ヒマス、此階級闘争ト云フ事柄ハ餘リニ濫用セラレテ居リマスルガ故ニ、今デハ世間ニ本當ノ意

義ヲ傳ヘラレナイデ、唯労働者ト資本家ガ喧嘩ヲスル、勞資闘争ト云フヤウナ意味ニ使ハレテ居リマスルガ、本當ノ意味ハサウデナイ、無産階級ノ團結ノ威力ヲ以テ有産階級ヲ屈服サセヤウ、社會組織ヲ革命シテ無産階級ノ權力ノ下ニ政治モ經濟モ悉ク支配シヤウトスルノデアリマスル、是ハ日本ノ國體ニ取ッテ甚ダ危險ナル思想デアリマスル、若シ彼等ノ言フ所ノ理想ガ實現シタト考ヘテ御覽ナサイ、日本ニ於ケル貴族階級、日本ニ於ケル資本家階級、是等ノモノハ總テ權力ヲ奪ハレマシテ、唯無産階級ノ足下ニ蹂躪セラレレ時代ガ出來タト致シマシタナラバ如何ニ相成ルデアリマセウカ、労働組合ヲ組織シ指導シテ居ル所ノ幹部ノ理想ハ其處ニアルノデアリマス、内務大臣ハ労働組合ニ依ッテ労働組合ハ經濟的團體デアアルカラ、其軌道ノ上ニ載セラレヌヤウナコトヲサセナイノガ此組合ノ精神デアルト言ハレラガ、現在ノ労働組合ハ一面デハ労働組合トシテ働キ、又一面デハ無産政黨トシテ働イテ居ルノデアリマス、或労働組合ノ規約ニハ、本労働組合員ハ無産政黨ノ何々政黨ニ屬スルコトヲ以テ原則トスルト書イテアリマス、此労働組合ノ組合員ハ全部團體トナッテ無産政黨ニ加盟シテ居リマスル、労働組合法ガ、唯此一面ノ労働組合タル方面ダケヲ見テ、ソレデ是等ノ無産階級ノ革命的精神ヲ見ナイト云フ事柄ハ、現在ノ事實ノ半面ヲ故意ニ眼ヲ被フテ見ナイモノデハナイカ、此組合法ニ依ッテ是等ノ組合ガ保護助長セラレルト云フ事柄ハ、國家ノ上ニ、經濟ノ上ニ非常ナル危険ヲ醸スモノデアルト云フコトハ疑ヒナイコトデアリマス、然ルニ内務大臣ハ此組合法

ノ指導精神ハ勞資協調ニアルト言ハレル、而シテ此組合ノ行動ガ勞資闘争、否階級闘争ニアルト云フコトヲ擧ゲテ迫ラレテモ、其事實ニ對シテ何等辯解ヲ與ヘナイデ、唯漫然ト勞資協調ノ精神ダト言ッテ居ラレマス、是ハ勞資協調ト云フ言葉ヲ以テ「カモフラージュ」ヲスル考デアラウカ、其組合ノ實體ハ蓋シ決シテ勞資協調ノ精神ヲ來タスモノデナクテ、却ッテ階級闘争激成ヲ來スモノデアルト云フ事柄ハ、何人モ之ヲ見出スニ難クナイ、内務大臣ハ此組合法ガ無産階級ノ助成ニナラナイト云フ事柄ヲ確信シテ居ラレルナラバ、其確信ヲ漫然タル言葉デナクシテ、十分ナル證據ヲ示シテ、此席上ニ於テ御説明ヲ願ヒタイノデアリマス、私ハ更ニ進ミマシテ、茲ニ労働組合ノ、或労働組合ノ綱領ノ一節ヲ朗讀イタシタイト思ヒマス、曰ク「我等ハ労働階級ト資本階級トガ兩立スベカラザルコトヲ確信シ、我等労働組合ノ實力ヲ以テ労働者階級ノ完全ナル解放ト自由平等ノ新社會ノ建設ヲ期ス」ト斯ウ書イテアリマス、是ハ私共ハ無論此社會主義ノ學問ヲ承知イタシテ居リマセヌ、唯常識ニ依ッテノ判斷イタシマスルモノデアリマスルケレドモ、資本階級ト労働階級ガ兩立セザルベカラザルコトヲ確信スト、労働組合ノ實力ノ力ヲ以テ自由平等ノ新社會ノ建設ヲ期スルト云フノデアリマスルカラ、即チ其主張スル所ハ頗ル私共ハ危險千萬ナモノデハナイカと思フノデアリマス、若シ此主義ヲ實行シテ、サウシテ眞ニ彼等ノ所謂自由平等ノ新社會ヲ建設スルト云フコトニナクナラバ、ドウナルノデアリマセウカ、即チ所謂「プロレタリア」ノミニ社會トナッテ、「ブルジョア」階級

ト云フモノハ全部倒サレルト云フコトニナ
ルノデハナイカト思フノテアリマス、又他
ノ労働組合ノ主張シテ居リマスル所ニ、斯
ク不安動搖ノ中ニ投ゲ出サレテ、急速ニ煽
動化シツツアル労働大衆ニ對スル日常闘争
ノ激發……日常闘争ノ激發、就中主要闘争
點、即チ主要ノ産業、大工場、鑛山等ノ如
キ此主要闘争點ニ對スル計畫的闘争ノ遂行
ニ依ル無組織大衆ノ獲得、日常闘争ノ激發、
或ハ主要闘争點ニ對スル計畫的闘争ノ遂行
ニ依テ、大衆ヲ獲得シヤウト云フコトデア
リマセウ、其次ニ政治闘争ト經濟闘争トノ
交互的活動ニ依ル大衆ノ獲得、即チ政治
的、即チ政治的ノ煽動ニ依テ闘争ニ動員
セラレタ所ノ労働大衆ヲ絶エズ職業別ニ編
成シ、労働組合ノ訓練ヲ與ヘル、詰リ政治
闘争、經濟闘争トノ交互的ノ結合ニ依テ、
大衆ヲ獲得スル、即チ政治的煽動ニ依テ、
闘争ニ動員セラレタ所ノ労働大衆ヲ絶エズ
戦場的ニ編成シテ、之ヲ労働組合トナス、
斯ウ云フ意味合ヒデアラウト思フノデアリ
マス、是ハ私ハ附加ヘテ申上ゲマス、社會
主義ノ學問ニ通ジマセヌカラ、此解釋ニ付
テ多少ノ過チガナイトモ申サレマセヌガ、
兎ニ角ニ斯ウ云フヤウナ主張ヲシテ居マス
ルカラ、此主張ヲ我々常識的ニ若シ解釋イ
タシマシタラバ、ドウモ我々國體ト容ル
ルコトハドウシテモ出來ナイモノデアリハ
セヌカ、我々國體ノ上ニ若シ之ヲ容ルルコ
トガ出來タトシタ所ガ、頗ル是ハ危險千萬
ナコトデハナイカト考ヘルノデアリマス、
又是等ノ團體ハ、斯ウ云フコトヲ主義綱領
ニ於テ主張シテ居ルバカリデアリマセヌ、
労働争議ニ依リマシテ、始終此争議ノ際ニ

色々ナ宣傳ビラヲ出シマシタリ、色々ナ演
説ヲ致シマシタリシテ、其自分ノ主義ノ宣
傳ニ努メテ居マス、其宣傳ビラニドウ云フ
コトヲ主張シテ居リマスカト云フ、其主ナ
ルモノヲ二三此處デ申上ゲテ見タイト思
ヒマス、或ル労働組合ノ頒付イタシマシタ
「ボスター」ノ中ニ、「ソヴィエト」露西亞
ヲ守レ、支那、印度、臺灣殖民地革命ヲ守
レ、赤色自衛團ヲ組織シテ白色「テロ」警官
共ヲ葬レ、資本金、地主ノ政府ヲ倒セ、或
ハ赤色自衛團ヲ確立シロト云フヤウナモノ
ガアリマス、又或ル組合カラ頒付サレマシ
タモノノ中ニハ財閥ノ帝國銀行、元凶、團
卿ヲ葬レト云フヤウナモノガアリマス、或
ハ又前衛隊ヲ組織シテ就ケト云フノ
モアリマス、又或ル組合ノ「ボスター」ニハ
露西亞ノ「マール」ヲ著ケロ、サウシテ市街
戰ヲ捲キ起セト云フヤウナコトガ書イテア
ルノガゴザイマス、是ガ即チ労働争議ノ時ニ
用ヒラレマシタ所ノ宣傳「ビラ」若クハ「ボ
スター」デアリマシテ、此處ニ私ハソレヲ持
參イタシテ居リマスルヤウナ次第デアリマ
ス、私ハ過日、豫算委員會ニ於キマシテ千
秋男爵、若クハ花井博士ナドカラ、此思想
問題ニ付キマシテ文部大臣ニ對シテ御質問
ニ相成リマシタ所ノ質問應答ヲ伺ヒマシ
タ、又其外ノ機會ニ於キマシテモ、本會議
ニ於キマシテモ、又豫算委員會ニ於キマシ
テモ、常ニ斷ズ思想問題ガ當貴族院ニ於
キマシテ論議イタサレテ居リマスル所ヲ承
知イタシテ居リマス、其都度、政府ハ此思
想問題ハ我が國家ノ重大ナル問題デアルカ
ラ十分ニ注意スル、十分ニ警戒シテ、十分
ニ善處スルト云フコトヲ御答ニナシテ居リ

マス、就中、文部大臣ガ豫算委員會ニ於テ
御述ベニナリマシタ所ナドヲ承テ見マス
レバ、少シ大目モ此問題ニ付テハ實ニ困
居ルト、非常ニ努力シテ居ルケレドモ、ド
ウモ之ヲ防グコトハ甚ダ困難デアッテ、困
テ居ルガ、併ナガラ出來ルダケノコトヲシ
テ、何トカシテ之ヲ防ギタイト云フコトヲ、
誠意ヲ以テ御述ベニナシテ居リマス、所デ私
ガ只今朗讀イタシマシタル……申上ゲマシ
タ所ノ何ニ依リマシテ之ヲ熟考ヘテ見マ
スレバ、内務大臣ハ何故アッテ斯ノ如キ勞
働組合ヲ保護スルト云フコトヲ御考ヘニナ
リマスルカ、之ヲ保護スルト云フ結果、自
然々々ニ我國ノ思想問題ニ非常ニ重大ナル
惡影響ヲ及ボスト云フコトニ付テ御考ガ付
カナカッタデアリマセウカ、若シ私ノ考
ガ間違デアリマシテ、内務大臣ハ十分ニ此
思想問題ヲ取締ル所ノ誠意ガ御有リニナ
テ、之ヲ十分ニ取締ル所ニ御確信ガア
テ、此労働組合ヲ保護スルト云フ御考デア
リマスナラバ、私ハ今日ハ非常ニ絶好ノ機
會ト存ジマスカラ、此壇上ニ於テ内務大臣
ヨリ詳細ニ其抱負經緯、又實行ノ手段方法
等ニ付テノ御考ヲ承リタイト思フノデアリ
マス、又斯ク申上ゲマシタナラバ、内務大
臣ハ、或ハソレハ労働組合法ト云フモノヲ
制定シテ、サウシテ之ヲ實行スル際ニ、法
規命令ニ反スルヤウナモノガアッタナラバ
之ヲ變更サセラル、訂正サセラル、サウシテ此
組合法ニ依テ之ヲ保護シタナラバ一向差
支ナイデハナイカト、斯ウ仰シヤルデアラ
ウト思ヒマス、併ナガラ此思想問題ノコト
ニ付キマシテ十分ニ御經驗ノアル方ハ直チ
ニ御了解ニナルデアリマセウ、此労働組合
ト、ソレカラ此思想運動ト云フモノハ一心

團體デアリマス、先刻申上ゲマシタ通り
ニ、此労働組合ニ入りマシタ者ハ、全部無
産黨ニ……何々無産黨ノ黨員トスト云フヤ
ウナ工合ニナッテ居リマス、此無産黨ノ者ハ
ロチラノ労働組合ニ全部加入シテ居ルト云
フヤウナ事實モアリマス、ソレ故ニ唯實質
ニ於テハ、一面ニ於テハ思想團體デアリマ
ス、一面ニ於テハ經濟上ノ團體デ、即チ勞
働組合デアリマス、其看板ヲ經濟的ノ看板
ニ塗り換ヘマシタ所ノ……實質ニ於テハ何
等ノ異々所ハナイノデアリマス、何等ノ變
化ガナイノデアリマス、ソレ故ニ單ニ其看板
ヲ塗り換ヘタト云フダケノ故ヲ以テ、此組
合ヲ保護スルト云フコトハ、實質ニ於テハ
矢張り其思想ノ運動ヲスル所ノ團體ヲ保護
スルト云フ結果ニナリハセヌカト思フノデ
アリマス、其邊ニ付テモ、ドウゾ我々ノ了
解ノ行クヤウニ、納得ノ行キマスルヤウニ
内務大臣カラ御説明ヲ願ヒタイト存ジマス、
又段々ト衆議院ニ於キマスル委員會ノ質問
應答ヲ拜見イタシテ居リマス云フト、内
務大臣ハ此労働組合法ニ依テ保護シ助長
スルト云フ所ノモノハ、所謂「レール」ニ載
セテ之ヲ保護助長シテ、サウシテ之ヲ監督
シテ行ク、斯ウ云フ御趣意ハモウ明瞭ニ分
テ居リマスガ、若シモ第一條ノ、政府ノ御規
定ニナッテ居リマスル所ノ労働組合ノ目的
ト云フモノガ、政府ノ此御規定ニ背イテ居
ルモノガアル、政府ノ規定ト相反シタモノ
ガアル、即チ此政府ニ向テ保護ヲ依頼シ
ナイ、政府ノ保護助長ヲ依頼シナイト云フ
ヤウナ組合ハ、皆此政府ノ所謂公認組合ノ
外ニ出ル、即チ或ル労働組合ガアリマシ
テ、政府ニ保護サレルト云フコトハ結構デ
アルガ、併ナガラ政府カラ色々ノ監督ヲ受

ケタリ、干涉ヲ受ケルト云フコトハ好マナ
イト云フヤウナ労働組合ハ、總テ此今同ノ
御制定ニナリマス所ノ労働組合ノ埒ノ外
ニ出デ、サウシテ所謂非公認組合トシテ存
在スルコトガ出來ルノデアリマス、サウ云
フ風ナ御答辯ニナッテ居ルノデアリマス、
サウスレバ詰リ思想ガ穩和ニシテ經濟的ノ
團體ト云フコトニ甘ンズルト云フ、サウ云
フヤウナ組合ハ將來ニ於テ此組合ノ保護
ヲ受ケルヤウニナリマセウガ、併ナガラ之
ニ反シテ、ソレヲ以テ甘ンゼズシテ社會
的、思想的ニ活動シヤウト云フヤウナ組合
ハ其其外ニ出テ非公認組合トシテ働ク
ヤウニナルノデアリマセウ、其場合ニ於テ
所謂憲法ノ自由結社ノ權ニ依リテ、之ヲ政府
ハ如何トモスルコトガ出來ナイト、斯ウ云
フノガ此衆議院ニ於キマシテノ委員會ニ於
ケル質問應答ニ於テ了解セラレノデアリ
マス、若シ果シテ然ラバ何等ノ束縛ヲ加ヘ
ナイデモ、極ク從順ニシテ穩和デアル所ノ
モノ、即チ之ヲ例ヘテ申シマセバ、羊ノ
如ク猫ノ如ク、極ク平和ナ穩和ナモノハ、
檻ノ中ニ入レテ保護シヤウ、併シ虎ノ如ク
狼ノ如ク、兇暴ナモノハ檻ノ外ニ出シテ自
由ニ活動サセルト、斯ウ云フコトニナリハ
セスカト思フノデアリマス、サウシテドウ
考ヘテ見マシテモ、私共ハ斯ウ云フ組合主
義ニハ賛成スルコトガ出來ナイノミナラ
ズ、内務大臣ガドウ云フ譯デ斯ウ云フ組合
ヲ保護シヤウト云フ御考ニオナリニナッ
カ了解ニ苦シムノデアリマス、之ヲ要スル
ニ内務大臣ハ、労働組合ト云フモノハ勞資
協調主義ニ依ルノダ、斯ウ云フ御説明デア
リマス、即チ労働組合ト云フモノハ佛ノ面
ノヤウナモノデアアル、斯ウ云フ御主張デア

リマス、併ナガラ先刻申上ガタ所ノ附則ト
カ或ハ第十三條トカ十條トカ、色ミノ規定
ヲ設ケテ、之ヲ引續返サレマシテ、詰リ從
來ノ労働組合、即チ社會局ノ労働組合ト云
フヤウナモノト殆ド區別スルコトノ出來ナ
イヤウナモノガ茲ニ出來タノデアリマス、
即チ社會局ニ於テ作成サレタル労働組合法
ヲ鬼ノ面トスレバ、内務大臣ハ其一本ノ角
ヲ取リ一本ノ牙ヲ取テ之ニ類冠リヲサセ
テ、是ガ即チ佛ノ面デアルト、斯ウ仰シヤ
ルノト少シモ違ハナイト私共ハ信ジテ居ル
ノデアリマス、旁、以テ私ハ此機會ニ於テ、
此壇上ヨリ内務大臣ノ十分ナル御説明ヲ
承テ、私ガ納得ノ行クバカリデハナシニ、
貴族院全體トシテ、否、我ガ國家國民全體
トシテ内務大臣ノ御説明ヲ承テ、十分ニ了
解ヲ致シタイト存ジマス、第二問デアリマ
ス、今日ノヤウナ經濟界ノ未曾有ノ不況ニ
際シテ何故ニ斯ウ云フ組合法ノ御制定ノ必
要ガアルカト、斯ウ云フ問題デアリマスケ
レドモ、内務大臣ハ衆議院及貴族院ニ於テ
御述ベニナッテ所ニ依リマスレバ、現在我國
ノ労働組合ハ未ダ法律上公認セラレテ居ナ
イタメ往々ニシテ不穩當ナルモノノ如ク考
ヘラレル、之ガ爲ニ勞資間ノ關係協調ヲ缺
キ、不必要ニ事端ヲ醸シ、紛議ヲ生ズルコ
トガ少クナイ、又之ガ爲ニ労働組合ニ於テ
モ勢ヒ事業主ニ對シテ抗争的ノ手段ニ出
デ、其行動、自然ニ熾激ニ流レル場合ガア
ル、斯クノ如キハ決シテ勞資間ノ融和、産
業界ノ健全ナル發達ヲ期スル所以デナイ、
故ニ此意味ニ於テ労働組合ヲ法律上公認ス
ルノ必要ヲ感ズル、斯ウ云フコトヲ御述ベ
ニナッテ居リマス、即チ斯ウ云フ御趣意ニ
依ッテ此労働組合ヲ今日ノ時勢ニ於テ必要

トセラルルト云フノデアラウト思ヒマス、
ソレニ依ルト、事業主方如何ニモ労働組合ヲ
嫌忌スル、又ソレガ爲ニ不必要ナル労働爭議
ト云フモノガ出來テ非常ニ惡化スルノデア
ルト云フヤウナ風ニモ取ラレルノデアリマ
ス、所ガ我國ノ現在ノ産業狀態ハ如何デア
リマセウカ、是ハ私カラ詳細此處デ陳述ス
ル必要ヲ認マセヌ、總テ今日マデ十分ニ
審議シ盡サレテ居リマシテ、明治維新以來
會テ無イ所ノ非常ナル産業界ノ危機デア
ルト云フコトハ、何人モ疑ハナイノデアリマ
シテ、其結果、労働爭議ノ如キモノモ非常
ニ頻發シテ、其性質ガ益、惡化シテ、遂ニ
今日ノヤウナ實ニ不安ナル狀態ヲ呈出シタ
モノデハナカラウカト私ハ思フノデアリマ
ス、就キマシテハ其一例ヲ、從來當議場ニ
於テ餘リ論議サレテ居ラヌ方面カラ私ノ見
ル所ヲ簡單ニ申述ベサセテ載クコトヲ御許
シテ願ヒタイ、私共ノ考ヘル所ニ依リマス
ト、斯ノ如ク失業者ガ簇出シテ、斯ノ如ク
經濟界ガ混亂ニナリマシタ以上ハ、此根本
的對策トシテハ、色ミ議論モアリマセウ、
併シ應急的對策トシテハ先ヅ以テ此失業救
濟ト云フコトニ全力ヲ盡サナクチャナラヌ
ト思ヒマス、併シ此失業救濟ト云フコトニ
全力ヲ盡シテ失業者ヲ救済スルコトガ出來
マシタナラバ、斯ノ如ク非常ニ不幸ナル狀
態ヲ産業界ニ見ルコトハナカラウト思フノ
デアリマス、然ルニ政府ノ今日マデ御實行
ニナッテ居ル所ノ失業對策ハ如何デアリマ
セウカ、是ハモウ十分ニ御承知ノ通り、失
業者ト云フモノハ、政府ノ御發表ニ依ルト
三十八万人アル、其三十八万人ハドウ云フ
失業者デアアルカ、之ヲ分類シテ見マス、
知識階級ト熟練労働者ト自由労働者ト、斯

ウ三ツニ分ケルノデアリマス、此三十八万
人ノ中ニ知識階級ノ失業者ガ何程アルカ、
熟練労働者ノ失業者ガドウ位アルカ、又自
由労働者ノ失業者ガドウ位アルカト申セ
バ、是ハ今日ノ所デハ不明デアリマス、何
人モマダ其數ヲ明瞭ニ致シテ居リマセヌ、
或ハ此知識階級ノ失業者ナドニ付テハ明瞭
ニナッテ居ルカモ知レマセヌガ、併シナガラ
熟練労働者ト自由労働者トノ失業者ノ數ト
云フモノハ明瞭ニナッテ居ラヌノデアリマ
ス、ソコデ政府ハ今日マデ失業對策トシテ
色ミナコトヲ御實行ニナリマシタ、是ハ私
ハ失業防止委員ノ一人トシテ詳シク承知シ
テ居リマスガ、今日マデ御實行ニナッテ政府
ノ失業對策ハ殆ド全部自由労働者ノ失業對
策デアリマス、熟練労働者ニ對シテハ何等
ノ對策モナイノデアリマス、又知識階級ノ
失業者ニ對シテハ、是ハ殆ドト申シマ
ス……殆ド何等ノ對策ガナイト申シテモ差支
ナイノデアリマス、ソコデ之ヲチヨット數
字的ニ申シマス、五年度ニ於テ、公共團
體ト政府ト補助金ト合計四千六百萬圓ト云
フモノガ、即チ自由労働者ノ失業救済資金
デアリマス、此四千六百萬圓ノ中ニ國庫ノ
補助ハ三百萬圓デアアル、其外ニ公債ヲ以テ
内務省ノ二千二百萬圓ト鐵道省ノ千二百萬
圓ト云フヤウナモノガ別ニアリマスガ、兎
ニ角ハ全部自由労働者ノ失業對策デア
テ、知識階級ノ失業對策ト云フヤウナモノ
ハ、日本全國ノ各公共團體ノ施行シテ居ル
モノ及ビ政府ノ補助金等ヲ合セテ全部デ四
十五萬圓シカナイ、ソコデ斯ウ云フヤウナ
狀態デアリマスカラ、熟練労働者ハ此不況
ニ際シテ工場ヨリ續々ト失業シテ參リマス
ルガ、其失業シタ所ノモノハ何等ノ救済ヲ

途モナイノデアリマシテ、是ハ先日私ハ或ル新聞ヲ見マシタ所ガ、鐵道省ニ或ル汽車會社ノ職工ガ押掛ケテ行テ、政府ハ……鐵道省ハ千二百萬圓ノ公債ヲ以テ自由勞働者ノ失業ノ救済ヲスルト云フガ、我ハ數十年來、汽車ノ製造ニ從事シテ居ル所ノ熟練勞働者デアル、汽車ヨリ外ニ製造スルコトノ能力ヲ持テ居ナイ熟練勞働者デアルガ、此熟練勞働者ヲ救済スル必要ハナイノデアルカ、之ヲ眼中ニ置カズシテ、何故ニ自由勞働者ノミヲ救済スルカト云フコトヲ鐵道省ヘ談判シタト云フコトヲ新聞ノ記事ヲ見マシタ、是ハ私ハ尤ノ事ト思ヒマス、又承ル所ニ依リマスレバ、海軍ニ於キマシテモ、不日約一萬人ノ解雇ヲナサルト云フコトデアリマス、又或造船所ニ於キマシテハ何十人ノ從業者ヲ解雇イタシマスト云フヤウナ工合ニ、熟練勞働者ノ失業者ハ今後續續ト輩出スルノデアリマスルガ、之ニ向テ何等ノ對策ガナイト云フコトガドウ云フモノデアルカ、是モ私ハ内務大臣ニ伺フテ見タイノデアリマス、サウ云フヤウナコトヲ爲サデ、今回ノ豫算ニ於キマシテモ、私ハ更ニモウ少シ述ベサシテ戴キタイ、農商務省ノ管轄ニ於キマシテハ約七千萬圓ト云フモノハ、農民ノ失業救済ノ金ガ出デ居リマス、是ハ即チ農林大臣ガ農民失業者ノ救済ノ爲ニ計畫サレタモノデアリマス、又遞信省ニ於キマシテハ海員救済、海員ノ失業ノ救済ノ爲ニ四十五萬圓ト云フモノヲ計上ヲサレテ居リマス、ガ併ナガラ一般工場勞働者其外ノ産業勞働者ニ對シテハ、何等ノ失業救済ト云フモノガ豫算面ニ現ハレテ居リマセヌカラ、斯ウ云フコトヲ爲サデ置キマシタナラバ、此失業者ガ出デ參リマシテ

益、勞働爭議ヲ頻發シテ、其爭議ガ益、險惡ニナルト云フコトハ是ハ當然ノ歸結デハナカラウカト思フ、斯ウ云フコトノ現在重大ナル原因ガアルニモ拘ラズ、斯ウ云フコトニハ言及サレナイデ、單ニ事業主ガ勞働組合ヲ嫌忌スルト云フヤウナコトノ爲ニ、不必要ニ勞働爭議ヲ起スナドト云フヤウナコトヲ御説明ニナッテ居リマスルコトハ、私共ガ大イニ其意ヲ解スルニ苦シム所デアリマス、ソレ故ニ私ハ斯ウ云フヤウナ失業者ガ續出シテ、熟練勞働者ノ失業者ガ續出イタシテ居リマシテ、斯ノ如ク危險ナル狀態ヲ現出イタシマシタノデアリマスカラ、政府トシテハ何ヲ措イテモ、自由勞働者ノ救済ヲ御決行ニナッタト同様ニ、先以テ熟練勞働者ノ救済ヲ御計畫ニナラナケレバナライモノデアラウト思フノデアリマス、サウスレバ或ハ内務大臣ハソレハ尤モデアアルガ、熟練勞働者ノ救済ニ其方法ガナイ、色失業防止委員會ナドニモ諮問シタケレドモ、未ダ其成案ヲ得ナイデハナイカト云フヤウナ、斯ウ云フヤウナ御返事ガアルカモ知レマセヌガ、是ハ私ハ甚ダ意ヲ得ナイノデアリマス、是ハ長クナリマスカラ、恐レ多イコトデアリマスカラ簡單ニ申上ゲマスルガ、若シ其方法ヲ御尋ネニナリマスノデアリマシタナラバ、私ハ諸君ノ御許シヲ得マシテ其對策ニ付テ自分ノ私見ヲ申述ベルコトヲ敢テ遠慮ハ致シマセヌノデアリマス、ガ併シ此席上ニ於キマシテハ其對策ヲ申述ベル必要ハ私ハナイト存ジマスカラ、之ヲ省略イタシテ置キマスルノデアリマス、故ニ斯ウ云フ際ニ於キマシテハ先以テ此熟練勞働者ノ失業者ヲ救済シテ之ニ職ヲ與ヘテ、若シ職ヲ與ヘルコトガ出來ナカッタ

ナラバ之ニ「パン」ヲ與ヘテ、サウシテ之ヲ緩和シテ、然ル後ニ勞働組合法ヲ御設ケニナルトカ、或ハ其他ノ御方法ヲ御講ジニナルト云フコトナラバ私共ハ其意ヲ得ルノデアリマスレドモ、サウ云フコトヲ何等御實行ニナラナイデ、唯之ニ勞働組合法ヲ授ケテ、サウシテ之ヲ軌道ニ載セテ緩和シテ行カウト云フヤウナ御考ハ、甚ダ現在ノ我國ノ産業ノ實情ニ即シナイ所ノ御ヤリ方デナイカト思フノデアリマスカラ、此點ニ於キマシテモ内務大臣カラドウゾ御腹藏ノナイ所ノ御所見ヲ、成ルベク具體的ニ御示シテ願ヒタイト存ジマス、勿論私ハ此處デ一言附加ヘテ申上ゲテ置キタイト思フノハ、私ハ決シテ黨派的ノ考トカ、或ハ内務大臣ヲ攻撃セムガ爲ニ斯ノ如キコトヲ申スノデアリマセヌ、自由勞働者ノ失業對策ニ付キマシテ、今日はダケノコトヲ御實行ニナッタト云フコトハ、内務大臣ガ非常ニ御苦心ヲナスタト云フコトハ、私ハ防止委員ノ一人トシテ能ク承知シテ居リマス、此緊縮政策ノ内閣ニ於テ、此豫算ノ最モ缺乏シテ居ルト申シマスカ、遺繰リガ困難ナル此豫算ノ中カラ一億何千万、合計スレバ一億何千万圓ト云フヤウナ巨額ノ失業救済ノ資金ヲ御計上ニナッタト云フコトハ、内務大臣ガ内閣ノ内部ニ於テ如何ニ御盡力ニナッタカト云フコトハ、私ハ十分ニ了解シテ居リマスルカラ、決シテ私ハ黨派的ノ考ナドヲ以テ非難セムガ爲ニ内務大臣ニ向テ斯ウ云フ難問ヲ提出スルト云フヤウナ意味ハ更ニナイノデアリマスカラ、其邊モ能ク御了承ヲ願フテ置キタイノデアリマス、其次ニハ第三問ハ、爭議取締法ノ制定ヲ何故必要トシナイカト云フコトデアリマス、是ハ内務大臣モ御認

メニナッテ居リマス、近時此爭議ガ非常ニ激増シテ參リマシテ、其手段ガ非常ニ兇暴ニナリマシテ、殆ド我國ノ現在ニ於キマシテハ勞働爭議ト云フモノハナイノデアリマス、必ズ暴行カ暴動デアアル、英吉利ヤ亞米利加ヤ此歐羅巴各國ニ於テ「ストライキ」ト云フヤウナモノト、我國ニ於ケル勞働爭議、即チ「ストライキ」ト云フモノトハ全然性質ガ違フノデアリマス、各國ニ於キマシテハ此「ストライキ」ト申シマスルモノハ、皆合法的ノ「ストライキ」デアアル、平和的ノ「ストライキ」デアアル、我國ニ於キマシテハ多クハ殆ド全部非合法的デアッテ、暴行デナケレバ暴動デアリマス、此點ニ付テハ内務大臣モ能ク御了解ニナッテ居リマスルカラ、私ハ茲ニ之ヲ繰返シテ論ズル必要ヲ認メマセヌガ、茲ニ極ク簡單ニ數字ヲ申上ゲテ見タイト思ヒマス、千九百二十年ト千九百三十年ト比較イタシマシテ、日本ハ千九百二十年ニハ勞働爭議ノ數ガ二百八十二デアリマシタ、是ガ年々非常ニ増加イタシテ參リマシテ、千九百三十年ニハ千八百二十三トナリマシタ、所ガ英吉利デハ千九百二十年ニハ一千六百七件アリマシタ、是ガ千九百三十年ニハ四百五十五ニ減リマシタ、佛蘭西デハ千九百二十年ニハ千九百一十一デアリマシタモノガ、千九百三十年昨年九月末ニ一千二十九トナリマシタ、獨逸ハ千九百二十年ニハ四千三百九十二デアリマシタモノガ、千九百三十年ニハ二百九十九ト云フモノニナリマシタ、米國ニ於キマシテハ千九百二十年ニハ三千四百一十一デアリマシタモノガ、千九百二十九年ニハ九百三十三トナリマシタ、即チ此表ニ付テ見マシテモ我が日本ガ勞働爭議ノ増加シテ居ルコト、激増シテ居

リマスルコトハ世界ニ於テ第一デアリマス、斯ノ如ク我國ニ於テハ爭議ガ増加シテ居リマシテ、サウシテ其爭議ガ斯ノ如ク惡化シテ居リマス、之ヲ此儘ニ放置シテ置イテ、サウシテドウシテ此産業ノ平和ト云フモノガ保タレマセウカ、ドウシテ此安全ニ産業ノ經營ト云フモノガ出來マセウカ、殆ド此一點カラ見マシテモ、我國ノ産業ト云フモノハ、殆ド經營不可能ニナリハセスカト私共ハ心配シテ居リマスノデ、ソレ故ニ私共ハドウシテモ、諸外國ニ於キマシテハ何處ノ國ニ參リマシテモ、就中此英吉利ナドニ於キマシテハ勞働爭議ノ取締法ト云フモノニ付テ非常ナ重點ヲ置イテ、勞働組合法ヨリハ寧ロ爭議取締ト云フモノニ付テ非常ナ重點ヲ置イテ、取締法ト云フモノガ制定セラレテ居ルノデアリマスルカラ、我ガ日本ニ於テモ、斯ウ云フ現狀ヲ顧ミテ、速ニ爭議取締法ト云フモノヲ制定シテ、サウシテ此爭議ト云フモノノ惡化スルコトヲ防止スルコトニ政府ニ於テ御盡力願ヒタイト云フコトガ、即チ此民間ノ實業ニ從事シテ居ル所ノ者ノ殆ド一致シタル所ノ熱心ナル聲デアアルノデアリマス、此爭議取締法ガナケレバ安心シテ、安ンジテ此産業ノ經營ヲスルコトガ出來ナイヤウニナルト云フコトガ、即チ産業ニ從事シテ居ル所ノ諸團體ノ熱心ニ主張シテ居ル所デアリマス、之ニ對シテ政府ハソレハ尤デアアルガ、併シ我國ニハ一般法ニ於テ色々ノ規定ガアル、例ヘバ暴力行為ニ對シテハ暴力取締法ガアル、或ハ治安維持法ガアル、或ハ警察犯處罰令ガアルト云フヤウナ、一般法ニ於テ色々ノ法規ガアルカラ、此法規ヲ活用スルナラバ爭議取締法ナドヲ特ニ特別法

トシテ設ケル必要ハナイ、斯ウ云フコトヲ主張セラレテ居リマス、ソコデ私ハ法制ノコトナドニ付テハ全く無知識デアリマス、併ナガラ私共ノ了解ニ苦シミマスルノハ、若シモ内務大臣ガ一般法ト云フモノノデヲ取締ラウトナサルナラバ、此一般法ナルモノハ産業ノ組織ガ斯ノ如ク發達シナイ時分ノ法律デアリマス、即チ現代産業組織ガ斯ノ如ク發達シナイ時ノ法律デアリマスカラ、現在ノ勞働爭議アリト豫想シテ制定シタ所ノ法律デナイノデアリマスカラ、若シモ大臣ガ之ニ依ッテ、内務大臣ガ此一般法ニ依ッテ爭議取締ヲ爲サラウトスル場合ニ於テハ、勞働者若クハ組合側、即チ勞働者若クハ勞働組合ノ側ノ方カラハ、政府ハ徒ニ組合ヲ彈壓スルモノデアアル、勞働者ニ對シテ彈壓ヲ加ヘルモノデアアルト云フ非難ガ起ルノデアリマセウ、又産業家ノ方カラハ、政府ハ此爭議ノ暴動舉行ニ付テ十分ナル取締ヲシテ呉レナイ、甚ダ不徹底デアアル、斯ウ云フヤウナ非難ガ起ッテ、兩方カラ其非難ト云フモノガ續出イタシマシテ、隨分御迷惑ナ立場ニ御立チニナルノデアアラウト思フノデアリマス、ソコデ内務大臣ハ昨年ノ秋頃ヨリ此勞働爭議ノ惡化スルコト云フコトヲ御認メニナッテ、此儘ニシテ置イテハイカヌカラ出來ルダケ嚴重ニ取締ルト云フヤウナ御訓令ヲ發シラレテ居リマシテ、爾來サウ云フ方針ヲ以テ色々御取締ニナッテ居リマスガ、此取締タルヤ一面ニ於テハ勞働組合若クハ勞働者ノ側カラハ、内務大臣ニ向ッテ彈壓ガ過ギルト云々置タル非難トナリ、又事業元ノ方カラハ取締リガ不足デアアル、不徹底デアアルト云フ非難ガ起ッテ居ルノデアリマス、私ハ安達内務大臣ハ永久ノ内務大

臣トハ思ッテ居リマセウ、若シ永久ニ安達内務大臣ガ内務大臣デ御在リニナレバ幾分カ怨スベキデアリマスガ、併ナガラ内務大臣ハ又何時御更リニナルカ知レマセウカラ、内務大臣ガ俺ガ、自分ガ居ル限りハ大丈夫ダト云フヤウナコトヲ仰セラレマシテモ、之ニ付テ十分ニ安ンジテ左様デゴザイマスカト云フデ、安ンジテ居ル譯ニハイカヌノデアリマス、マアソレハ議論デアリマス、議論デアリマスカラハ是ハ別問題ト致シマシテ、私ハ茲ニ内務大臣ニ御伺ヒ致シタイコトガアルノハ、私ハ選舉法ヲ調ベテ見マシタ、此選舉法ヲ調ベテ見マシタ所ガ内務大臣ハ、勞働爭議ノ方ハ一般法デアアルカラ、特ニ爭議取締法ヲ設ケル必要ガナイト仰シヤル、併ナガラ選舉法ノ方ニハ一般現行法ガアルニモ拘ラズ、選舉取締ニ付テ色々ニ細密ナ、且ツ嚴重ナル取締ノ規定ガ何箇所モ何十箇所モアリマシテ、殆ド此選舉法ト云フモノノ大部分ガ取締法ト申シテモ宜イヤウナ重合ニ、色々ノ規定ガ細密ニ嚴重ニ規定シテアリマス、其中ハ主ナルモノヲ此處デ申上ゲテ見タイト思ヒマス、即チ今日我國ニ於キマシテ勞働爭議ニ付キマシテ、最モ非難攻撃ヲ集中セラレテ居リマス、問題ハ御承知ノ金一封問題デアリマス、即チ勞働爭議ニ際シマシテ所謂勞働プロカー「ト申シマスル者、或ハ勞働運動者ト申シマスル者ガ此金一封ト云フモノヲ授受イタシマス、是ガ即チ或場合ニ於テハ大部分勞働者ノ懷ロニ入ルコトモアリマスルガ、或場合ニ於テハ大部分此中間ニ居リマスル所ノ運動家ノ懷ロニ入ルノデアリマシテ、之ガ爲ニハ之ヲ出ス所ノ事業家モ非常ニ迷惑シテ居リマスルガ、之ガ爲ニ

損害ヲ被ル所ノ勞働者モ非常ニ之ヲ慨歎シテ居リマス、一タビ此勞働爭議ニ際シテ此金一封ノ爲ニ惱マサレタ所ノ勞働者ハ、此勞働爭議ハモウ懲リ懲リデアアル、再ビ勞働爭議ナドハスルモノデナイト、斯ウ申シテ居ル位ニ、金一封問題ト云フモノハヤカマシイ問題ニナッテ居ルノデアリマス、所デ之ヲ先ヅチヨット法律的ニ申シマシタナラバ、罷業ヲ爲サシメタリ又ハ爲サシメザル目的ヲ以テ、勞働者又ハ組合ノ役員ニ對シテ金錢物品其他財産上ノ利益ヲ提供シタルトキ、斯ウ申シマスルカ、之ヲ又組合ノ役員ガ罷業ヲ爲サシメントシ、又ハ罷業ヲ中止セシメントシテ勞働者ニ對シ同様ノ行爲ヲ爲シタルトキ、是ハ一般法ニ於テ之ヲ取締ルコトガ出來ルト内務大臣ハ御話ニナッテ居リマスルガ

〔議長公傳徳川家達君議長席ニ著ク〕
是ハ其衆議院議員選舉法ノ第一百十二條ニ於キマシテ、同様ノ行爲ニ對シマシテハ二年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ヲ科スルト云フコトニナッテ居リマスガ、唯此規定ガアルバカリデ御満足ニナラナイデ、先般樞密院ニ御提出ニナリマシタ所ノ選舉法ノ改正案ノ中ニハ、更ニ此罰ヲ二年以下ト云フノヲ五年以下ト御改正ニナッテ居ルト云フコトヲ承ハッテ居リマシタ、即チ勞働爭議ニ對シテハ斯ウ云フ取締ガ必要デナクッテ、選舉法ニ於テハ何故ニ斯ウ云フ規定ガ必要デアリマスカタ云フコトヲ一ツ承ハリタイ、ソレカラ次ニハ罷業者、組合役員ガ罷業ヲ爲サシメントシテ勞働者ニ暴行若クハ威力ヲ加ヘ之ヲ捌引シタルトキ、即チ勞働者ヤ罷業者若クハ組合ノ役員ガ罷業ヲ爲サシメントシテ罷業ニ反對ノ勞働者ニ向ッ

テ感力ヲ加ヘタリ、暴行ヲ加ヘタリ、誘ヒ
マシタ時ハ選舉法ハ第百十五條ヲ以テ
之ヲ罰シテ居リマス、英國ノ勞働爭議取締
法ナドニ於テモ之ヲ罰スル規定ガゴザイマ
ス、然ルニ勞働爭議ニ於テハ何故ニ之ヲ取
締ルコトガ必要デアリマセカト云フコト
ヲ伺ヒタイ、是ハ勞働爭議ニ於テハ始終起
ルコトデアリマシテ、故ニ爭議ガ起リマス
ルト云フト、爭議ニ贊成ノ勞働者モアリマ
ス、之ニ反對スル勞働者モアル、此場合
ニ於テハ雙方ガ常ニ暴行トカ、威力トカ、
或ハ之ヲ捫引スルトカ云フヤウナコトノ爲
ニ非常ナ紛議ヲ起シ、騒動ヲ起シ、暴行威
力ガ伴フノデアリマシテ、是ガ爲ニ爭議ト
云フモノガ混亂ニ陥ルノデアリマス、デ是
若何故ニ選舉法ニ必要ニシテ勞働爭議ニ不
必要デアルカト云フコトモ承リタイ、罷業
者組合役員ガ不穩ナル舉動ニ依リ他人ヲ見
張り又ハ他人ニ尾行シテ就業ノ自由ヲ妨害
シタル時、即チ是ハ所謂「ビケッテング」ト
云フヤウナモノデアリマシテ、勞働者ガ其
爭議ニ反對スル所ノ勞働者ノ後ヲ尾行イタ
シマシタリ見張り附ケマシタリシテ、ソレ
ヲ妨害スル、其自由ヲ……就業ノ自由ヲ妨
害スル目的ヲ以テ此見張り附ケタリナド致
シマスル所ノ行為デアリマス、是ハ選舉法、
第百十五條ハ選舉ニ關シテ交通若クハ集會
ノ便ヲ妨ケ又ハ演説ヲ妨害シ其他偽計詐術
等不正ノ方法ヲ以テ選舉ノ自由ヲ妨害スル
行為ヲ罰スルコト云フコトニナリ居リマス、
是ハ若シ選舉法ニ斯ウ云フ必要ガアルナラ
バ勞働爭議ニ何故ニ必要ガナイカト云フコ
トモ承リタイ、ソレカラ示威ノ目的ヲ以テ
他人ノ住宅ノ附近ニ多衆集合シ徘徊シ又ハ
喧嘩ノ行為ヲナスコト、是ハ始終、此勞働

爭議ニ於テハ事業主ノ住宅附近ニ所謂示威
運動ヲ行ヒマシテ、多衆集合シテ喧嘩ヲ行
爲ヲナスコト云フヤウナコトハ殆ド常習ノ手
段デアリマス、是ガ爲ニ事業主ハ非常ナ迷
惑ヲ蒙リテ居ルノデアリマシテ、之ヲ始終警
察ニ訴ヘテ其取締ヲ依頼シテ居ルノデアリ
マス、デ此行為ハ、選舉法ハ第百二十四條
ニ選舉ニ關シテ多衆集合シ若クハ隊伍ヲ組ミ
テ往來シ又ハ煙火、松明、ノ類ヲ用ヒ若ク
ハ鐘鼓喇叭ノ類ヲ鳴ラシ旗幟其他ノ標章ヲ
用フル等氣勢ヲ張ルノ行為ヲ罰シテ居ル、
選舉法ニハ斯ウ云フ風ニ綿密ニ規定シテア
リマス、其次ニハ多衆ヲ以テ執拗ニ面會ヲ
強要シ又ハ強談、威迫ノ行為ヲ爲スコト、
是ハ始終勞働爭議ニ對シテハ相當警察ナド
カラ……此事業主ニ執拗ニ面會ヲ強要シマ
シテ強談威迫等ヲ行フコトモ是モ始終行ハ
レテ居ル所ノ手段デアリマスガ、選舉法ハ
之ニ對シテハ戶別訪問スラ禁ジテ居ル、斯
ウ云フ工合ニ選舉法ニ於テハ之ヲ禁ジテ、
特別法ヲ以テ之ヲ禁ジテ居リテ、勞働組合、
此勞働爭議ニ於テハ之ヲ規定スル必要ガナ
イト云フノガカラ、ドウシテモ了解ガ出來
ナイ、尙ホ其外ニ罷業ニ關シテ銃砲、刀劍、
棍棒其他ノ他人ヲ殺傷スルニ足ルベキ物件
ヲ携帯シタルトキ、是ハ其爭議ノ時ニ始終
其銃器ヲ携帯イタシマシタリシテ、或ハ事
業主、或ハ「ストライキ」ノ「ストライキ」破
リト申シマスヤウナ、詰リ「ストライキ」ニ
反對スル所ノ勞働者ヲ強迫シテ居リマス、
ソレヲ選舉法ニ於テハ第百二十一條デ之ヲ
罰シテ居リマス、ガ併シ爭議ノ方ニ於テハ
是ハ必要デナイト云フコトデアリニナル
ノデアリマスカラ、此必要デナイト云フコ
トヲ承リタイ、ソレカラ又勞働爭議ニ於キ

マシテハ營業ヲ作業ノ妨害ヲスル、爭議ノ
時ニハ必ズ其工場主ニ對シテ非常ナ妨害ヲ
致シテ居リマスルガ、其作業ノ妨害ヲ致シ
テ居リマスル、之ニ對シテ選舉法ニ於キマ
シテハ第百二十六條ニ演説又ハ新聞紙雜誌
引札、張紙其他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘
ラズ議員候補者ノ身分職業經歷ニ關シテ偽
ノ事項ヲ公ニスルコトヲ罰スル、斯ウ云フ
工合ニシテ選舉法ニ於テハ罰シテアリマ
ス、其外マダ澤山斯ウ云フ條項ガゴザイマ
スルガ、餘リ長クナリマスルカラ、アトハ
省略イタシマスガ、マア右申上デマシタヤ
ウナ、選舉法ニ於テハ此必要ガアッテ、爭議
取締法ニ於テハ此必要ガナイ、斯ウ云フコ
トハ法律上ノ知識ノナイ所ノ私共ニハドウ
シテモ了解ガ出來ナイカラ、ドウゾ此席上
ニ於キマシテ其理由ヲ、何故ニ必要ガナイ
カト云フ理由ヲ明瞭ニ一ツ承リタイと思ヒ
マス、私ハ決シテ斯ウ云フコトヲ申上デマ
シタカラト云フテ、決シテ内務大臣ハ選舉
事ノミニ御考ヲ御入レニナッテ居ルコト何
ト云フヤウナ、サウ云フ、邪推ヲ以テ申
上ゲルノデヤアリマセヌ、能ク此黨派のノ
觀念ナドヲ以テ、サウ云フヤウナコトヲ申
上ゲテ居ル方モアルヤウデアリマスケレド
モ、私ハ決シテサウ云フ事柄ヲ申上ゲルノ
デヤナイ、寧ロ斯ウ云フ機會ニ内務大臣カ
ラ進ンデ其點ヲ明カニナサルト云フコトノ
方ガ大臣ノ爲ニモ却テ其方ガ世間ノ疑惑ヲ
解クニハ誠ニ好イ機會デハナカラウカト思
フノデアリマスカラ、此問題ヲ提出シタノ
デアリマスカラ、其思召ヲ以テマシテ御腹
藏ナイ御意見ヲ承リタイと思ヒマス、第四
問ハ我國將來ノ此人口問題ニ對スル根本政

策ヲドウナサルカ、此問題デアリマス、是
ハ極テ簡單ニ申上デマスレバ御承知ノ通り
ニ、我が人口ハ年々八十万人増加イタシマ
ス、此八十万人ヲトウシテ養フカ、斯ウ申
シマスト云フト、御承知ノ通りニ天然ノ資
源モナイシ、甚ダ少イ、農業モ林業モ漁業
モ、殆ド今日デハ十分ナ餘地ハナイノデア
リマスカラ、ドウシテモ此工業其外ノ産業
ヲ盛ニシテ、サウシテ之ヲ養フテ行クト云
フコトニスル外仕方ガナイと思ヒマス、サ
ウスルト云フト詰リ我國ニ於キマシテ此八
十万人ノ人口ヲ養フニハドウ位ノ金ガ要ル
カ、即チ工業ト云フモノヲ起シテ此八十萬
ノ人口ヲ養フニハドウ位ノ金ガ要ルカト云
フコトヲ調べ見マス云フト、丁度私ノ
調べニ依リマスルト云フト、此工業其外產
業ノ資金ガ一人ノ勞働者ニ對シテ約八千圓
掛ッテ居リマス、八千圓ノ固定資金ヲ以テ約
一人ノ熟練勞働者ガ働イテ居ルト云フヤウ
ナ計算ニナッテ居リマス、是ハ政府事業モ民
間ノ事業モ全部皆一緒ニ入レマシテ計算イ
タシマシタノデアリマス、此計算ニ致シマ
シテ八十万人ノ中ニ、四人ニ一人ヅツノ熟
練勞働者ヲ養フド致シマシテ、一家四人ヅ
ツノ生計ヲ立テルトコト假定イタシマスル
ト云フト、十六億ト云フ金ガ要リマス、ダカ
ラ今日マデノ狀態ニ依リマス云フト、我
國ハ年々十六億ヅツノ金ガ資金化シテ參リ
マセヌケレバ、此八十万人ノ人口ヲ養フコト
ハ出來ナイト云フコトニナルノデアリマ
ス、ソコデ現在ノ所デ然ラバドウ位ヅツ殖
エテ居ルカト申シマス云フト、昭和二年
カラ四年ノ此日本全國ノ全體ノ農業カラ、
水産業カラ、工業カラ商工業全部合セマシ
タ所デ、年々殖エテ居リマスル所ノ資金ハ

約十億デアリマス、工業會社ノミニ付テ同
様ノ何ヲ致シテ見マスルト云フト、約八億
デアリマス、ダカラ工業ノ上カラ考ヘテ見
マスルト云フト、年々八億ヅツノ資金ト云
フモノガ殖エテ資金化シテ、サウシテ此勞
働者ヲ養フテ居ルノデアリマス、ダカラ
私ノ計算ニ依リマスと云フト、十六億ナケ
レバナラスモノガ八億デ賄フテ居ルノデア
リマスカラ、此勞働者ヲ養フテ行クト云フコ
トガナカク、困難ナ状態ニアルト云フノガ
是デモ分ルノデアリマス、ソコデ此民政黨
内閣ノ成立以來、緊縮方針ヲ御執リニナ
テ、金解禁ヲ實行ナサレマシタケレドモ、
消費節約ト云フヤウナコトヲ御實行ニナ
テ、サウシテ此八十万人ノ人口ニ對シテハ、
ドウシテ之ヲ養フテ御出デニナリマスカ、ソ
レガ承リタイ、若シモ此我が國ノ、我日本
ノ此六千万ノ國民ガ一人モ子供ヲ生マナ
イ、又此生レタ子供ガ、生長シナイト云フ
ヤウナコトガ實行出来レバ、此儘デ此國ヲ
維持シテ行クトガ出来マセウケレドモ、
毎年八十万人ノ人間ガ生レル、一年經テバ
ウヅツ年ガ殖エテ行クソレヲ收容シテ仕
事ヲ與ヘナケレバナラス、收容シヤウトシ
テモ、職業ガ無イト云フヤウナ今日ノ状態
ニ於テ、斯ノ如キ方針ノ下ニドウシテ此國
民ヲ養フテ行クトガ出来マセウカ、況ヤ斯
ウ云フ際ニ當テ、出来ルダケ此産業ヲ助長
シ、獎勵シテサウシテ此勞働者ヲ養フト云
フ方策ヲ御執リニナリマスルナラバ、格別
デアリマスルガ、前申シマシタル通りニ産
業ヲ妨害スルヤウナ、産業ヲ破壊スルヤウ
ナ方針ヲ御執リニナテ、サウシテ如何ニシ
テ此人口ヲ養フテ行クト云フコトガ出来マ
セウカ、サウ云フコトヲ考ヘテ見ルト云フ

ト、甚ダ憂慮ニ堪ヘナイノデアリマス、就
テハ斯ウ云フコトニ付キマシテ、内務大臣
ノ御經綸ヲ承ハッテ見タイと思フノデアリ
マス、是デ私ノ大體ノ質問ハ終リマシタカ
ラ、又内務大臣ノ御答辯ヲ伺ヒマシタ上ニ依
リマシテ、再ビ登壇ヲ致シマシテ、御質問
ヲ申上ゲルカモ知レマセヌガ、長ラテ御清
聽ヲ汚シマシテ誠ニ感謝イタシマス

〔國務大臣安達謙藏君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(安達謙藏君) 藤原サンノ御質
問ハ午前午後ニ引續キマシテ、二時間以上
ヲ費シマシタ堂々タル御議論ト申シテ宜シ
ウゴザイマセウカ、豫テノ御考ヲ茲ニ御披
瀝ニナリマシテ、謹聽イタシテ居リマシタ、
大要ハ書取ッテ置キマシタカラ、ソレニ付テ
御尋ノ順ニ依ッテ御答イタシタイト考ヘマ
ス、或ハ落チタ所ガアルカモ知レマセヌカ
ラ、其時ハ更ニ又御注意ヲ願ヒマス、藤原
サンハ本論ニ入ル前ニ、自分ハ前提トシテ
話ヲスルト云フコトノ中ニ、世間ニ勞働者
勞働「ブローカー」無産黨ナドガ居ル、ソレ
ヲ劃然區別シナケレバナラスノガ、往々間
違ヘラレテ居ル、或ハ内務大臣モ其邊ヲ混
淆シテ居ラレルノダラウカト云フヤウナ御
言葉ガアリマシタ、私ハ絶エズ其點ハ注意
イタシマシテ、決シテ混淆イタシテ居リマ
セヌガ、私カラ申上ゲマス藤原サンノ方
ガデス、或ハ其邊ヲ豫テ混同シテ御考ヘニ
ナッテ居リハセヌカト思フ、今日ノ「スト
イキ」ノ状態ナドヲ御覽ニナッテ、少シク神
經ガ過敏ニナリ過ギマシテ、サウシテ此危
險思想ヲ持ッテ者ト、ソレト單純ナル勞働者
ヲ混同シテ御出ニナリハセヌカト云フコト
ヲ豫テ考ヘテ居リマス、私ト致シマシテハ
絶エズ其點ヲ注意イタシマシテ、今日ノ此勞

働運動、或ハ各地ノ「ストライキ」ノ状況ヲ調
ベマス毎ニ、其點ニ注意ヲ致シテ居リマス、
藤原サンノ御話デアルト、今日ノ勞働運動
者ハ悉ク勞働「ブローカー」デアッテ、眞ノ純
粹ナル勞働者ハ別ニ居ルト、斯ウ云フコト
ニ御斷定ニナッタヤウデアリマスガ、若干ハ
サウ云フコトモアリマスケレドモ、今日
ノ勞働運動者ハ悉ク勞働「ブローカー」、サ
ウシテソレハ悉ク危險思想ヲ持ッテ居ルト
云フコトニ斷定スルト云フコトハ少シク殘
酷ト考ヘマス、何時モ其「ストライキ」ノ模
樣ヲ見マスルトデス、其中ニハ御話ノ通り
ニ、最も恐ルベキ惡思想ヲ以テ、詭激ナル
考ヲ以テ「ストライキ」ヲヤル者モ居リマ
ス、併ナガラ其多クハ「ストライキ」ヲヤル
勞働者ヨリハ、其「ストライキ」ヲ利用シテ
デス、サウシテ御話ノヤウナ茲ニ詭激ナ思
想ノ傳播ヲ圖リタイト云フヤウナ考カラ、
勞働者以外ノ者ガ入り込ミマシテ、サウシ
テ應援シテ、其「ストライキ」ヲ惡化セシメ
ルト云フコトガ非常ニ多イ、絶エズソコヲ
注意シテ取締ヲセナケレバナラスト考ヘテ
居リマス、御話ノ産業ノ發達ヲ圖ル爲ニ、
資本、勞働、經營ト云フ三要素ガアラネバ
ナラスト云フコトハ當然ナコトデアリマ
ス、全然其點ハ御同感デアリマス、ソレデ
現狀ニ即シテ此勞働者ノ所謂「ストライキ」
ノ運動ガ、頗ル過激デアリ、極端デアリ、
マア確カニ經濟闘争、階級闘争、社會革命
ノ魂膽デアルト云フヤウナ御話、ソレハ或
ル部分ハサウ云フ痕跡ナキニシモアラズ、
非常ニ私モ憂慮イタシテ居リマス、併ナガ
ラ其世相デス、其世相ダケヲ見テ、サウシ
テ茲ニサウ云フ世相ダカラ、勞働組合法ナ
ドハ茲デ立法スル必要ハナイ、作ルベカラ

ズト云フコトニハ言ハレナイト考ヘテ居リ
マス、此思想問題ニ觸レテ色ニ御話ニナリ
マシタカラ、申シマスガ、私ハ今日ノ日本
ノ思想ノ、殊ニ勞働問題ニ關スル所ノ思想
ヲドウ云フ工合ニ切り流シテ行クカト云フ
コトガ大ナル問題ダト考ヘマス、彼ノ普通
選舉ノ如キモ大分尙早論モアリマシタ、私
ナドモ最初尙早論デ考ヘタコトモアリマス
ガ、併ナガラ我國ノ此政治上ノ思想ノ流レ
ガデス、ドウシテモ普選ト云フコトガ大勢
デアル、之ヲドウシテ切り流スカト云フト、
矢張り普選ヲ斷行スル外ハナイ、此勞働者
ノ勞働運動、是モ私ハ同ジコトニ考ヘテ居
リマス、此思想ヲデス、之ヲ防ギ止メルコ
トガ出来ルカドウカ、此流レヲ防ギ止メル
譯ニハ行カナイ、防ゲバ益、此水ハ溢レル
ニ違ヒナイ、之ヲ切り流シ、善導シ、指導
シテ行ッテ、初メテ勞働運動者ニ對スル所ノ
思想ヲ緩和セラレ、即チ日本ノ國體、我
國體ヲ擁護シテ行クニハ、サウ云フ思想ガ
茲ニ起ッテ居ル、此思想ヲ防ギ止メタラ、是
ハ洪水氾濫シテ非常ナコトニナッテ來マス、
此思想ヲ善導シテ行キタイ、指導シテ行キ
タイ、其爲ニハ組合法ノ制定モ必要デアル、
我國ノ此國體ヲ維持シテ行クニハサウ云フ
新思想ト假ニ申シマス、斯カル思想ヲ之ヲ
善導シテ行カネバナラス、堰止メタラ大事
ニナル、成程勞働者ノ數ハ今日ハ少イ、併
ナガラ其無産階級ノ日本ノ民衆、即チ大衆
ト云フモノハ非常ニ多數アル、此民衆大多
數ノ思想ノ流レガドウ流レテ居ルカ、此思
想ノ流レヲ緩和シナケレバナラス、ソレニ
ハ矢張り勞働問題ヲ……立法ヲ成シテ、サ
ウシテ勞働問題ナドヲ解決ヲナシ、一段落
ヲ著ケルト云フコトガ、我國ノ思想ノ安定

ノ上ニ於テ大影響ガアルト考ヘテ居ルハ、藤原サンハ此經濟上ノ取引ヲ爲ス、サウシテ經濟的ニ出發シテ、經濟的ニ團結スルコトハ宜シイ、階級的ニ團結シ闘争スルコトハ宜シクナイ、御尤モ御話デアリマス、全然御同感デアリマス、斯ウ云フコトハ……ソレデ今度ノ組合法ハ全ク經濟的產業的ニ組合法ヲ作ラタ所以ハソコニアリマス、其御考ト全然同感デアリマス、ソレカラ此思想問題ト組合法トノ關係ヲ御述ベニナリマシテ、其沿革ヲ御話ニナタコトハ大體ニ於テ私モ御話ノ若干ハ違テ居ルト致シマシテモ、大體ニ於テハ其沿革ハ承認イタシマス、唯社會局案ト云フコトニ付テノ御話ニ付キマシテ、是ハ御話ヲシテ置カネバナラヌノデアリマス、社會局立案イタシマシタノハ、御承知ノ通り社會政策會議大體ノ骨子ヲ決メマシタモノ、之ニ依テ立案イタシタモノデアリマシテ、世ニ呼ンデ社會局案ト申シテ居リマスルガ、是ハ今日ノ現狀ヲ捉ヘテ、此現狀ノ儘デ組合法ヲ作ラウト云フ考ガ起リタノデアリマス、ソレハ藤原サンハサウ御認メニナデ居リタヤウデ、アリマスガ、是モ一ツノ立法ノ仕方ト考ヘマスガ、社會局立案ヲ立テマシテ其儘ニシテ置キマシテ、サウシテ之ヲ發表シテ世ノ中ノ意見ヲ問ウタノデアリマス、即チ世論ヲ問ウテ見タ、ドウ云フ風ニ是ガ世ノ中ニ響クカト云フト、即チ資本家側ノ方ニ反對ノ意見、又勞働者側ノ不満足ノ意見、各方面ノ意見ニ之ヲ徴シテ見マシタ、内務省ト致シテ、殊ニ私内務大臣ト致シテハ虚心坦懷ニ其時カラ考ヘテ居リマス、サウシテ世論ハ、或ハ之ニ賛成スル者アレバ反對スル者モアル、殊ニ實業家ノ方面ハ社會局案ニハ

大分御反對ガアッタ、併シ勞働者側モ不満足ヲ致シテ居ルト云フコトモ事實デアリマス、ソレデ内務省ト致シマシテハ、此世論ニ鑑ミテ、サウシテ穩健中正ナモノヲ作り出シタイト云フ考ヲ有テ居リタ、故ニ一度ハ資本家側ノ方ニ、即チ藤原サンノ御方ミト勞働者側ノ方ミヲ一堂ニ集メテ、意見ノ交換ヲ圖リタイト考ヘマシタケレドモガ、資本家側ノ御方ミハ御躊躇ニナタ、甚ダ私ハ遺憾デアリマシタ、私ノ立場カラ、サウ云フ場合ノ事ヲ冷靜ニ公平ニ見テ居リマス、ドウモ資本家側ノ方ニハ少シク此勞働問題ニ付キマシテハ、神經過敏ニナタ居ラルト云フコトヲ感ズルノデス、餘リニ神經過敏ニナタ居ラレマシテ、モウ勞働運動ヲスル人ハ悉ク無產黨デアル、悉ク共產主義者デアルカノ如ク御考ニナルヤウナコトガ往々アルノデス、是ハ甚ダ遺憾ト致シテ居リマス、サウデハ決シテナイノデアリマス、併シ義ニモ申シマシタヤウニ、今日ノ實際ノ各工場ナドニ於ケル所ノ「ストライキ」ノ狀況ナドヲ見マスルト、資本家側ノ御方ミノサウ云フ神經過敏ノヤウニナルノモ、若干私ハ御尤モダト思フコトモアリマス、併ナガラ其現在ニ即シテ、ソレガ爲ニ勞働組合法案ヲ此際ニ作ルト云フコトマデモ宜シクナイト云フコトハ、少シク神經過敏ニナリ過ギテ居ラスカト私ハ考ヘテ居ル次第デアリマス、ソレデ藤原サンハ此現在ノ組合ヲ保護スルコトニナレバ、勢ヒ階級闘争的ノ團體ヲ保護スルコトナルト云フ御話デアリマス、ソレデ現在ノモノ、現在出來テ居ル組合ハ保護シテハナラナイト云フ御意見ニナルヤウニ窺ハレルノデアリマス、此處ガ特ニ私御話シナケレバナラヌ、

御答ヲスルニ付テ、政府ト致シマシテハ、曩ニ御話ノ通り、第一條ニ於テ確カニ産業別、職業別ノ組合ヲ認メタ、是ハ我國ノ勞働組合ノ趨勢カラ申シテ誠ニ慶ブベキ現象ハ、御承知ノ通り産業別、職業別ガ大多數デアリマス、今日非常ニ發達シツツアリマス、一般的組合ハ非常ニ數ニ於テモ少イシ、人ニ於テモ實ニ少クアリマス、是ハ慶ブベキ現象デアリマス、ソレデ此趨勢ヲ政府トシテハ善導シテ行キマシテ、サウシテ確カニ經濟團體、勞働組合ヲ獎勵シテ行クト云フコトハ當然ナコトデアリマスガ故ニ、政府ハ第一條ニ於テ産業別、職業別ニ致シタ次第デアリマス、之ヲ政府ハ大讓歩ヲシタトカ云フ御言葉ガアリマシタガ、藤原サンノ立場カラ讓歩ト云フ字ヲ御使ヒニナタモ構ヒマセヌガ、政府ト致シマシテハ唯最初ニ社會局案ヲ拵ヘテ世論ニ問ウテ、世論ニ鑑ミテ、サウシテ最後ノ案ヲ決メタノデアリマス、第十條ノコトノ御非難ガアリマシタガ、第十條モ元ハ總會ノ決議ニ依テ組合員タルコトヲ得ルヤウナコトガアリマシタガ、サウ云フモノハ除キマシタ、去リナガラ當該組合ノ役員タリシモノヲ許ストアリマスガ、藤原サン方カラ申シマスルト、ソレデ勞働「ブローカー」ナドガ入テ來ルノダ、斯ウ云フ御懸念ガアリマスガ、今日勞働組合ニ於キマシテモ段々改良シ發達シツツアリマス、ソレデカラソレハ弊害カラ申シマシタラ、勞働「ブローカー」ナドガ此役員タリシモノト云フ所カラ紛レ込ムト云フコトガ皆無トハ申サレマセヌ、併ナガラ一般ノ組合員ノ常識ガ發達シツツアル、サウスルト今後組合ノ役員トナリ責任者トナルモノハ、決シテ「ブローカー」ナド

ハ組合ハ排斥シテ入レナクナル、是ハイツカ藤原サン自ラモ近來勞働會議ナドガ良クナッタ、最近ノ話、惡イ勞働會議ニハ國民ガ同情ヲ表セヌト云フ御話ガアリマシタ、其通りデアリマシテ、一般ノ國民ガ非合法ナ脱線セル所ノ勞働會議ナドニハ同情ヲ表セナイ、又組合員モ自覺シテサウシテ所謂「ブローカー」ミタイナモノハ組合ノ役員ニシナイ、加入セシメヌト云フコトニナタナラバ、此弊害ハ私ハ除去セラレルト考ヘテ居リマス、彼ノ第十三條ノ規定ハ、是ハ勞働者ニ對スル所ノ大切ナル規定デアリマシテ、此第十三條ノ組合員タル故ヲ以テ解雇スルコトヲ得ズト云フコトヲ、之ヲ資本家側ノ御方ハ削除論ガアリマスケレドモガ、之ヲ削除スルト云フコトハ、是ハ無理ナル御註文ト考ヘテ居リマス、而シテ附則ノ第一條ニ於テ……組合法ノ第一條ニ於テハ産業別、職業別ニシテ大變宜クナタケレドモ、即チ經濟的團體ニナタケレドモガ、附則ニ於テ現在ノ組合ヲ認メテ居テ、サウシテ色ナ現在ノ組合ニ於テハ惡イ團體ガアル、其團體ヲ認メルコトハ不都合デハナイカ、此點ハ特ニ申シ添ヘテ置カナケレナバラヌト考ヘル、藤原サンノ御讀ミニナリマシタ、段々御説明ニナタタ現在ノ組合ハドウ云フモノカ、左翼ト中間ト御擧ゲニナタタ、是ハ大體ニ於テ藤原サンノ御批評ハ首肯シテ置キマス、左翼ノ方ニ危險思想ナドノアル人ガ澤山居リマス、此處ガ私ハ大切ナ問題ト思ッテ居リマス、現在ノ組合ヲ悉クツレデハ認メズシテ、排斥シテシマフカドウカト云フ問題デアリマス、現在ノ組合ニ於テ許マシテモ其團體ガ勞働條件ノ維持改善、又組合員ノ共同利益ノ保護増進ヲ目的トスル團體

體デアレバ之ヲ組合ト認メテ置イタ、去リナガラ一々綱領ナドヲ御讀ミニナリマシタ、其御讀ミニナクヤウナ綱領ニ付テ、一此處デ私ガ其是非善惡ヲ批評スルコトハ早計ト思ヒマスカラ遠慮イタシマスガ、私ハサウ云フ詭激ナル綱領、規約等ヲ掲ゲテ居リマシテ、サウシテ行ク團體ヲモ直ニ認メルカ、サウ云フ趣旨デハナイノデアリマス、若シ團體ガ、單純ニ規約バカリデ認ムルト云フコトモ早計ト考ヘマス、ソレデ能ク調査ヲ致シマシテ、果シテ團體ノ規約ニシテ法令ニ違反スルコトガアリ、又ハ公益ヲ害スルモノニ付キマシテハソレハ此度ノ此法案ガ法律トナリマシタハソレハ、第十七條ニ依リマシテ變更ヲ命ズルコトガアリマス、ソレニ於テ私ハ相當ノ取締ヲナスコトガ當然ト考ヘテ居リマス、サウ云フ詭激ナル考ヲ持チ、或ハ鬭爭のノコトヲ主張シ、國家團體ヲ破壊スルヤウナ若シ規約ガアリタリト致シマスレバ、ソレニ對スル制裁ヲ加ヘルト云フコトハ當然ナコトデアリマス、要シマスルノニ提案ノ理由ニモ述ベマシタヤウニ、私ハ徹底セル勞資協調主義、徹底セル勞資協調主義デ行キマシテ、ソレデ此組合法案ニハ資本家ノ方ミモ御満足ニナラナイ、又勞働者側モ満足ニナラナイ、ソコニ私ハ政府トシテ穩健中正ナル意見ガ其處ニアリ、斯ウ云フコトヲ堅ク信ジテ居ル、無產政黨ノ行動ト云フ御話ノ中ニハ往々混同セラレルヤウナコトガアリマシタガ、勞働組合員ガ無產政黨ニ入ッテ居リマシテ、其行動スルコトハ是ハ別問題デアル、若シ其綱領等ニ於キマシテ不穩ナモノガアル、我方團體ト相容レザルモノガアルト云フコトガアルレバ、ソレハ先ニモ御話シマシタヤウニ、

十七條ニ依リマシテモ又十八條ニ於キマシテハ、勞働組合ノ行為ガ安寧秩序ヲ紊ルトキハ解散ヲ命ズルコトヲ得ルト云フコトニナッテ居リマス、此處ニ御示シニナク「ボスター」或ハ宣傳「ピラ」ト云フモノハ、是ハ一斯カル「ボスター」ナドハ其當時禁止ヲ致シテ居ルモノバカリデアリマス、要シマスルニ此取締ノコトニ付キマシテハ非常ニ注意ヲ致シテ居リマシテ、苟モ詭激極端ナル思想ニ走ルヤウナ行為ニ付キマシテハ、私ハ毫モ假借ナク取締ヲシテ居ルノデアリマス、我方團體ニ關シ、我方社會ノ基礎ヲ危クスルヤウナ言論行為ニ付キマシテハ、是ハ徹底の取締ヲ爲シテ居ルト云フコトヲ、私此際申上ゲテ置キマス、ソレデ要シマスルニ此第一問ノ思想問題ニ觸レマシタコトハ、十分思想上ノ取締ヲ致シマシテ、サウシテ此大事ナ我國ノ今日ノ過渡期ト申シマセウカ、無產民衆ノ、此大衆ノ思想ノ流れヲ善導シテ、サウシテ我國ノ團體觀念ニ誤ラザルヤウニ、其處ヲウマク利導シテ、水ヲ治メル如ク此思想ヲ治メテ行クト云フコトガ、私ハ今日ノ政治ヲ爲ス上ニ最モ注意シナケレバナラヌコトデ、偶、思想問題ニ觸レテノ御話デアリマスカラ最後ニ申上ゲテ置キマス、第二ノ御問ヒノ我國ノ經濟界ハ未曾有ノ時期デアル、此場合ニ何故ニ此組合法ナドヲ制定スルカト云フ御問ヒデアリマス、是ハ資本家側ノ御立場カラ御尤ト考ヘマスガ、私共ナドモ產業ノ今日ノ不振ノ狀態ハ十分承知イタシテ居リマス、去リナガラ今日產業ノ不況ニ陷ッテ居ルカラ、此際ニ組合法ノ如キモノハ作ルナト云フ、此組合法ノ制定ト私ハ財界ノ不況對策ト云フコトハ、區別シテ考ヘテ戴キタイト思ヒマス、

或ル見方ニ依リマスト斯ウ云フコトヲ言フ人モアリマス、今ノヤウナ時代ガカラ却ッテ組合法ナド此程度ニ作ラレバ、若シ好景氣ノ時代デ勞働者ノ非常ニ勢力ヲ得テ居ル場合デアッタナラバ、中々斯カル組合法ナドハ作レヌガラウ、却ッテ今日ノヤウナ時ガ好時期デハナイカト云フコトヲ云フ人ガアリマス、是ハ少シ極端カモ知レマセヌケレドモガ、唯御參考ニサウ云フ論者ガアルト云フコトダケヲ御話シテ置キマス、要スルニ私ハ今日ノ時期ニ於テ勞働組合法ヲ作ルコトガ產業界ノ爲ニ宜シクナイト云フ御意見ニ付テハ是ハ首肯スル能ハヌ、何ト致シマシテモ……繰返シテ申上ゲテ宜シウゴザイマスガ、資本家側ノ方ミハ財界ノ今日ノ不況、サウシテ各地ニ「ストライキ」ナドガ行ハレラカラ、ソレデ此際作ルベキモノデナイト、私ヲシテ言ハシメマスレバ今日ノヤウナ脫線セル「ストライキ」ガ行ハレバ、此「ストライキ」ヲ脫線セルモノヲ軌道ノ上ニ載セタイ、軌道ノ上ニ載セテ正シキモノニシタイ、早ク經濟組織ノ爲ニハ勞働組合法ヲ制定シナケレバナラヌ、サウシテ資本家側ノ方ミハ安心スルヤウニ致シタイト云フ考デアリマス、何モ好ンデ政府ガ資本家側ノ不利益ナ、不便ニナルコトヲスル譯ハナイ、我ガ特ニ此際勞働組合法ヲ作ラウト云フハ、今日ノヤウニ脫線セル「ストライキ」ガ各地ニ行ハレバ、之ヲ今日軌道ニ載セテ正シキモノニ致シタイ、ソレニハ速カニ此際勞働組合法ヲ拵ヘテ、サウシテ相當ノ取締ヲ付タガ宜シイト云フコトニ考ヘテ居ルノデアリマス、サウシテ失業對策ノコトニ御話ガ移リマシテ、應急の對策トシテ失業救済ヲシナケレバナラヌ、ソレヲ、政府ハ自由勞働

者ヲ主ニヤッテ知識階級、熟練職工オドニ對スル救済ガ缺ケテ居ル……是ハ藤原サンハ內務省ノ失業防止委員會ノ委員トシテ豫テ御盡力ニナッテ、其内情ヲ能ク御存ジデアリマスガ、此知識階級ノ失業防止、救済ト云フコトハ困難デアリマス、御話ノ如ク若干ハヤッテ居リマスガ、國ト致シマシテハ決シテ満足ヲシテ居リマセヌ、併シ頗ル至難デアル、ガ至難ト云フテ決シテ抛ッテハ置キマセヌガ、出來ルダケ努メマスルガ、世人ノ協力ヲ見物シテ居ル其人ミガ満足スルヤウニナカ……容易ニ行キマセヌ、又熟練職工ノ如キ、是モ藤原サンノ豫テノ御話ハ能ク承知イタシテ居リマスガ、熟練職工ヲ救済スルコトハ頗ル困難デアル、ソレデ現在ノ考ト致シマシテハ、熟練工、熟練職工トシテ各種ノ産業ニ就職セシメマスト云フコトハ、是ハ産業振興ヲ徹底セシムル外ハナイ、併シ一般ノ失業救済事業ト云フモノハ自由勞働者即チ非熟練職工ノミナラズ熟練職工ヲモ其事業ニ依ッテ多數使用スルコトモアリマスカラ、矢張り熟練職工モ全部トハ申シマセヌケレドモ、若干ハ是ガ救ハレルト云フコトハ御承知デアラウト思フ、ソレカラ一般ノ失業救済ニ用ヒマス所ノ材料ノ調達、其材料ヲ調達イタシマス、是ハ主トシテ熟練職工ヲ要シマス、例ヘバ下水ニ鐵管ヲ使用スル、是ハ國產獎勵カラ外國品ヲ使用セシメズニ、國產品ヲ使用サセマス、從ッテ鐵工業ノ熟練工ハ之ガ爲ニ職ヲ得タト云フ事實モアリマスルガ、サウ云フ工合デ一般ノ失業救済ニ用ヒル所ノ材料ノ調達ニ付キマシテモ熟練職工ヲ使用スルコトガ出來マス、ソレカラ職業紹介ノコト、殊ニ徹底セル職業紹介及職業輔導、指導ト云フコトニ努メ

テ居リマスノデ、是デ熟練職工ノ失業ハ大
イニ救ヘレル積リデアリマス、其他失業防
止委員會デハ藤原サンナドノ御話ノ結果ニ
依リマシテ、勞働時間ノ短縮ヲスル、ソレ
デ矢張り熟練職工ノ失業ノ若干ハ緩和サレ
ルト云フコトモ一ツノコトヲ考ヘテ居リマ
ス、併ナガラ熟練工ノ失業救済ハ全ク御話
ノヤウナコトデ、全部トハ言ヒマセヌガ、大
體ハ頗ル至難ノコトデアリマスガ、斯ウ云
フコトニ付テハ出來ルダケ注意ヲ致シテ居
ルト云フコトヲ申上ゲテ置キマス、ソレカ
ラ第三問ト致シマシテ勞働爭議取締法ヲ制
定スルコトヲ必要トセヌカト云フ御尋デア
リマス、是ハ獨リ藤原サンノミナラズ實業
家ノ各方面ノ要求セラレタ聲デアリマス、私
有リ體ニ申シマス、藤原サンモ自分ハ法律ノ
コトハ詳シクナイド云フ御言葉デアリマシ
タガ、同様ニ私モ法律ノコトハ詳シクアリ
マセヌカ、私ハ虚心ニ此事ニ付テハ或ル
場合ハ實業家ノ希望ガ當然デナカラカト
云フコトヲ考ヘテ見マシタ、サウシテ専門
家ノ各方面ニ就テ實シテ見マシタ、實シテ
見マシタ所ガ、是ハ司法省或ハ警保局或ハ
辯護士等法律家ノ方ニ聞イテ見マス、
我國ノ法制ノ上ニ於テハ茲ニ特別法ヲ規定
スルノ必要ハナイド云フコトニ皆一致タイ
タシテ居リマス、ソレハ取締ノ上ニ於テハ
第一刑法ガアル、治安維持法、治安警察法、
或ハ行政執行法、警察犯處罰令、暴力行爲
等ノ處罰ニ關スル法律、勞働爭議調停法モ其
中ニ加ハリマス、斯ウ云フ各種ノ法律ガア
ルヲ特別ニ此外ニ勞働爭議取締法ヲ設ケ
ルノ必要ハナイド云フコトヲ各方面ノ意見
ヲ徴シマシテ同一ニ云フコトヲ居リマスガ、ソ
レデ勞働爭議取締法ヲ設ケルコトハ必要ハ

ナイト考ヘテ居ル次第デアリマス、ソレナ
ラバ選舉法ニハ特別ノ取締ガアルノニ勞働
爭議ニハ何故取締ラナイカト云フ御尋デア
リマス、選舉法デハ普通通ナラバ罪ニナラナ
イ事スラ罪ニナルコトガアリマス、故ニ特
ニ選舉法ハ普通通ナラバ罪ニナラナイヤウナ
コトデ罪ニナルヤウナコトヲ規定シテ居リ
マス、勞働運動ニ付キマシテハ一般ニ罪ト
ナラザルコトヲ罪スルガ如キコトハ宜クナ
イト考ヘテ居リマス、金一封ノ御話モアリ
マシタガ、是モ民間取引ニ於テ收賄罪ノ如
キ規定ヲ設ケルコトハ宜シクナイデアラウ
ト考ヘテ居リマス、ソレカラ御話ノ中ノ勞
働爭議ヲヤル場合ニ見張ヲスルコトハ宜ク
アリマセヌ、多數集會スルト云フコトモ宜
シクナイデスガ、斯ウ云フコトモ暴力威迫
ニ關スル實質ガアリマスレバ、是ハ先ニ申
シマシタ刑法ナリ其他ノモノニ於キマシ
テ、暴力行爲等ニ關スル處罰ノ法律ト云フ
モノデ條悉ク取締リマス、イウガ大膽ノ實
業家ノ團體カラデアリマシタカ斯ウ云フコ
トヲ例示シテ居リマシタガ、一々ソレヲ取
調ベテ見マス、悉ク法律ニ非ざるマ
ト思フデ居リマス、例ヘバ武器ノ携帯ニ對シ
テ御話ガアッタ、是ハ銃砲火藥類取締ノ法ガ
アリマス、此法律ニ取締ノ規定ガアリ
マス、要シマスルニ此勞働爭議取締法ヲ特
ニ設ケル必要ガナイド云フコトヲ感シタ次
第デアリマス、ソレカラ第四問ハ人口ノ問
題デアリマス、是ハ大問題デ藤原サンノ豫
ネヲ御持論ノ中ノ重モナルモノト私ハ思
ヒマス、人口ノ増加スルト云フ數字等
ハ御話ノ通りデアリマスガ、無論日本ノ產
業ノ助長發達ヲ圖ラネバナラヌ、サウシテ
人口ノ増加ヲ消化シテ行クト云フコトハ當

然ナコトデアリマス、海外發展ノコトモア
リマセウシ、又海ノ方ニ殊ニ發展スルコト
ノ御話ハ、人口調節緩和ニ大關係アルコト
モ豫ネテ自分ノ持論トシテ居リマスガ、要
スルニ日本ノ産業ノ發達ヲ圖ラネバナラ
ヌ、ソレニハ茲ニ産業ヲ破壞シ、産業ヲ破
壞スルヤウナ勞働組合法云々ト云フ御話ガ
アリマシタ、此御話ハ餘リヒドイト思ヒ
マス、決シテ勞働組合ヲ抑ヘテ、何ヲ好シ
デ産業ヲ破壞シ、破壞セムトスル、サウ云
フコトハアリマセヌ、我々ハ徹底セル勞資
協調ヲ圖リマシテ、其間ニ日本ノ産業ノ格
段ナル發達ヲ圖リタイト云フコトヲ希望シ
テ居ル外ニ何モアリマセヌ、勞資ノ徹底セ
ル協調ヲ圖ル、唯御立場ガ違フ、茲本家側
ト申シマセウカ、實業家ノ方ミト申シマセ
ウカ、御立場ガ異ナル、サウシテ目前ノ「ス
トイキ」、此目前ノ勞働爭議ノ脅威、其脅
威ヲ受ケタ方ミガ、其コトヲヒドク御感シ
ニナタ爲ニ、其爲ニ勞働組合法案迄モ宜シ
クナイト云フコトハ、私ハ少シク神經ガ過
敏ニナリ過ギテ居レルノダラウド、露骨
ニ申シマスガ、感シテ居ル次第デアリマス、
我々ノ立場カラ、此今日ノ惡化セル勞働爭
議ナドハ嚴重ニ取締ル、殊ニ思想問題ナド
ニ付テハ毫モ假借シテハナラヌト考ヘテ居
リマス、徹底セル取締ヲナサネバ、ドウ云
フ不覺テ取ルカ知レマセヌカ、十分注意
シテ居リマス、ソレト是トハ區別シテ、サ
ウシテ斯ウ云フ場合アルカラ此勞働問題
ハデス、是ハ此組合法ヲ制定シテ解決ヲ
致シマセナレバ何時マデモ續キマス、此
思想ハ之ヲ阻止スレバ阻止スル程私ハ惡化
スル、極端ナルコトヲ申シマス、茲
本家側ノ御方ミガ却テ勞資ノ間ノ意思ノ

疎通ヲ缺クヤウナ、矢張り階級闘爭ヲ、其
御行動ニ依リテハ惹起スノ懸念ガナキニシ
モアラズト私ハ思フデアリマス、モウ少
シソコハ虚心坦懷ニナリマシテ、サウシテ
ドウ云フコトヲシタ方ガ穩健中正カト考
ヘ、此日本ノ現狀ニ處シテハ、何トシテモ
此勞働問題ヲ解決シナレバナラヌ、此解
決シテ行クト云フコトガ日本ノ思想上ニ於
テハ大關係ガアル、産業上、決シテ其發達
ヲ阻害スルヤウナコトハナイド云フコトカ
ラデス、徹底セル勞資協調ノ下ニ此勞働組
合法ヲ制定シテ、サウシテ我國ノ勞働運動
ヲシテ穩健中正ニ導キタイト云フコトニ過
ギマセヌ

〔副議長公府近衛文磨君議長席ニ著ク〕
甚ダ御答ヘガ粗略ダツカカモ知レマセヌガ、
大要ダケヲ御答ヘシテ置キマス

〔藤原銀次郎君演壇ニ登ル〕
○藤原銀次郎君 只今内務大臣ヨリ色ミノ
御答辯ヲ承ハリマシテ、ソレニ付キマシテ、
ソレニ付キマシテチヨット補足的ニ私ノ意
見ヲ申上ゲマシテ、尙ホ更ニ御考ヲ承ハリ
タイト存ジマス、是ハ第一ニ申上ゲテ置キ
タイノハ、私ノ申上ゲ方モ幾分足リナイ點
ガアツカトモ思ヒマス、私ハ今日メ
我國ノ勞働運動家ヲ、全部所謂勞働「プロ
カー」トカ、或ハ思想運動家トカ云フヤウ
ナ風ニ申上ゲテ續リデハナイノデアリマ
ス、私共モ能ク承知シテ居リマス、無産黨
ニ敬意ヲ表スベキ人ガ澤山ニアリ、又勞働
運動家ノ中ニモ、同様ナ事實ヲ認メテ居リ
マス、然レバアリマシテ、併ナガラ唯所謂勞
働運動家ナルモノヲ間ニ、勞働者ト御考ニ
カテ居ルト云フヤウナコトガドウモアル

ヤウニ思フ、衆議院ノ質問應答ヲ速記録エ
依ッテ拜見イタシマシテモ、又色ノ内務大臣
ノ御話ヲ承ハリマシテモ、ドウモサウ云フ
嫌ヒガアルト思フコトヲ唯申上ゲタ
ノデアリマス、ココデ更ニ一例ヲ舉ゲル必
要ハナイヤウデアリマスガ、内務大臣ヨリ
御言及ニナリマシタカラ、私モ此際一言申
述ベルコトヲ御許シテ願ヒタイ、例ヘバ先
刻モ御話ガゴザイマシタガ、資本家及ビ勞
働者ノ意見ヲ聞クト云フテ、懇談會ヲ、勞
資懇談會ヲ御催シニナリ、労働者ノ代表者
トシテドウ云フ方ヲ御呼ビニナツタカト申
シマスレバ、無産黨ノ首領、若シクハ労働
運動者、若シクハ所謂労働「ブローカー」ト
云フヤウナ色ミナ方ヲ御招キニナリマシ
テ、勿論其中ニハ人格ニ於テモ、亦其運動ニ
於テモ、立派ナ方モアリマスルガ、又其思
想ニ於テ、平生唱ヘラレテ實行シテ居ラレ
ル所ニ於テ、其思想及ビ其實行ノ方法ニ付
テハ、私共ガ到底同席シテ國事ヲ談ズルト
云フコトヲ潔シトシナイ方モアツタノデアリ
マス、ソレ故ニ私共ハ斯ウ云フヤウナ思想
的ニ我ミト根本的ニ思想見解ヲ異ニシテ居
ル人達ト、一緒ニ國事ヲ談ズルト云フコト
ヲ潔シトシナイト云フヤウナ積リデ、其懇
談會其モノノ趣旨ハ賛成スルケレドモ、是
ニ同席スルコトヲ潔シトシナイト云フコト
デ、之ヲ御斷リスルト云フコトガ、此御斷
リ申上ゲタ趣旨デアリマス、其時カラ我々
ハ、眞ノ労働者代表ト、労働者ノ意見ヲ代
表スル人ト懇談スル機會ヲ與ヘラレルナラ
バ、我々ハ喜ンデ出席スル、所謂労働「ブロ
ーカー」トカ、運動家トカ云フヤウナ方ト
ハ、労働者トハ或場合ニ於テ利害ヲ異ニス
ル、例ヘバ「ブローカー」資本ノ「ブローカ

ー」土地ノ「ブローカー」ノ利害ハ地主ノ利
害ト或場合ハ反對ニナルコトモアリマス、
又材木ノ「ブローカー」ノ利害ハ、材木屋ノ
利害ト相反スルコトモアルノデアリマ
ス、故ニ多クサウ云フ方ト我ミト一緒ニナ
リマシテ、之ヲ労働者ノ聲デアル、労働者
ノ代表デアルト云フテ懇談スルト云フコト
ハ意義ヲナサナイト云フノデ、私共ハ御斷
リシタト云フ例ガアルノデアリマスカラ、
旁、以テサウ云フ誤解ガアツテハ、此大事
ナ、大切ナ問題ニ對シテ甚ダ不利益デアル
ト存ジマシタカラ、前提的ニ申上ゲマシタ
ヤウナ次第デアリマスカラ、ドウゾ其點ハ
惡シカラズ御諒恕ヲ願ヒタイト思ヒマス、
先刻來私ノ私ノ最モ重點ヲ置キマシテ、内
務大臣ニ御尋ヲ申上ゲタキ一問ノ、思想問
題ト労働組合トノ關係ニ付キマシテ、大臣
ノ御答辯ハ、サウ云フ今日我國ノ全體ノ狀
態ガ甚ダ危險ナ、思想問題ガ危險デアルカ
ラ、ソレ故ニ此思想ノ危險ヲ防止スル爲ニ
労働組合ヲ設ケルノダト云フヤウナ御趣意
ノヤウデアリマスガ、併ナガラ私ノ御尋ネ
致シマシタノハ、斯ウ云フヤウナ思想ノ危
險ニ際シテ、斯ノ如ク危險ナル思想ヲ懷イ
テ、斯ノ如ク危險ナル行動ヲ爲シツツアル
所ノ團體ヲ、何故ニ保護スルコト云フ必要
ガアルカ、又斯ノ如キ團體ハ私ハ労働運動
若クハ労働團體ノ全部ガ、危險ナル團體デ
アルト云フコトヲ申上ゲタ覺エハナイノデ
アリマス、此運動ノ中ニハ斯ノ如ク先刻朗
讀イタシマシタヤウナ危險ナル團體ガアルト
云フコトハ、事實デアアルト云フコトモ、内
務大臣モ御認メニナツテ居ル、然ラバ何故ニ
斯ノ如キモノヲ保護スル必要ガアルカ、是
ガ承ハリタイ、私ハ……内務大臣ハ之ヲ愈、

法律ヲ設ケテ、サウシテ危險ナモノガ
アツタナラバ、其時ニ之ヲ訂正サセルトカ、
相當ナ取締ヲスルト云フコトヲ御話ニナ
テ居リマスガ、併シ是ハ如何デゴザイマセ
ウカ、内務大臣ハ現ニ我國ノ労働團體ノ中ニ
先刻私ガ朗讀イタシマシタヤウナ危險ナル
思想ヲ懷キ、危險ナル行動ヲ演ジツツアル
ト云フコトヲ御承知ニナラナイノデアリマ
セウカ、御承知ニナツテ居ルノデアリマセウ
カ、若シモ是ガ御承知ニナツテ居ラナイノ
デアルナラバ、先刻ノヤウナ御答辯ガア
デモ然ルベキコトデアラウト思ヒマスガ、
併ナガラ若シ斯ノ如キモノガアルト云フコ
トヲ御承知ニナツテ居リツツ、サウ云フモ
ノガアルナラバ、相當ノ取締ヲ致シマセウ
ト云フ御答辯デアツタノデハ、ドウモ私共ハ承
服出來ナイノデアリマス、私ハ先刻ソレ故
ニ是ハ産業ノ上ニ於テモ私共ハ、此處デ一
言申上ゲマスガ、産業ノ上ニ於テ資本、勞
働、經營家、三者ガ協調シテ參ルト云フコ
トニ付テハ、サウムツカシイコトデナイト
思フ、唯此間ニ「ブローカー」トカ「アデ
ター」トカ、思想運動家トカ、無産黨トカ
色ミナ第三者ノ介在ガ、之ヲ惑亂スル爲ニ、
此産業ノ平和ガ保タレナイト信ジテ居ルノ
デアリマス、ソレ故ニ此労働組合法ヲ御制
定ニナツテ、折角此協調的ナ精神ヲ持ツテ參
タ經濟的ノ團體ニ依ッテ、労働運動ヲ指導シ
ヤウト云フ御考デアラナラバ、何故ニ此危
險ナル思想ヲ有ツテ居ル所ノ團體ヲ其儘保
護シテ、之ヲ助長シテ行カウト云フヤウナ
御方針ヲ御採リニナルカ、是ガ即チ私ガ
伺ヒタイノデアリマス、其外ノ色ミナ細イ
十三條トカ、十條トカ、色ミナ細イ御説明
ガアリマシタガ、此細イ御説明ハ今日此壇

上ニ於テ承ハルヨリハ、寧ロ委員會及ビ其
他ノ機會ニ承ハタタ方ガ宜カラウと思ヒマ
ス、唯此根本的ノ非常ニ重大ナモノデア
カラ、産業ヲ破壊シテ、動モスレバ我が國
體ニマデモ傷ヲ付ケヤセヌカト思フヤウ
ナ、斯ノ如キ團體ヲ何故ニ保護スル必要ガ
アルカ、保護スル必要ガアルト云フコトデ
アツタナラバ、アル理由ヲ此處ノ席上ニ於
テ、斯ウ云フ譯ダカラ此團體ヲ保護スルノ
デアルト云フコトヲ明瞭ニ承リタイ、是ガ
私ノ趣意ナンデアリマス、詰リ此思想ノ流
レヲ労働組合法ト云フ堤防ヲ設ケテ、此思想
流レヲ之ヲ喰止メルト云フコトハ危險ダカ
ラ之ヲ善導スルノダ、斯ウ云フ御話、私ハ
其善導ハ結構ダガ、ドウシテ之ヲ善導スル
カ、私ハ是デハ善導ドコロデハナイ、益、危
險ニ導クモノデアルカラ、斯ウ云フ労働組
合法ニ依ッテ之ヲ保護シヤウト云フコトハ、
益、危險ノ思想ヲ保護シテ助長スルモノデア
ルカラソレデハ困ル、若シ内務大臣ガ果シ
テ此危險思想ヲ保護スルモノデナイト云フ
コトデアラナラバ、何故ニ其ナイカト云フ
コトヲ承ハリタイ、即チ治水ヲスルト云フ
御話デアリマシタガ、治水ヲスル順序方法
ハドウナサルカト云フコトヲ承ハリタイノ
デ、決シテ治水ヲスルト云フコトヲ承ハリ
タイノデナイト、サウ云フコトハ私ノ言葉ガ
足リナカッタカモ知レマセヌガ、サウ云フ趣
旨ヲ以テ、實ハ此點ニ付テ最モ力ヲ入レテ
多クノ時間ヲ頂戴シテ御話ヲ申上ゲタ積
リデアリマスカラ、若シモ御差支ヘガゴザ
イマセヌナラ、モウ一度内務大臣ニ其邊ノ
御説明ヲ具體的ニ承ハルコトヲ希望イタシ
マス、ソレカラ資本家ガドウモ神經過敏デ
アルト云フヤウナ御話ヲ承ハリマシタ、是

ハ毎度承テ居リマシテ、又衆議院ノ速記
録等デモ度々拜見イタシテ居リマスガ、私
共ハ斯ウ云フ産業ノ危機ニ直面シテ、サウ
シテ斯ウ云フ思想團體ト、政治團體ト、危
險ナル所ノ團體ト謂フテ、サウシテ此産
業ヲ維持シテ行クト云フコトハ、實ハ非
常ナ困難デアル、我國ノ大工業ハ比較的
色ミナ設備ヲ持チ、根柢ガ出来テ居リマ
スカラ、斯ウ云フ思想團體ト謂ヒマシテモ
相當ニ闊フ所ノ力ヲ持ッテ居リマス、併ナガ
ラ之ニ比シテ中小工業ノ方ハ頗ル微弱デ
アリマス、其根柢ガ微弱デアリマスカラ、
斯ノ如キ團體ガ、即チ危険ナル勞働組合ナ
ドニ襲撃サレマシタ時ニハ忽チ其根柢カラ
覆サレテ、今日ハ此中小工業ガ如何ニ勞働
組合カラ、即チ私共ノ申シマス闘争的勞働
組合カラ襲撃セラレテ、難局ニ陥リツツア
ルカト云フコトノ實況ハ、内務大臣モ御承
知ノ筈デアリマス、ソレ故ニ産業ノ上ニ於
テモ非常ニ危険デアルシ、又思想ノ上カラ
言フテモ是位危険ナコトハナイ、我國ノ國體
カラ言フテモ此位憂フベキコトハナイノデ
アリマスカラ、此場合ニ資本家ガ神經過敏
ニナラズニ居ラレマセウカ、此神經過敏ニ
ナラズハ資本家ガ惡イノデアリマセウカ、
私共ハ内務大臣ノ只今ノ御説明ヲ承ハッテ
頗ル之ヲ意外ニ感ズルノデアリマス、私共
ハ斯ウ云フ時期ニ際シテ、若シモ我國體ヲ
危クスルト云フヤウナ斯ウ云フ時期ニ直面
イタシマシテ、サウシテ是デ安閑トシテ居
リマシタナラバ、此我國ノ資本家事業家ト
云フモノハ實ニ國家ニ盡ス所ノ忠誠ノ念モ
ナク、又我國ノ産業ノ爲ニ盡ス所ノ熱誠モナ
イモノデアルト云フ天下ノ非難ヲ受ケヤシ
ナイカト思フテ居ル位デアリマス、又熟練勞

働者ノ救済方法ヲ何等施スコトナクシテ、
サウシテ勞働爭議ヲ斯ノ如ク頻發サセテ惡
化シテ、サウシテ之ヲ救済スルノハ勞働組
合法ヲ設ケルニアルト云フヤウナ御説明
ハ、私ハ甚ダ了解ニ苦シム所デアルト云フ
コトヲ申上ゲマシタ、所ガ熟練勞働者ニ對
シテハ職業紹介所ヲ設ケテ居ルト云フヤウ
ナ御話ガアリマシタガ、職業紹介所ハ設ケ
ラレテ居リマスガ、此職業紹介所ニ於テ熟
練勞働者ニ如何ナル利益ヲ與ヘタ、如何ナ
ル實際上ノ利益ヲ與ヘテオ出デニナリマス
カ、内務大臣ガ若シ御承知ゴザイマシタ
ナラバ、是モ説明ヲ承ハリタイ、恐ラク私
ノ方ガ内務大臣ヨリハ能ク承知シテ居リハ
セヌカト思ヒマスカラ、斯ウ云フ質問ヲ出
スコトハ私ハ本意ニ考ヘマスケレドモ、
サウ云フ御説明ガアリマシタラ承ハリタイト
思ヒマス、又時間短縮ノ御説明ガアリマシ
タ、是モ私ノ方ガ或ハ内務大臣ヨリハ能ク
承知シテ居リハセヌカト思ヒマスガ、斯ノ
如キコトハ何等ノ效能ガナイ、無イガ併シ
先ヅ害ノナイコトデアルカラ内務大臣カラ
各地方長官ニ通牒ヲ發シテ置クコト位ハ差
支ナカラウデヤナイカト云フノガ、失業防
止委員會ノ決定シタ理由デアアルノデアリマ
ス、ソレ故ニ此通牒ノ中ニハ地方長官カラ
各工場主等ヲ干涉シナイヤウニシテ貰ヒ
タイト云フコトヲ附加ヘテ居ルノデアリマ
スカラ、此時間短縮ノ通牒ノ如キハ實際上
何等ノ役ニ立テ居ラナイ、何等ノ效能ガナ
イコトハ事實デアラウト思ヒマス、又其外
土木事業等ヲ色々澤山ニ施行スルカラ熟練
勞働者モ若干之ニ依テ救済サレルダラウ
ト云フ御話ガゴザイマシタガ、是ハサウデ
ゴザイマセウ、併ナガラ是ハ若干極ク僅カ

ノ效果ハアルカモ知レマセヌガ、私ノ申ス
ノハ既ニ農業勞働者ニ七千万圓、自由勞働
者ニモ矢張り七八千万圓、斯ノ如キ多額ナ
ル救済資金ヲ政府ガ御出シニナリマスルナ
ラバ、之ニ優ルトモ劣ラザル所ノ熟練勞働
國家トシテハ自由勞働者ヨリハ熟練勞働者
ノ方ガ大切デアル、其大切ナル熟練勞働者
ニ何故ニ救済ノ手段ヲ講ズルコトヲ御ヤリ
ニナリマセヌカ、其救済ノ方法手段ハ困難
デアルト云フコトハ無論承知シテ居ルケレ
ドモ、不可能デヤナイノデ、案ガ幾ラデモ
アルノデアアル、ダカラ之ヲ救済シヤウト云
フ精神ガアレバ、赤心ガアレバ、如何様ニ
モ出来ルノデアアルノニ、何故ニ之ヲナサ
スカ、之ヲ捨テ置イテ組合……勞働爭議ガ
惡化シタカラト云フテ、資本家ガ不必要ニ組
合ヲ嫌忌シテソレガ爲ニ爭議ヲ頻發スルナ
ドト云フ御説明ガアルト云フコトハ、如何
ニモ私共ノ了解ニ苦シムノデアルト云フヤ
ウナコトヲ申上ゲタノデアリマス、ソレカ
ラ又此爭議取締法ニ付テハ矢張り此根本
的……此選舉法ニハアルガ選舉法ニハ何故
ニ現行法ニアル所ノ取締規定ヲ、更ニ特ニ
選舉法ト云フ一ツノ特別ノ法ノ中ニ御規定
ニナラカ、サウシテ爭議ノ方ニハ何故ニ現
行法ガアルカラ取締ル必要ガナイト、斯ウ仰
セラルルカト云フコトヲ伺テ居ル、現行法
ニ於テハ選舉法モ勞働爭議法モ同ジコトデ
アル、私ノ考ニ依リマスルト、選舉ハ三年
カ四年ニ一度デアル、毎年解散ト云フモノ
ハアル譯ハナイ、ダカラ若シ毎年解散ガア
テモ一年ニ一度デアルカラ、一年ニ一度ア
ルカナイカ分ラヌ、不斷デ申シマシタナラ
バ三年カ四年カニ一度シカナイ所ノ選舉ニ
ハ、斯ノ如キ綿密ナル所ノ規定ヲ色々御設

ケニナラ、之ヲ取締ラレルニ拘ラズ、殆
年中頻發シテ居ル所ノ勞働爭議ニハ何故ニ
其必要ガナイカト云フコトヲ伺テ居ル、現
行法ニ依テ取締規定ガアルト云フコトハ
無論承知シテ居ルガ、併シ選舉法ト比較シ
テ其必要ガ何レニアリヤト云フコトヲ、茲
デ一々例ヲ舉ゲテ申上ゲタノデアリマス、
若シ必要ガアレバ又此例ヲ申上ゲテモ宜シ
イシ、又此例ガ必要ガアレバ此儘内務大臣
ニ差上ゲテモ宜シイノデス、兎ニ角其必要
ヲモウ一度御説明ヲ願ヒタイ、ソレカラ資
本家ガ却テ階級闘争ヲ惹キ起シハシナイ
カナドト云フヤウナ逆襲的ノ御説明ガゴザ
イマシタ、是ハ恐ラクハ私共ハ此一昨年社
會局ノ組合法案ヲ御制定ニナラ、テ之ヲ御發
表ニナラ、度々内務大臣ヲ始メ内閣諸
公ニ陳情ヲ致シマシタ、所謂世間デ申シマ
ス運動ヲ致シマシタ、ケレドモ内務大臣ハ
頑トシテ御聽入レニナラナイ、此社會局案
ヲ徹頭徹尾之ヲ次ノ議會ニ提出スルト云フ
コトヲ仰セラレマシタ、ソコデ私共ハサウ
ナレバ即チ斯ノ如ク、社會主義ト申シテハ
甚ダ畏多イコトデアリマスガ、闘争的ノ、
階級闘争的ノ法案ヲ施行セラルルナラバ、我
國ノ産業ト云フモノハ破壊サレルシ、我國
ノ思想問題ハドウナルデアラウカ、斯ウ云
フ重大ナ法案ヲ内務大臣ガ頑強ニ主張セラ
レテ、何所マデモ通過スル、議會ニ提出ス
ルト云フヤウニ御主張ニナリマシタカラ、
已ムヲ得ズ色々種々運動ガ起リマシテ、
全國ノ産業家ガ團結シテ之ニ對シテ抗議ヲ
呈スルト云フヤウナコトニナラ、トモ
マスカラ、其邊ノ事情ヲ能ク御諒察ヲ下サ
イマシタナラバ、私共ガ進ンデ政府ニ向
テ、斯ウ云フ舉動ヲ取ルト云フヤウナコト

ハ、無論ナインデアリマス、茲ニ附加ヘテ申上ゲマスガ、日本デハ古來金持喧嘩セズト云フコトヲ申シテ居リマス、如何ナル場合ガアリマシテモ、資本家ナドハ紛擾ヲ醸ストカ闘争ヲスルトカ云フヤウナコトハ、古來絕對ニナイ、是ハ國家ノ一ツノ美風デア、ト思ヒマス、併ナガラ今日此民政黨ノ内閣ガ出來マシテ、而モ内務大臣ガ率先シテ斯ノ如キ闘争ノ法案ヲ提出シテ、之ヲ遂行シテ、何所マデモ斷行スルト云フコトヲ仰セラレ以上ハ、此産業ノ破壊トカ、此國體ヲ擁護スルトカ云フヤウナ、斯ウ云フヤウナ目的カラ起テ、ドウシテモ之ヲ默視スルト云フコトハ出來ナイデアリマシテ、ソレデ已ムヲ得ズ斯ノ如キ行動ヲ取ルヤウニナ、トデアリマシテ、恐ラク是ハ私カラ申上ゲルマデモナク諸外國ニ於キマシテモ、或ハ亞米利加ニ參リマシテモ、英吉利ニ參リマシテモ、獨逸ニ參リマシテモ、皆斯ノ如キ團體ガ出來テ居ルト云フコトハ内務大臣モ能ク御承知ノコトデアラウト思フデアリマスカラ、私共ノ此行動ト云フモノハ決シテ階級的ノ行動ナドト決シテ考ヘテ居ラヌデアリマス、一言此點ニ付テ釋明的ニ申上ゲテ置ク次第デアリマス、尙ホ内務大臣ハ徹底シタル協調主義ヲ取ルデアルト、斯ウ云フコトヲ御話シニナリマシテ、其御主義ハ先刻來屢、申上ゲマシタ通りニ結構デアアル、私共ノ雙手ヲ舉ゲテ賛成スル所デアアル、併ナガラ其主義ヲソコニ確立ナサ、タコトハ結構デアアルガ、御實行ニナル所ノ手段方法ハ丸デ其逆ニナ、テ居ル、闘争ノ組合ヲ保護シテ、サウシテ闘争ヲ獎勵スル結果ニナ、テ、遂ニハ階級的ノ戰ヲ獎勵シテ、結局一ツノ革命ノ手段ニ訴ヘ

ルヤウナ結果ニナリハセヌカト云フヤウナ此團體ヲ、サウ云フ虞ノアル所ノ團體ヲ保護セラレルト云フコトハ、如何ニシテモ内務大臣ノ御主張ニナル所ノ協調主義ト矛盾シテ居ル、ダカラ御話ニナル所ノコトト、御實行ニナルコトトガ非常ニ前後矛盾シテ居ルカラ、其矛盾ヲ正シタイト云フノガ私ノ精神デアリマス、之ヲ要スルニ私ハ内務大臣ガ露西亞ノ方ニ向テ船ヲ出帆セラレヤウト云フヤウナ御考ガ御アリニナルトハ毛頭考ヘマセヌ、内務大臣ノ平生ノ御人格ヲ承知シテ居リマスカラ、内務大臣ハ亞米利加ナリ英吉利ノ方ヘ向テ出帆シテ行カウト云フ御考デアルト云フコトヲ承リマシテ、私共ハ大イニ満足シテ居ルデアリマス、併ナガラ此大臣ガ今御買ヒニナ、タ切符ノ裏ニハ、此船ハ或ハ浦鹽或ハ「オデッサ」ニ行ク、然ル後ニ英吉利及亞米利加ニ行クト云フヤウナコトニナルカモ知レヌト云フコトガ、其切符ノ裏ニ細カイ字書イテアルト私ハ思フデアリマスカラ、若シ其邊ノ御用意ガナクシテ、是ハ勞資協調デアアル、是ハ亞米利加ニ行ク船デアルト言、テ喜ンデ御乗込ミニナリマシタナラバ、出帆後ニ非常ニ御後悔ニナリハセヌカト云フコトヲ申上ゲルデアリマス、之ヲ以テ私ノ質問ハ終リト致シマス

〔國務大臣安達謙藏君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(安達謙藏君) 簡單ニ更ニ要點ダケヲ御答シテ置キマス、最初ノ御話ニ私ノ官邸ニ招待イタシマシタ勞働者ノ方ニハ決シテ御話ノヤウナ人デハアリマセヌデ、皆相當ノ人格者バカリデ、決シテ藤原サンノ御話ノヤウナ人デハナカッタト云フコトヲ私一言申上ゲテ置キマス、ソレカラ思想

問題ニ付テ更ニ御話ガアリマシタカラ一言申シテ置キマスガ、此點ニ付キマシテハ及バズナガラ絶エズ考ヘテ居リマス、私共熱心ニ此普通選舉ヲ唱道シタノモ茲ニ胚胎シテ居リマス、ソレデ普通選舉ガ行ハレテ、此極端ナル思想ガ餘程是デ和ラギマシテ、議會否認論ナドガ殆ド根絶スルヤウニナ、タト云フコトハ、矢張り普通選舉ヲ實行シタ御蔭ダト私ハ考ヘテ居ル、ソレト同様ニ勞働問題ニ付キマシテモ一般ニ多數ノ民衆ノ考ガ……

〔議長公爵徳川家達君議長席ニ復ス〕

私ハ勞働立法ニ依テ非常ニ緩和スルコトガ出來ルト思ヒマス、先キニ御話シタヤウニ政府ハ我國ガ世界無比ノ國體ト……此國體觀念ト之ヲ結び付ケテ行、我國ノ危險思想ヲ無クスルコトガ出來ルモノト、斯ウ云フコトニ考ヘテ居ル次第デアリマス、簡單ニ申上ゲテ置キマス、ソレデ現在ノ危險ナル國體ヲ保護スルト云フ御話、サウ云フコトハ決シテ申上ゲテ居リマセヌ、附則ノ第二條ニ依、テ、經過規定ニ依、テ現在ノ國體ヲ認メルト云フコトハ申上ゲテアリマス、其團體ノ中ニ先ニ御讀上ゲニナ、タヤウナモノ、其他色ミナ綱領ナドヲ持、テ居、タモノガアリマシタナラバ、私ハ相當ノ處置ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、現在デモ治安ヲ害スル者ガアリマシタナラバソレハ、嚴重ニ處置ヲ致スト云フコトハ當然デアリマス、又其程度ニ至ラズシテ本法ノ……此法律案ガ、是ガ愈々實行セラレマシタ場合ニ、其規定ニ違背スルモノガアリマシタトキニハ、先ニ申上ゲマシタ通りニ、第十七條ニ依、テ之ニ變更ヲ命ズルコトガ出來マ、ソレデ決シテ危險ナル國體ヲ保護スル

ト云フヤウナコトハ全然考ヘテ居リマセヌ、ソレハ何カラ御間違デアリマセウ、又今日ノ團體ノ中ニサウ云フ危險ナル綱領ノアルコトヲ承知イタシテ居ルカ……御讀上ゲニナ、タ様ナ綱領ガアッタト云フコトハ大體於テ承知イタシテ居リマス、ソレデ此法案ヲ制定イタシマシテ、サウ云フモノヲ相當取締リ、是正シテ而シテ正シキ軌道ノ上ニ載セテ行キタイト云フコトヲ考ヘテ居ル次第デアリマス、熟練職工ノ問題ハ先ニ申シマシタ様ノコトヲ繰返ス必要ハナイト思ヒマスカラ、茲ニハアレ以上申上ゲマセヌガ、先キニ自分ハ考ガアルト云フコトヲ御言葉ガアリマシタガ、ソレハ時間ガ掛カリマスカラ茲デハ伺ヒマセヌガ、他ノ機會ニ於テ一ツ御考ヲ拜聽イタシタイト考ヘテ居リマス、爭議取締法ハ是ハ選舉法ノコトヲ段々御引合デアリマシタガ、選舉法ニ於テハ普通ナラ罰ニ入ラナイヤウナコトモ規定シテ居ル、此爭議取締ニ付キマシテハ、選舉法ノ取締ト同様ニスル譯ニハ參ラヌト考ヘテ居リマス、而モ現行法ニ於テハ完備イタシテ居リマスカラ、現行法ニ於テ十分ト思ヒマス、更ニ其上ニ規定スル必要ハナイト考ヘテ居リマス、闘争的ノ法案ヲ作、テサウシテ闘争的團體ヲ保護スルカラソレデ勞資協調ト云フコトト矛盾ガアルノデハナイカ、サウ云フ御話デアリマシタガ、決シテ闘争的團體ヲ保護シ闘争的法案ヲ拵ヘルデモ何デモナイ、飽クマデ徹底セル勞資協調主義ヲ保護シ、サウシテ愈々危險ナル組合ガアタナラバ、ソレハ相當ニ取締リ制裁ヲ與ヘテ行、テ、先ニ御話シマシタヤウニ最モ穩健中正ナル所ノ「レール」ノ上ニ載セテ、サウシテ此勞働運動ニ基準ヲ與ヘタイ

ト云フコトニ過ギマセヌ、最後ノ御問デア
リマスガ、米國ニ行クトカ、英國ニ行カズ
ニ或ハ浦鹽ヲ經テ「オデッサ」行キノ切符ヲ
買ッテ居ラヌカ……私ハ米國ニ行クトモ、英
吉利ニ行クトモ考ヘテ居リマセヌ、日本ハ
日本のエ、茲ニ日本ノ特色ノ勞働組合法ヲ
作ッテ、サウシテ我國ノ國體、我國ノ風俗習
慣ト、ソレト融合シテ行カウト云フ者デ、
日本特有ノモノヲ拵ヘタイト考ヘテ居リマ
スカラ、左様御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス
○藤原銀次郎君 此以上質疑ヲ重ネル必要
ハナイト思ヒマスカラ、後ハ委員會ニ譲リ
タイト思ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 有馬伯爵ノ登壇
ヲ望ミマス

○議長（公爵徳川家達君）有馬伯爵ノ登壇ヲ望ミマス

〔伯爵有馬頼寧君演壇ニ登ル〕

〔伯爵有馬賴寧君演壇二登丸〕

○伯爵有馬賴寧君　私ハ時間モナイコトデアリマスカラ極メテ簡單ニ御尋ヲ致シタイト思ヒマス、質疑ニ入りマサル前ニ一言申述ベテ置キタイト思ヒマスコトハ、勞働組合法ガ制定サレマサルト云フコトハ今日ノ日本ノ現狀カラ見マシテ、又特ニ勞働運動ノ實情ニ照シマシテ極メテ必要ナモノデアルト信ズルノデアリマス、併ナガラ勞働組合法ト云フモノガ單ニ名ノミデアッテ、内容ニ於テ、其實質ニ於テ、勞働組合法ノ名ニ背クヤウナモノデアリマシタナラバ、私共ハ之ヲ喜ブコトハ出來ナイノデアリマス、苟モ勞働組合法ト云フ名稱ヲ附シテ社會ニ出マスル以上ハ、其内容ガ眞ニ勞働組合法タルノ價值ヲ持ッテ居ナケレバナラナイト思フノデアリマス、又私共此勞働組合法案ニ對シマスル態度ニ於キマシテ、如何ナル勞働組合法ガ制定サレルカト云フコトハ、私共ガ貴族院ニ居リマスル立場ト、又私共ガ

個人トシテノ立場トハ、可ナリソコニ相違
ガアルヤウニ思フノデアリマス、併シ私共
ハ自分ノ、個人ノ利害ト云フヤウナ問題ハ
此際考ヘルコトハ許サレナイノデアリマシ
テ、私共ハ何處マデモ貴族院ノ議員トシテ
中正公平ナル立場カラ、此問題ニ直面シナ
クレバナラナイト思フノデアリマス……

〔副議長公爵近衛文麿君議長席ニ著ク〕

私方御尋ネ致シタイ點ハ多々アルノデアリマスルガ、斯ウ云フ際デアリマスルカラ、極ク僅ナコトヲ御尋ネ致シタイト思ヒマス、第一ニ私ノ質問イタシタイト思ヒマスルコトハ、法律ノ内容ニ關スル問題デハナナインデアリマシテ、ドウ云フ言葉ヲ以テ言ヒ表ハシテ宜イカ分リマセヌガ、政府ニ於ケレテハ、現時ノ社會情勢ニ鑑ミテ勞働組合法ヲ必要ナリトシテ、茲ニ法案ヲ提出サレタノデアリマスルガ、一昨年來、又ソレ以前ニ溯テ藤原サンカラモ詳シク經過ノ御説明ガアリマシタガ、此法案ガ此議會ニ提出サレルマデニ、政府ノ執ラレタ態度ト申シマスカ、聲明ト申シマスカ、サウ云フモノガ、甚ダ前後矛盾シタモノガ非常ニ多イノデアリマシテ、私共ハドレガ本當ノ事ナンデアルカ、ドウ云フ組合法ヲ作レバ、今ノ日本ノ國情ニ最モ適シテ居ルト私共ガ信ジテ宜イノカ、其點ニ於テ私共ハ甚ダ迷ヒナキヲ得ナカッタノデアリマス、其私ノ非常ニ迷ヒマシタ點ニ付キマシテ從來ノ經過ヲ簡單ニ申上ゲマスルコトガ、御理解ヲ得ルノニ極メテ宜シイカト思フノデアリマス、勞働組合法ガ政府ニ依ッテ提出サレマシタノハ、今回ヲ以テ三回目ト致シマス、第一回ハ第五十一議會、加藤内閣ノ時デアリマシタ、大正十五年二月十六日ニ法案ガ議會

第一讀會

ニ提出サレマシタ、此時モ勞働爭議調停法
竝治安警察法中改正法律案ガ之ニ先テ出
テ居、タノデアリマス、同年二月十七日カラ
委員會ニ這入リマシテ、三月三日ニ委員會
ハ終了イクシマシタ、然ルニ委員會ニ於キ
マシテ爭議調停法ト治安警察法ダケハ、之
ヲ勞働組合法案カラ引離シテ、サウシテソ
レダケヲ本會議ニ持テ行クト云フ案ガ、憲
政會ノ側カラ出タノデアリマス、私共當時
連繫ニ依テ只今申上ゲマシタ所謂爭議調
停法ト治安警察法ノ改正案ノ二ツノモノ
ガ、勞働組合法案カラ引離サレテ本會議ニ
提出ヲサレタノデアリマス、サウシテ勞働
組合法其モノハドウナツカト申シマスル
ト云フト、十分ニ委員會ニ於テ討議ハ盡サ
レテ居ルニ拘ラズ、到頭其儘暗カラ暗ニ葬
ラレテシマッタノデアリマス、此時ノ所謂政
府提出ノ案モ、其以前ニ社會局ガ發表イタ
シマシタ案トハ非常ニ違、タモノデアリマ
シテ、今回ノ社會局案ト政府提出案ト違フ
ノト同ジヤウニ、非常ニ違、タモノガ議會ニ
出テ來タノデアリマスガ、只今申上ゲマシ
タヤウニ、遂ニ握リ潰シノ運命ニ遭、タノデ
アリマス、其次ハ第五十二議會デアリマス、
若槻內閣ノ時デアリマシテ、此時ニハ昭和二
年三月十日ニ上程サレマシタ、前年ノ案ト
少シモ内容ノ變ラナイ全然同ジモノガ議會
ニ出テ來タノデアリマス、併シ此時ハ非常
ニ期日ガアリマセナカッタ爲ニ、委員會ヲ殆
ド開クコトナシニ其儘ニ議會ヲ終了シテシ
マッタノデアリマス、政府ヨリ提出サレマシ
タコトハ此二回デアリマシテ、其外ニハ第

五十六議會ニ社會民衆黨ヨリ勞働組合法案ガ提出サレタコトガアリマスルガ、是ハ委員付託ノ儘ニ、遂ニ審議サレナカッタノデアリマス、其次ガ今回デアリマス、此度勞働組合法案ガ議會ニ提出サレマスルマデノ經路ハ皆様ノ御承知ノコトデアリマスカラ、今更詳シク申上ゲル必要ハアリマセヌケレドモ、私ガ先ニ申上ゲマシタ質疑ヲ明瞭ナラシムル爲ニハ一ト通り申上ゲル必要ガアルノデアリマス、昭和四年七月ノ十九日ニ、社會政策審議會ガ設置サレマシテ、八月ニ組合法制定ニ關シテ諮問ヲサレタノデアリマス、同審議會ハ十二月七日ニ其意見ヲ答申イタシマシテ、社會局ハ十二月十一日ニ其作成案ヲ發表イタシマシタ、尋デ同月ノ二十日ニ社會局ノ參與ノ議ニ付セラレマシテ、更ニ多少修正ガ加ヘラレマシテ、第二草案ト云フモノガ出マシタ、然ルニ第五十七議會ハ御承知ノ如ク解散ニナリマシタ、第五十八議會ハ臨時議會デアリマシタノデ、是ハ終ニ議會ニ出マセンデシタ、昭和五年……昨年ノ五月ノ頃カラ此勞働組合法ガ此五十九議會ニ提出サレルト云フコトガ稍、確カメラルルニ至リマシテ、一般ニ資本家側ニ於ケル所ノ反對運動ガ段々力強クナツテ來タノデアリマス、五月二十二日ニ工業俱樂部經濟聯盟會共同主催ノ下ニ實業團體ノ會合ガ催サレマシタ、東京、大阪其他ノ代表ガ集テ反對運動ノ對策ヲ協議サレタノデアリマス、六月九日ニハ大阪ニ於テ關西事業家ノ會合ガアリマシテ、全國的反對運動ヲ起スト云フコトノ協議ヲ爲シタノデアリマス、六月十九日ニ安達内相ガ大阪ノ方デアリマスルカ、西ノ方ニ行カレマシタ時ノ汽車中ノ話ノ一節ニ斯ウ云フコト

ガアルノデアリマス、第一、今ニナッテ勢
働組合法案ノ提出ヲ、實業家ノ反對ガアツタ
カヲト云テ止メルヤウナコトデハ、政府ノ
面目ガ立クナイデヤナイカト云フヤウナ
非常ニマア、是ハ此通りノ言葉ヲ言ハレタ
ノカドウカ分リマセヌケレドモ、兎モ角モ、
サウ云フヤウナ強イコトヲ言ハレタト云フ
コトガ新聞ニ出テ居ルノデアリマス、越エ
テ六月二十四日ニ、閣内閣ヲ首相ヲ訪ハ
レマシテ反對ノ意見ヲ述べラレタデアリ
マス、首相ハ會見後ニ斯ウ云フコトヲ言ハ
レマシタ、兩君ノ言ハシタ反對意見ノ中ニモ
相當考慮スル餘地ガアルカモ知レヌガ、マ
ダ議會マデニハ數月アルカラ、ソレ迄ニ大
ニ研究シテ見ル必要ガアル、所ガ六月二十
八日ニ總理大臣ガ議會ニ行カレマスル汽車
ノ中ノ御話ノ一節ニ、(労働組合法案ニ付テ、
最近資本家側カラ意見ヲ聴取シタガ、元來
現ニ發表サレテ居ル所ノ案ハ、社會局限リ
ニ於テ發表サレタモノデアッテ、政府案デモ
又内務省案デモナイ云々、此邊カラ大分形
勢ガ極シタナ、テ來タノデアル

(議長公府徳川家達君議長席ニ復ス)

是マデハ非常ニ強イ主張ガ政府ニ依ッテ爲サ
レテ居、タノデアリマス、此頃カラ段々ニ政
府ノ主張ガ稍、緩和サレテ來タヤウニ、私
共ニハ見エタノデアリマス、越エテ七月一
日ニ内務大臣ノ御話ト云フノガ新聞ニ出テ
居リマシタ、同法案ヲ發表シタノハ世間ノ
各方面ノ反響ヲ見ル爲ダカラ、骨子ハ改廢
シナイガ、社會局デ成文並ニ字句等ノ改廢
ヲスレバ勿論之ニ同意ヲ與ヘル、決シテ原
案通り少シモ修正ヲシナイト固執シテ居ル
ノデハナイ云々、茲ニ至ッテ明瞭ニ社會局
案ガ覆ヘサレト云フコトガ、ハッキリ分ル

ヤウニナッタノデアリマス、昭和五年十二月
二十二日ニ御承知ノ勞資懇談會ト云フモノ
ガ開催サレマシテ、サウシテ資本家側ハ之
ニ參加セラレマセヌ爲ニ十分ニ其目的ヲ實
徹サレマセヌデシタ、越エテ本年ノ一月十
七日ニ内相官邸ニ於テ資本家側ノミノ會合
ガ催サレルコトニナッタノデアリマス、私ノ
第一ノ質問ノ爲ニ只今大體ノ経路ヲ申上ゲ
マシタ、私ハ最初、社會局案ガ發表サレ
マシタ、安達内務大臣ガ非常ニ御決心ヲ以
テ資本家側ノ如何ナル反對ガアッテモ絕對
ニ之ヲ以テ押切ルンダト云フ御意見ガ發表
サレマシタ時ニ、私ハ非常ニ力強ク感じタ
ノデアリマス、然ルニ只今申上ゲマシタヤ
ウニ、段々時ガ経ツニ從テ、ソレガ變化シテ
參リマシテ、サウシテ最後ニハ非常ニ違
モノニナッテ現レテ來タノデアリマス、内相
ノ衆議院ニ於ケル御説明ヲ拜見イタシマス
ト、社會政策會議會ノ意見ヲ聴イテ、ソレ
ノ答申ヲ得テ、其答申ニ依ッテ社會局ニ於テ
原案ヲ作ッテ、サウシテ今度資本家及労働者
兩方ノ意見ヲ聴イテ、サウシテ今度ノ案ヲ
作ッタンダト、斯ウ云フ風ニ御説明ニナッテ
居ルノデアリマスガ、ドウモ私共ノ普通ノ
觀念カラ申シマス、ソレハ順序ガアベコ
ベニナッテ居ルヤウニ私共ニハ思ハレルノ
デアリマス、商工會議所ニシテモ又工業俱
樂部ニシテモ、所謂是ハ民間側ノ團體デア
リ又資本家側ノ團體デアリマス、又労働組
合ニシテモ労働者側ノ團體デアリマス、社
會政策會議會ト云フモノハ、私ガ申上ゲル
迄モナク、所謂當代一流ノ人物ヲ網羅サレ
テ、政府ガ非常ニ信頼ヲシテ、其道ノ偉イ
人方ヲ集メテ御作りニナッタ會デアリマス、
此會ノ答申ヲ先ヅ聽カレテ、サウシテ内務

省ノ一局デアアル所ノ社會局ト云フ、此労働
問題ニ付テハ最モ詳シイ所ノ當局ノ方ニガ
立案スル、私ハソレガ最後ノモノデアアルベ
キモノデハナカラウカト思フノデアリマス、
社會政策會議會ノ意見ヲ聴イテ社會局
ガ原案ヲ拵ヘテ、ソレカラ後ニ今度外ノ
人ノ意見ヲ聴イテ、外ノ人ノ意見ニ依ッテ、
ソレヲ變改スルコト云フ、斯ウ云フコトハド
ウモ私共、順序ガ間違、テ居ルヤウニ思フノ
デアリマス、一般ノ労働者側ナリ資本家側
ナリノ意見ヲ參考ニシテ、サウシテ答申ヲ
基ニシテ社會局ニ於テ原案ヲ作ラレト云
フノデアレバ、私共ハソレガ本當ノ途デハ
ナカラウカト思フノデアリマス、唯、是ハ
一昨年ノ問題デアリマスルカラ、昨年一パ
イ晒シ物ニシテ置イタノダ、世間ニ之ヲ問
フ者シタト、斯ウ内務大臣ハ言ハレテ居リ
マスガ、若シ社會局ノ案ト云フモノヲ單ニ
原案トシテ草案トシテ社會ニ之ヲ問フンダ
ト仰シヤラレルナラバ、ドコ迄モアノ案ヲ
固執シテ、アレバドシナニ反對ガアッテモ押
通スンダト云フヤウナコトヲ仰シヤッテ下
サラナカッタ方ガ宜カッタ私ハ思フノデア
リマス、私共ハ内務大臣ガ社會局ノ案デ押
通スンダ、斯ウ云フ風ニ力強ク仰シヤルモ
ノデアリマスカラ、アノ社會局案ト云フモ
ノガ一番宜イシタト、私共ハ深く信ジテ居
タノデアリマス、所ガ後ニナッテ段々ソレガ
周圍ノ意見ニ依ッテ改變サレテ行クト云フ
コトデアルト、一體ドウ云フ案ヲ作レバ今
日ノ日本ノ社會ニ一番能ク當嵌マルカト云
フコトガ、サババ分ラナクナッテシマッタノ
デアリマス、私ハ内務大臣ニ御尋ネシタイ
ノハ、ドウ云フ案ガ今ノ日本ノ現狀ニ一番
適スルノカト言ヘバ、ソレハ今提出シタ案

ガソレデアルト、キツト御答ヘナルニ違ヒ
ナイト思フノデアリマス、併シ只今申上ゲ
マシタヤウニ、今迄ニ是ガ宜イノダト云フ
ヤウナ御意見ヲ仰シヤッタコトガ幾ラモア
ルノデアリマシテ、ドレガ本當ヤラ私ニハ
分ラナイノデアリマス、ドウゾ實際ニ……
議會ニ御提出ニナッタノハ此案デアリマス
ガ、本當ノ御眞意ハ何處ニアルノデアリマ
スカ、只今ノ藤原サンノ御質問ニ對シテモ隨
分強イ御答辯ヲナスツタヤウデアリマスカ
ラ、ドウゾ本當ノ内務大臣ガ御考ヘニナッ
テ居ラシヤル……今度ノ案ハ是ハ色々ノ事
情カラ斯ウ云フモノヲ出シタガ、本當ノ自
分ノ考トシタハ、モット斯ウ云ツタヤウナモ
ノガ適當デアルト信ズルト云フヤウナ、本
當ノ御氣持ヲ聞カシテ載ケレバ非常ニ仕合
セデアリマス、第二ニ伺ヒタイコトハ多少
法案ノ内容ニ涉ッテ、甚ダ御迷惑ト思ヒマス
ガ、極ク簡單ニ申上ゲル積リデアリマス、ソ
レハ先ヅ先程モ大分問題ニナリマシタガ、
第一條デアリマス、第一條ノ所謂労働組合
ノ目的ト云フモノハ労働條件ノ維持改善ト
云フコトニ初メハナッテ居、タノデアリマ
ス、社會局ノ發表イタシマシタ案ニ依リマ
スルト、労働組合法ノ目的ハ所謂労働條件
ノ維持改善ト云フ點ニアッタノデアリマス、
サウシテ所謂共済デアルトカ、共同ノ利益
増進デアルトカ云フヤウナコトハ、是ハ第
二義的ノモノニナッテ居リマシテ、ヤリタケ
レバヤルシ、ヤリタケレバヤラナイデ
モ宜イ、斯ウ云ツタヤウナ仕組ニ社會局ノ案
ノ第一條ハ出來テ居、タノデアリマス、所ガ
今度ノ案ニ依リマスと云フト、労働條件ノ
維持改善ト同時ニ所謂共済、修養ト云フ
ヤウナ方面ヲ同時ニ行ハナケレバ労働組合

官報號外 昭和六年三月十九日 貴族院議事速記第三十四號 労働組合法案外一件 第一讀會

ニナラナイ、勞働組合法ノ目的ト云フモノ
ノ中ニ、サウシタ共濟トカ修養トカ云フヤ
ウナコトヲ必ズシナケレバナラヌト云フヤ
ウナ規定ニナラナイアリマス、是ハ私最初
ニ申上ゲマシタヤウニ、勞働組合法デナケ
レバ私決シテ之ニ文句ヲ申スモノデハアリ
マセヌ、ソレハ勞働組合ト云フ所謂勞働者
ノ團體ニ於テ修養ノ爲ニ何カシヤウトモ
共濟ノ爲ニ何カシヤウトモ、決シテソレヲ
答ムモノデナイノデアリマス、ケレドモ勞
働組合法ト云フ名前ヲ冠シテ出ス以上ハ、
其目的ハ明瞭デナケレバナラヌト思ヒマ
ス、勞働組合法ノ目的ト云フモノハ勞働條
件ノ維持改善ト云フノガ、是方最小限デア
リマス、初メノ社會局ノ案ノヤウニ、其目
的ヲハハキリ茲ニ明示シテ、サウシタ共濟
トカ或ハ共同ノ利益増進トカ、修養トカ云
フヤウナコトハ、是ハ任意ニ之ヲ行ハシメ
ルト云フコトニナルノガ本當ダト私ハ思フ
ノデアリマス、然ルニ今度ノ法律ニ依リマ
スルト云フト、是非トモソレヲシナケレバ
ナラナイ、斯ウ云フ風ニ規定セラレテ居ル
ト云フコトハ、勞働組合法ト云フモノノ
本質ガ可ナリ曲ゲラレテ居ルト私ハ思
フノデアリマス、サウ云フ事ヲヤッテイ
ケナイト云フコトハ決シテナイノデアリ
マス、ケレドモ、勞働組合法ノ目的ト云フ
モノハ勞働條件ノ維持改善ト云フ風ニ
明瞭ニ示シテ、唯ソレニ斯ウシタ仕事ヲ爲
シ得ルト云フ、初メノ社會局ノ案ガ最も適
當ナモノデナカラウカト私ハ思フノデアリ
マス、何故ニ之ヲ御變改ニナラナイデアリ
マス、其點ヲ伺ヒタイノデアリマス、又産
業別職業別ト云フコトニナラニテ居リマスガ、
是モ先般藤原サンカラモ御質問ガアリマシ

テ大分御答アッタノデアリマスガ、内務大
臣ハ、先達、何カノ時ニ私ハ伺ヒタノデアリ
マスガ、ソレハ現在ノ日本ノ勞働組合ノ傾
向ト云フモノガ、大體ニ於テ産業別、職業
別ニナリツ、アルノダ、又將來ノ勞働組合
ハ、皆シナ産業別、職業別デ行カケレバ
イケナイト云フ風ニ自分ハ信ズルカラ、其
意味ニ於テ此規定ヲ設ケタノダト云フ風ノ
御話ガアッタノデアリマス、只今藤原サンノ
御話ヲ伺ヒテ居リマシ、何カ資本家側ノ意見
ガ通、テ是ガ改正サレタノダト云フ風ニ、私
ノ聞誤リカモ知レマセヌガ、サウ云フヤウ
ナ御話モアッタヤウデアリマスガ、私ハ産業
別、職業別ノ組合ガ決シテナイト云フノデ
ハアリマセヌシ、又ソレガ惡イト決シテ言
フノデアリマセヌケレドモ、一方ニ於テ
一般的ノ、現在存在スル所ノ組合ヲ御認ニナ
ル以上ハ、産業別、職業別デナイ一般組合
デアッテモ差支ハナイト云フ御考ガナイ譯
デハナカラウト私ハ思フノデアリマス、産
業別、職業別ノ組合モ之ヲ認メ、サウデナ
イ、一般組合ト云フモノモ同時ニ御認ニナ
テ、自由ニソレヲ選擇セシメルト云フコト
ニ何等私ハ支障ハナイト思フノデアリマ
ス、殊更ニサウ云フ産業別デナケレバナラ
ヌトカ、職業別デナケレバナラヌトカ云フ
風ニ、限定爲サル必要ガナイヤウニ私ニハ
考ヘラレルトデアリマスガ、此點ハ何カ特
別ノ理由ガアルノデアリマセウカ、ソレニ
付テ伺ヒタイト思ヒマス、此一係ノ資本家
側ノ反對ノ理由ノ中ニ、所謂階級闘争ヲ激
成スル……階級觀念ヲ強クシテ、階級闘争
ヲ激成スルト云フコトニ付テ、非常ニ御反
對ノ聲ガ高クアッタヤウデアリマス、私ハ此
第一條ト云フモノハ、殊更ニ階級觀念ヲ明

瞭ニシテ、サウシテ階級闘争ヲ激成スル目
的デ以テヤルナラバソレハ宜シクナイコト
ダト思ヒマス、ケレドモ、私ハ階級闘争ト
云フモノガ全然無クナシテヘルモノデア
ル、斯ウシタ法律ノ條文ガアッテモナクテ
モ、サウ云フヤウナモノガ、一體全體無ク
ナルト云フコトニハ、私ニハ考ヘラレナイ
ノデアリマス、私ハ決シテ階級闘争ガ原則
ダトモ思ヒマセヌシ、又階級闘争ガ善イコ
トダトモ思フノデアリマセヌ、ケレドモ
何人モ今日ノ社會ヲ見テ、ソコニ階級闘争
ノ事實ガアルト云フコトヲ否定スル者ハナ
イダラウト思ヒマス、利害ノ相反スル所
者ガ存在スル時ニ、其間ニ争ガ生レルト云
フコトハ、是ハ已ムヲ得ナイコトデアッテ、
ソレガ善イトカ惡イカト云フコトヨリハ、
事實デアルモノヲ如何トモスルコトガ出來
ナイト思フノデアリマス、私ハ此第一條ノ
規定ト云フモノガ、殊更ニサウシタ階級闘
争ヲ激成スルトカ、階級觀念ヲ深クスルト
カ云フヤウナコトハ決シテナイト私ハ信ズ
ルノデアリマス、前ニ申上ゲタ所謂産業別、
職業別ニ何故シテ、一般組合ト云フ風ニ自
由ニ選擇ヲ許サナイノデアリマス、サウ
云フ此第一條ニ付キマシテハ、勞働條件ノ
維持改善ト、修養、共濟ト云フヤウナモノ
ト是非一緒ニシナケレバナラヌカ、此二ツ
ノ點ニ付テ御尋ヲ致シタイノデアリマス、
其次ニ伺ヒタイノハ第十二條デアリマス、
第十二條ト申シマスハ、御承知ノ通りニ、
組合ガ政治運動ニ對シテ金ヲ出シタリ又政
治運動ノ爲ニ、組合員カラ金ヲ集メテハイ
ケナイ、斯ウ云フ規定ガ第二十條ニアルノ
デアリマス、此規定ハ從來ノ勞働組合法案
ニハ一度モナカッタ規定デアリマシテ、今度

ノ法案ニ初メテ是ハ挿入サレテ來タモノデ
アリマス、唯資本家側ノ方ニ、勞働組合
法ニ對スル反對意見ノ中ニ、組合ノ政治運
動ヲ禁止スル必要ガアルト云フノガ出テ居
ルノデアリマス、又勞働者側ノ、政治行動ニ
對スル禁止ノ、所謂資本家側ノ意見ニ對シ
テ反對ノ意見モ出テ居ルノデアリマス、私
ハ勞働組合ト云フモノガ、其組合員カラ金
ヲ集メルカ、或ハ組合ノ金ヲ支出シマシテ、
サウシテ政治運動ヲヤル、政治行動ニ這入
ルト云フコトハ宜クナイ、私ハ是ハ寧ロ反
對ノ意見ヲ持テ居ルノデアリマス、今日勞
働組合ト云フモノガ幾ラ經濟組合ガカラト
申シマシテ政治的の方面ニ這入スルコトナシ
ニハ勞働階級ノ利益ガ増進サレルモノデハ
ナイノデアリマス、是ハ私ガ申上ゲル迄モ
アリマセヌ、デアリマス、今日ノ所謂
勞働團體ト云フモノガ、皆一方ニ於テ無産
政黨、所謂勞働政黨ト云フモノヲ持テ居
テ、其政黨ヲ通シテ政治行動ニ依テ勞働階
級ノ利益ヲ増進シテ居ルト云フコトハ事實
ナノデアリマス、勞働組合ヲ一方ニ認メタ
カラト云フテ、其勞働組合ニ政治行動ヲスル
コトヲ不可ナラシメルノデアルナラバ、決
シテ勞働者ノ利益ヲ増進スルコトハ出來ナ
イト思ヒマス、併シ内務大臣ノ御説明ニ依
リマスルト、決シテ政治行動ヲ嚴禁スルノ
デモ制限スルノデモナイ、唯ソレニ向テ金
ヲ出シタリソレガ爲ニ金ヲ集メタリスルコ
トガイケナイノダ、ソレダケヲ禁ジタノデ
アッテ、勞働、所謂無産政黨ニ這入ルコトヲ
決シテ禁ジテモ居ナケレバ政治運動ヲ禁ジ
テ居ルノデモナイ、斯ウ云フ風ニ御答ニナ
スルケレドモ、金ガナケレバ何ノ仕事モ

出來ヤシナイノデアリマシテ、所謂無產政黨ト云フモノハ、所謂勞働組合ト云フヤウナ經濟組合ヲ通シテ金ヲ集メナケレバ、所謂無產政黨ノ金ト云フモノハ決シテ出來ルモノデハナイト私ハ思フノデアリマス、私ハ無產政黨ト云フモノガ、此勞働組合ヲ通シテ金ヲ集メテ、其金ニ依テ、所謂選舉モヤルト云フコトノ方ガ、公明正大デ以テ、本當ニ政治ヲ清淨ナラシメル所以デアルト私ハ思フノデアリマス、今日ノ既成政黨ニ付テ御覽ニナレバ一番明瞭ニ分カルデハアリマセヌカ、今ノ……私ハ知リマセヌガ、今ノ世間ノ聲ヲ聽キマス云フト、現在ノ日本ノ既成政黨ニハ其弊害ガ澤山アルト世間デハ言テ居リマス、所謂政治上ノ弊害トハ然ラバ何デアアルカト云ヘバ、ソレハ多クハ金ニ關係シテ居ルデハアリマセヌカ、所謂選舉費ガ何處カラ出ルカ分ラナイ、斯ウ云フヤウナコトガ色ミ政治上ノ問題トナリ、社會ノ疑惑ヲ招ク原因トナテ居ルト私ハ思フノデアリマス、政黨ガアツテモ、黨費ヲ皆カラ取テ居ル、政黨デ以テ黨員ガ黨費ヲ納メテ居ル政黨ト云フモノハ、幾ラモナイデアリマセウ、而モ選舉ノ時ニハ莫大ニ所ノ金ガ要ルトスレバ、其金ハ一體何處カラ出テ居ルノダト云フヤウナコトガ、政治ニ關シテ何時モ疑惑ヲ惹起ス原因ニナテ居ルト私ハ思フノデアリマス、無產政黨ガ其勞働組合ヲ通シテ組合員カラ金ヲ集メル、或ハ其ノ組合ノ金ヲ使テ政治運動ヲスルト云フコトナラバ、此組合ヲ取締ルト云フ點カラ言テ、政治方面ニ如何ナル金ガ使ハレ、ドウ云フ所カラ金ガ這入ルカト云フコトガハ、キリスルノデアリマスカラ、此點ハ、所謂金ニ依ル所ノ政黨ノ腐敗ト云フ

モノハ、ハッキリ之ヲ防グコトモ出來ルシ、之ヲ明瞭ニスルコトガ出來ルト思フノデアリマス、所謂勞働組合、勞働者ノ爲ニ、其利益ヲ増進スル手段トシテ政治行動ガドウシテモ必要デアルト假リニ致シマシタナラバ、正々堂々ト、所謂政治行動ガ執レルヤウナ途ヲ與ヘルコトガ、寧ろ無產政黨ヲ墮落セシメルヤウナコトガナイト私ハ信ズルノデアリマス、其意味ニ於テ私ハ之ニ反對ヲスルノデアリマスルガ、政府ニ於カレテハ何ガ故ニ斯ウ云フヤウナ條文ヲ入レテ、此事實上政治運動ガ出來ナイヤウナコトニサレタノデアリマスルカ、其點ニ付テ私ハ伺ヒタイト思フノデアリマス、其次ニ伺ヒタイノハ第十三條デアリマスガ、第十三條ト申シマスノハ、御承知ノ通りニ組合員デアアルカラト云フ理由ニ依テ解雇スルコトガ出來ナイ、又組合ニ加入シナイ、或ハ組合カラ脱退スルコト云フコトヲ雇傭條件トスルコトガ出來ナイ、此規定デアリマス、之ハ資本家側ノ可ナリ酷イ反對ガアツタニ拘ラズ、政府案ハ之ヲ守テ削除サレナカタノデアリマス、政府デ説明セラレル如ク、此條文ヲ除イタナラバ、勞働組合法ノ制定ノ趣旨ト云フモノハ丸ッキリナクナテシマフ、勞働組合ニ這入ラナイト云フコトヲ條件ニシナケレバ雇ハナイ、サウ云フヤウナコトヲ許シタナラバ、勞働組合ト云フモノガ出來タカラト云テ、少シモ勞働者ノ利益ニハナラナイカラ、此規定ダケハ如何ナル反對ガアツテモ削除スルコトハ出來ナイト、斯ウ云フ意味ニ於テ政府ハ之ヲ支持サレテ來タノデアリマス、此點ハ非常ニ結構ナンデアリマスガ、之ニハ所謂罰則ガナイノデアリマス、ズット以前ノ……一番初メノ社會局ノ

案ニハ之ニ罰則ガ附イテ居リマシタ、故ニ只今ノ規定ニ背キマシタ場合ニハ五百圓以下ノ料ニ處スト云フ罰則ガ附イテ居タ、所ガ其後ノ法案ニハ此罰則ヲ取ラレテシマヒマシテ、今度ノ法案ニハ只今申シ上ゲタ所ノ規定ニ違反スルヤウナ契約ヲ結ンデモソレハ無効ダト云フ但書ガ附イテ來タノデアリマス、罰則ヲ附ケルノハ酷イ、併シナガラ罰則ヲ附ケナクテ、サウ云フヤウナ條文ニ背イタ契約ヲシタモノハ無効ダト云フコトニシテ置ケバ事實ノ上ニ於テ結果ハ同ジデヤナイカト、斯ウ云フ風ナ説明ヲサレルカモ知レマセヌケレドモ、之ハ非常ニ結果ガ違フト私ハ思フノデアリマス、組合員タルノ故ヲ以テ解雇スルコトガ出來ナイトカ、或ハ加入シナイト云フコトヲ條件ニシテ契約ヲスルト云フコトハイケナイト、斯ウ云フコトニナテ居リマスルト、例ヘバ假ニ此處ニ一人ノ勞働者ガアツテ、失業シタ、困テ居ル、サウ云フ場合ニ或ル工場ニ私ヲ雇テ下サイト云フコトヲ頼ミニ行タ場合ニ、御前ハ勞働組合ニ加入シナイト云フ約束ヲスルナラバ雇テヤラウ、斯ウ云フコトヲ假ニ工場主ノ方デ申シタ場合ニ、ソレハモウ斯ウ云フ際デアリマスカラ如何ナル條件デモ聞キマス、勞働組合ナドニハ決シテ這入リマセヌカラドウゾ雇テ下サイト云テ、其條件ヲ承諾シテ茲ニ雇ハレタト致シマス、此法律ガ出來上ラタ曉ニ、若シ其處ニ罰金ト云フ所謂五百圓ト云フ料ニ處スト云フ罰則ガ附イテ居リマスカラバ、サウ云フ契約ヲシテ這入ラタ職工ガアタ場合ニハ、直ニ組合カラ之ヲ發イテ行ク、オ前ノ所ノ工場テハ斯ウ云フ規則違反ノコトヲシテ職工ヲ雇テ居ルチヤナイカ、斯ウ

云フコトヲ發カレバ、罰則ガ附イテ居リマスカラ法律ニ觸レルノデアリマス、デスカラ此罰則ガアリマスレバ、サウ云フコトハ、此法ヲ破テモサウ云フ契約ヲ結ブト云フコトハ防グルト思ヒマスケレドモ、唯無効ダト云フコトデハ何モナラナイト思フ、若シサウ云フ契約ヲシテ這入ラテ居ル職工ガアタ場合ニ、組合ノ方カラサウ云フ契約ハイケナイデヤナイカ、法律ニ違反シテ居ルデハナイカト突込ンダ場合ニ、ソレハ無効ダト言ハレ、バ、雇ハレタ職工ガ失業スルト云フ以外ニハ何モノモナイノデアリマス、ソレニ依テ工場ノ方、雇主ノ方デハ何等ノ痛痒ヲモ感ジナイ、要スルニヤタ契約ガ無効ナリト云フコトニナレバ職工ガ雇ハレナイト云フコトニナルヨリ以外ニ何モノモナイノデアリマスカラ、雇傭者ノ側ニハ何等ノ痛痒モナイ、ダカラ罰則ガアルト、無効ノ規定ガアルトデハ、同ジヤウデハアルガ、實ハ非常ニ違フト私ハ思フノデアリマス、私ハ斯ウ云フヤウナ根本ノ規定ガ設ケラレテ居ルト云フコトソレ自體ハ非常ニ結構デアリマスケレドモ、ソレガ事實ニ於テ役ニ立ツカ立タナイカニ依テ非常ナ違ヒガアル、只今申シ上ゲタヤウニ事實ノ上ニ於テ效力ガナイ、條文ダケハ非常ニ綺麗デアツテモ私ハ大シテ所謂勞働階級ノ利益ニハナラナイト思フノデアリマス、此法案ノ中デ世間デ問題ニナテ居ル條文ガモウ一ツアルノデアリマス、ソレハ今度ノ法案ニハ這入ラテ居リマセヌガ、社會局ノ原案ノ第十三條ニ所謂免責規定ト云フモノガゴザイマシテ、之ハ爭議ニ依テ損害ヲ與ヘタ場合ニ、所謂組合側幹部側ニ於テ其損害ヲ賠償スルト云フ責任ハナイノダト、所

ノヤウニ互フテ甚ダ恐縮デアリマスガ、私
ノ今ノコトニ付テ御伺ヒシタイノハ、先程
ノ内務大臣ノ言葉ヲ朗讀イタシマシタガ、
之ニ依テ所謂勞働階級及ビ其背後ニ居ル
所ノ多數ノ大衆ノ思想ヲ善導スルノダト仰
シヤイマシタ、或ル所ヲ拜見スルト、ソレ
ガ殆ド此勞働組合制定ノ根本ノ目的デア
ルカヲ如クニモ仰シヤテ居ルノデアリマ
ス、若シソレ程重大ナモノデアルト致シマ
シタラバ、此組合法デハ恐ラク其目的ハ
達セラレナイト私ハ考ヘマスガ、本當ニ内
務大臣ハサウ云フコトヲ信ジテオ居デニナ
ルノデアリマセウカ、若シ信ジテオ居デニ
ナルトスルナラバ、現在ノ日本ノ大衆ノ思
想ト云フモノニ對シテ、ドウ云フ風ニ御理
解ニナッテ居ルノデアリマスカ、其點ヲ伺ヒ
タイト思フノデアリマス、只今ノ所ニ關聯
シテ一言申述ベタイト思フノデアリマス
ガ、先日來此思想問題ト云フモノガ色ミナ
方面デ論議ヲ重ネラレマシテ、豫算分科豫
算總會ニ於キマシテモ、内務省文部省方面
ニ於キマシテハ、殊ニ此思想問題ガ非常ニ
論議サレタデノアリマス、トコロガ私ハ今
ノ思想問題ノ取扱ヒ方ガ、ドウモ皆間違テ
居ルト云、テハ甚ダ失禮デアリマスガ、居ル
ノデハナカラウカト云フ節ガアルノデアリ
マス、ソレハ丁度今日ノ所謂サウシタ多少
進ンデ居ル所ノ思想ト云フモノヲ、何カ病
氣ノ微菌ト同ジヤウニ考ヘテ御居デニナル
ノデヤナイカ、何カ思想ガヨソノ國カラ日
本ニ這入テ來ルト云フコトヲ、丁度上海
カラ東京神戸アタリニ「ベスト」ヤ「コレ
ラ」ガ這入テ來ルノト同ジヤウニ考ヘテ
居ルノデヤナイカ、チヨットソレニ觸レバ、
非常ニ熱デモ出ルト云フ風ニ、所謂今日

ノ非常ニ進歩シタ思想ト云フモノヲ、
危險思想ヲ、モノダ、危險ダト云フ風ニ
考ヘテオ居デニナルノデヤナイカ、サウ
シテソレニ對スル所ノ態度ト云フモノ
ガ、唯何デモ取締レバ宜イノダ、斯ウ云フ
モノニ引掛、タモノハ、カ箱ノ中ニ入レテ
シマッテ、サウシテ何デモ彼デモサウ云フ
モノヲ撲滅スレバ宜イト云、タヤウナ、所謂
無暗ニ棒切ヲ持、テ鼠ヲ追廻スト云フコト
ヲ繰返シテオ居デニナルノデヤナイカ、ド
ウシテ取締ラナイノダ、ドウシテ善導シナ
イノダ、唯ソレナラバ、明ケテモ暮レテモ
ソレバカリヤテ居ラレルヤウナ傾キガア
ルノデヤナイカ、私ハ思想問題ト云フモノ
ハ、サウ云フコトデ決シテ解決サレルモノ
デモナケレバ、善導サレルモノデモナイト
考ヘルノデアリマス、ソレハ先程モ申上ゲ
マシタ、所謂此思想問題ト云フモノハ、經
濟ニ關係ガアリ、今日ノ經濟組織カラ來テ
居ル、平タク言ヘバ、所謂今日ノ日本ノ產
業ト云フモノガ、生産ニ重キヲ置カレ過ギ
テ、分配ト云フモノガ割合ニ輕ンゼラレテ
來タ、所謂分配ノ不公平ト云フコトカラ、
生活問題、失業問題、サウ云フモノヲ生シ
ダ爲ニ、此思想問題ハ生レテ來テ居ルト、
私ハ信ズルノデアリマス、唯無暗矢鱈ニ思
想ヲ持、テ居ル者ヲ追ヒ廻ハスト云フコト
デ、決シテ是ハ解決スルモノデハナイノデ
アリマス、其證據ニハ、是ハ少シ極端ナ例
カモ知レマセヌガ、所謂過激思想ヲ持、テ
居ル所ノ人トシテ、世ノ中カラ注目ヲ受ケ
タ人ノ中ニハ、決シテ内ガ貧乏デア、テ食
ヘナイト云フ所ノ家庭ノ人バカリデハアリ
マセヌ、又地位身分ノ低イ方バカリデハア
リマセヌ、隨分中ニハ立派ナ家庭ノ方ガア

ル、立派ナ地位ノ身分ノ家ノ息子サンガア
ル、何等不自由ノナイ、生活ノ不自由モナ
ケレバナンニモナイトコロノ家庭ノ方デモ
所謂サウシタコロノ思想ヲ有ツトコロノ
人ガ現ハレテ來ル、ナゼ出ルノダ、私ハ其
處ニ考ヘベキ一ツノ點ガアルト思フノデア
リマス、是ハ所謂社會ノ不正義ニ對スル、
正義デナイトコロノ社會ニ對スル一ツノ義
憤デアルト私ハ思フノデアリマス、理論的
カテ來タルモノモアリマセウ、又今日ノ社
會ニ於テ非常ニ不公平ナル分配ガ行ハレ
テ、一方ニ非常ナ富ンデ居ル者ガ出來レバ
一方ニ非常ニ貧シイ者ガ出來ル、失業者ガ
出來テ、食ヘナイ者ガ出ル、此今日ノ社會
狀態ニ對スル一ツノ義憤ト云フモノガ、サ
ウシタ満足ナ家庭ニ生レタコロノ青年ヲ
シテ、純眞ナ青年ヲシテ、サウ云フ精神ヲ
懷カシメルヤウニナッタノダト、私ハ考ヘル
ノデアリマス、從テ私ハ此思想問題ト云フ
モノガ單ニ今日ノ、只今申上ゲタヤウナ勞
働組合法、此程度ノ勞働組合法ヲ作ラレル
ト云フヤウナコトニ依、テ、或ハ内務省ヤ文
部省邊リノ御方針ニ依、テ、是ハ決シテ解決
サレルモノデナイト云フコトヲ固ク信ズル
者デアリマス、然ラバドウ云フ方面ニ手ヲ
染メレバ此解決ノ途ガアルカ、是ハ非常ニ
大問題ダラウト思ヒマスルガ、先日……大
藏大臣ガ御出席デアレバ私ハ伺ヒタイト
思、タノデアリマスガ、先日衆議院ノ何カノ
委員會ニ於キマシテ、委員會ガ始マリマス
ル前ニチヨット時間ガアッタ、其時ニ大藏大
臣ガ淺原健三君ト資本主義ト社會主義ノコ
トニ付テ論議サレマシタ、其事ガ新聞ニ出
テ居、タノヲ私ハ拜見シタノデアリマス、大
藏大臣ノ御言葉ニ、淺原君ハ資本主義ハ崩

壊スルト云、テ居ルケレドモ、自分ハ資本
主義ガ崩壊スルトハ思ハナイ、唯併シ資本
主義ガ多少ノ改訂ヲサレルモノデアルトハ
考ヘラレルケレドモ、崩壊スルモノデハナ
イト、斯ウ云フコトヲ大藏大臣ガ御話ニナ
タト云フコトヲ新聞デ拜見シタノデアリマ
ス、私ハ大藏大臣ニ御伺ヒシタイノハ、大
藏大臣ノ所謂資本主義ト云フモノノ今日ノ
經濟組織ガ、何等カノ點ニ於テ改訂サルベ
キモノデアルト御考ヘニナ、テ居ル、其點ニ
付テ、私ハ伺ヒタカ、タノデアリマス、私ハ
今日ノ思想問題ヲ解決スル爲ニハ、或ル程
度マデサウシタ根本義ニ多少觸レルト云フ
コトデナケレバ、私ハ此問題ノ解決ハ可成
リ難シイト云フ風ニ考ヘルノデアリマス、
英吉利ハ社會政策ノ爲ニ非常ニ多額ノ費用
ヲ使、テ居ルヤウデアリマス、若シアレダケ
ノ社會政策ノ費用ヲ日本ノ財政デ使ハナケ
レバナナイヤウナコトニナッタナラバ、日本
ノ國ハ潰レテシマフノダト云フコトヲ、或
ル人ガ言ヒマシタガ、英吉利ハ色ミナコト
ノ社會政策ノ爲ニ金ヲ使、テ、今日デハモウ
非常ナ多額ノ費用ヲ社會政策ノ爲ニ使、テ
居ルノデアリマス、一方ニ資本主義ノ經濟
組織ニ依、テ資本家ガ澤山ノ利益ヲ得テ、其
資本家ノ利益ニ對シテ段々重イトコロノ稅
ヲ課シテ、ソレカラウント稅ヲ取、テ、サウ
シテ其税金ヲ以テ、所謂社會政策ト云フモ
ノヲヤッテ居ルト云フノガ英吉利ノ現狀デ
アリマス、其英吉利ハ果シテ將來ドウ云フ
望ミガアルカ、殆ド行詰、テ居ルンデヤナイ
カト云フ風ニ言ハレテ居ルノデアリマス、
從、テ所謂自由競争主義デアアル所ノ資本主
義ニ依、テ、イクラデモ金ハ儲ケラレルナラ
バ、勝手ニ儲ケテ宜シイ、斯ウ云フ風ニシ

テ置イテ、其儲ケタ金ヘ持テ行テ税金ヲ
ウシドカケデ、其税金ニ依テ一方ニ社會
政策的施設ヲ無暗矢鱈ニシドシスル、斯
ウ云フヤリ方ガ果シテ宜イノデアルカ、或
ハ又一方ニ於テ多少ノ制限ヲ加ヘマシテ、
無暗ニ利益ヲ得ルト云フコトニ多少ノ制限
ヲ加ヘマシテ分配ヲ公平ナラシメテ、寧ロ
社會政策ニ金ヲ使フコトヲ輕減スルコトノ
方ガ利巧デハナイカ、此二ツノ途ガ我等日
本ノ將來ニ横ハテ居ル所ノ一ツノ途デハ
ナイカト私ハ思フノデアリマス、話ガ大分
意見ニ互リマシテ又甚ダ外レマシテ恐縮デ
アリマシタ、私ノ御尋イタシマシタコトハ
甚ダ明瞭ヲ缺イテ居タカモ知レマセヌガ、
最初ノ勞働組合法ノ制定ニ至リマス迄ノ政
府ノ執ラレタ態度ニ對シテ私ハ多少ノ疑ガ
アリマス、甚ダ明瞭ヲ缺ク點ガアリマスノ
デ、安達内務大臣トシテ果シテドウ云フ組
合法ヲ制定スルコトガ最モ理想的デアッテ
宜シイノカト云フコトニ付テ、腹藏ナイ御
意見ヲ伺ヒタイト思ヒマス、ソレカラ法文
ノ第一條、第十二條、第十三條竝ニ社會局
案ノ十三條ト云フコトニ付テ何故ニサウ云
フ法律ヲ或ハ挿入シ或ハ削除セラレタカ
ト云フコトノ理由ヲ承リタイト思ヒマス、
最後ニ只今申上ゲマシタ勞働組合法制定ニ
依ッテ思想ノ善導ヲスルンダト、斯ウ云フ風
ナコトヲ内務大臣ハ言明サレマシタガ、此
組合法ニ依テ果シテ思想ノ善導ガ出來ルモ
ノデアルカドウカト云フコトニ對シマシ
テ、私ハ多少ノ疑ガアリマスノデ、政府ノ
御所見ヲ質シマシタ次第デアリマス

【國務大臣安達謙藏君演壇ニ登ル】

○國務大臣(安達謙藏君) 只今有馬伯爵ノ
御質問ニ對シマシテ御答イタシマスガ、第

一ハ此法案ヲ制定イタシマシタ所ノ沿革ニ
付テノ御話デアリマシタガ、從來政府ガ執
リタル所ノ態度ニ付テ前後矛盾シタル所ガ
多イデハナイカト云フ御言葉デアリマシタ、
今回ガ三回目デアアル云々ト云フ御話デアリ
マシタガ、成程憲政會ノ時代ニ出シマシタ
コトカラ數ヘマスト三回ニナリマス、併シ
民政黨ト致シマシテハ此度ガ初メデアリ
マスガ、私曩ノ憲政會員トシテ此二回出シ
マシタ時ニモ關係イタシテ居リマスガ、其
時ノコトト今日ノコトト何等關係ハゴザイ
マセヌト云フコトヲ申上ゲテ置キマス、此
度ノ案ヲ提案イタシマスルニ付キマシテ
ハ、有馬伯モ種々御疑念ガアルヤウデアリ
マシタガ、實際ニ於キマシテ私先刻モ大要
御話イタシマシタガ、何等蟬リノアルコト
デナクシテ、虚心坦懷ニ真相ヲ話シテ居ル
ノデアリマシテ、最初社會政策審議會デハ、
現内閣ガ出來マシテカラ六箇月間ヲ期シテ
審議ヲ致シタノデアリマス、サウシテ一通
リノ案ヲ得マシタ、得マシテ普通申シマシ
タラバ、斯カル審議會ノ答申ニ依ッテ社會局
ガソレヲ基礎トシテ立案イタシマシタナラ
バ、其草案ハ秘密ニシテ置クガ普通ダラウ
ト考ヘマスガ、ソレヲ社會局デ草案ガ出來
ルヤ否ヤ直チニ之ヲ世間ニ公表イタシマシ
テ、サウシテ輿論ニ問ウテ見ダノデアリマ
ス、其後議會ガ解散ニナリマシテ遂ニ提案
スルニ至ラナカッタノデアリマスガ、其前後カ
ラ私ガ大阪アタリニ參リマス車中談話トカ
東京アタリデモ度々聞カレタコトガアリマ
スガ、色々新聞ノ記事ニ付テノ御話モアリ
マシタガ、私一々ソレヲ辯解イタシマセヌ
ガ、一度モ絶對ニ之ヲ此社會局案デ押切ル
トカ、固ク執ッテ押通スト云フ言葉ヲ使ッタ

コトハアリマセヌ、茲ニ社會局案トシテ出
來テ居リマス以上ハ、ソレハ世論ニハ問ウ
テハ居リマスモノノ、私當局者ト致シテ此
案ハココヲ修正スルトカ、ココヲドウスル
トカ言フヤウナコトハ輕率ト考ヘマス、若
シ正面カラ尋ヌル人ガアツタナラバ、現在今
迄ニ於テハ現在社會局案デ行クト云フコト
ガ是ハ當然ノコトト思ヒマス、又折角出來
タモノヲ、世論ニ問フテ居ルノヲ、ソレガ
ドノ點ガ宜シクナイ、此點ハ宜シクナイト
云フコトヲ主管大臣ガ批評スルト云フコト
ハ、セナイノガ當然ト考ヘテ居リマス、私
各條項ニ付テ觸レテ御話シタコトハアリマ
セヌ、固ク執ッテ動カサナイ、押切ルト云フコ
トモ申シタコトガアリマセヌ、要シマスル
ニ何等蟬リナク、從來ノ憲政會内閣時代ニ
出シマシタ案ヲ無論參考ニシ、其他ノ案モ
參考ニシテ、實業家ノ意見ヲ聞キ、勞働者
側ノ意見ヲ聞イテ、サウシテ最モ適正ト考
ヘル所ノモノニ最後ノ決心ヲシヤウト云フ
考デ居タノデアリマス、ソレヨリ外ニ私何
等考ハアリマセヌカラ、現在出來マシタ案
ガ私ノ最モ宜シイ案ト考ヘマシテ贊成シタ
次第デアリマシテ、他ニ別ニ考ガアッテ、已
ムヲ得ズ斯ウ云フ案ヲ拵ヘタノデハナイカ
ト云フ御疑念ハ、全然御無用ト考ヘマス、
私ガ此提案ヲ致シマシタモノヲ最善ナモノ
デアルト云フコトヲ確信イタシテ居リマ
ス、而シテ第一條ノ事ニ付キマシテ勞働條
件ノ維持改善ト云フヤウナコトガ目的デア
ッテ、是ガ其社會局案ガ一番適當デアアル、最
モ宜シキモノデアアル、之ニ他ノ共濟、修養
等ノ事ヲ加ヘタノハ宜シクナイ、是有馬
サンノ御意見トシテハ……確ニ御一個ノ御
意見トシテ徹底イタシテ居リマス、併ナガ

ラ、私ノ考デハ勞働條件ノ維持改善ノミナ
ラズ、之ニ共濟、修養、其他ノ共同利益ノ
保護増進ト云フヤウナコトヲ加ヘマシテ、
サウシテ經濟團體トシテ行クトガ、最モ
今日ノ勞働組合ヲ作ルニ穩健中正ニ導ク所
以ノ途デアルト云フコトヲ固ク信ジマシタ
カラ、斯ク致シタ次第デアリマス、就中、
產業別、職業別ニ致スガ最モ宜シイ、經濟
團體ニスルニハ產業別職業別ニシナケレバ
ナラス、ノミナラズ我國ノ勞働組合ノ自然
ニ今日迄發達イタシマス所ノ其趨勢モ、產
業別職業別ニナッテ居リマス、ソレニ指導精
神ヲ發揮イタシマスニハドウシテモ產業別
職業別ニシテ行クトガ當然デアアル、一般
組合ハ認メナイ、原則トシテハ日本ノ勞働
組合ナルモノハ勞働條件維持改善ノミナラ
ズ、共濟修養其他共同利益ノ福利増進ト云
フコトニ付テ十分注意シテ居ル、ソレニ向
テ產業別職業別トシテ進マネバナラヌト云
フコトノ、向フ所ヲ第一條ニ示シタノデア
リマス、ソレカラ其次ノ第十二條、政治上
ノコト、殊ニ選舉運動ニ金ヲ出スコトヲ宜
シクナイト云フ規定デアリマスガ、之ニ對
シテハ反對ノ御意見デアッタト拜聽致シマ
シタガ、之ヲ政府ガ選舉運動ニ金ヲ出シテ
ハ宜シクナイト云フコトヲ規定致シマシタ
ノハ、ソレハ勞働組合員モ、個人トシテ有
ラユル政黨ニ屬スルコトガ自由デアリマ
ス、又選舉運動ヲスルコトモ自由デアリマ
ス、サリナガラ組合トシテ繼續的ニ選舉ナ
ドニ運動スルヤウナコトハ是ハ宜シクナ
イ、殊ニ選舉ノ爲ニ組合ノ基金ヲ使フトカ、
金ヲ徵收スルト云フヤウナコトガアッテハ
穩當ナラズト考ヘマスカラ、ソレデアノ第
十二條ノ規定ヲ設ケタ次第デアリマス、是

ハ全然御意見ガ反對ニアタヤウニ拜聴致シマス、ソレカラ第十三條ハ是モ御賛成デアリマシテ誠ニ結構デアリマス、是ハ御話ノ通りデアリマスカラ強ヒテ申上ゲマセヌガ、唯之ニ罰ヲ設ケナケレバナラス、罰金ヲ科スルヤウナコトシナカッタノハ不都合デアアル、ソコマデハ私等ノ考デハ社會通念上罰ヲ以テ臨ムト云フコトハ穩當ナラズ、斯ウ考ヘマシタカラ、ソコマデシナカッタノデアリマス、大體ニ於テ此法文御賛成ヲ得タコトハ、私モ誠ニ仕合セト思ヒマス、ソレカラ元ノ社會局ノ十三條、即チ免責規定、之ヲ削リタノハ宜シクナイト云フ御尋デアリマス、其論モ確ニ世ノ中ニアリマスガ、社會局ノ彼ノ十三條ノ免責規定ハ、アレハ單ニ爭議責任ノ一部ニ觸レタルニ過ギマセヌ、是レバカリデハ爭議責任ノ範圍ガ明瞭ニナッテ居リマセヌ、尙ホ我が國ニ於キマシテハ、組合又ハ組合員ガ爭議ニ依リ損害ノ賠償ヲ請求シタ所ノ實例モアリマセヌ、此點ハ爭議責任ニ關スル問題トハ別途ニ攻究シタキ考デ居リマス、ソレカラ最後デアリマス、思想問題ニ觸レマシテ私ノ衆議院ニ於テノ説明ノ言葉ヲ御引キ下サイマシテ御尋デアリマシタガ、確ニ本會議デアリマシタト思ヒスガ、質問ニ應ジテ、御朗讀ニナリマシタヤウナコトヲ答ヘテ居リマス、ソレデ有馬伯ハ斯カル……此程度ノ組合法ヲ以ッテ、如何ニシテ斯カル法案ニ依ッテ民衆ヲ引入レラルカ、民衆ノ思想ヲ引付ケラレルカ、斯ウ云フ御尋ヤウデアリマス、現在ニ於テハ此法案ニハ資本家ソ方ハ反對デアアル、勞働團體ハ無關心ノ態度ヲ持ッテ居ル、一般ノ民衆ハ共鳴ヲセヌ、感激ヲモセヌヤウナ状態デハナイカ、此程度ニ於テ、多數ノ大衆

ヲ私ノ言ッタヤウニ引付ケルコトハ出來ナイダラウト云フ意味ノ御尋デアリマス、此點ハ特ニ申上ゲテ置キマスガ、曩ニモ私此處デ申上ゲマシタヤウニ、此勞働立法ト云フモノハ、今日ノ我國ノ思想上ノ問題ニ大關係ヲ有スルモノト考ヘマス、決シテ此思想問題ノ解決ハ勞働立法ノ目的デハアリマセヌケレドモ、思想上カラ考ヘマシテ、非常ナ大關係ガアルモノト考ヘテ居リマス、成程有馬伯ハ餘程進シテ御考ヘテ有ッテ居ラシヤルヤウニ拜察イタシマシタ、思想上ノ方カラ云ヒマスルト、大分尖端ニ近イ方ノ御言葉ガアツタ、其方カラ考ヘマス、斯ル此位ノ法案デハ一般大衆ノ思想ヲ引付ケルダケノ値打ハナイ、斯ウ云フコトニ思召スダラウト考ヘマス、ソコガ餘程實際政治ヲスル者ノ考ヘナケレバナラス所ト私ハ思フテ居リマス、思想上ノ最モ進歩セル方面カラ考ヘマシタラ、今日ノ思想ノ流レヲ此位ノ生溫ルイ案デ之ヲ緩和スルト云フヤウナコトハ出來ナイ、善導スルトハ出來ナイト云フコトニナリマセウガ、私ハ極端ナル思想ヲ持ッタ人ト云フモノハ、之ハ多數デハアリマセヌ、只此所ニスル一ツノ緩和スル材料ガナケレバ、其極端ナラザル思想ヲ有ッテ居ル者マデモ、極端ナル思想ニ感染シ易イ、引込マレ易イ、ソレダカラスル勞働問題ノ如キハ此程度ニ止マルベキゾト云フ、止マルベキ所ヲ知ラシメル事ガ必要ト考ヘマス、此思想ノ流レヲ防ギ止メルト云フコトノ出來ナイト云フコトハ、私ハ曩ニモ申シタ、此思想ヲドウシテ切流スカ、水ヲ治ムルガ如ク堤防ヲ造ッテ堰止メハ出來ナイケレドモ、其堤防ヲ巧ク造ッテ洪水汎濫セシメザルヤウニシナケレバナラス、其堤防ノ一

ツニハナルト考ヘマス、ソレデ唯今日ノ無產黨、其他ノ代表セラルル人ミ方ノ言論ニ依テ、ソレガ一般大衆ノ思想カト申シマス、サウデハナイ、一般大衆ノ思想ハ決シテサウデハナイノデス、唯尖端ヲ行ク人ハ其處ニ極端ナル考ヲ以ッテ居リマスカラ、其極端ナル方ノ人ミ同化セラレナイヤウニ、引摺ラレナイヤウニ茲ニ穩健中正ナル、或程度ニ止ルベキ所ハ茲ニアルゾ、我が國ノ國體ガ、我が國ノ社會、政治、總テノ方面カラ考ヘテ、勞働問題ノ解決ハ此堤防ニ依テ解決シナケレバナラスト云フ、私ハ止ルベキ所ヲ知ラシメタイト云フ考ヘデアアルノデアリマス、ソレデ非常ニ進シタ方ノ考カラ申シマス、生溫イ、微溫ト思ヒマス、ソレデ思想問題ノ取扱ガ間違ッテ居ルト云フヤウナコトヲ最後ニ兼テノ御考ト拜聴イタシマシタガ、御話ガアリマシタガ、或程度迄ハ伯爵ノ御話ノヤウナコトガナキニシモアラズ、其處ハ餘程大問題デ、是ハ司法官トシテモ又行政官トシテモ、餘程難シイ所デアリマス、此取締ノ緩嚴宜シキヲ得マシテ、サウシテ行クコトハ非常ニ是ハ難シイ所デアアル、ソレダカラ、サウ云フ茲ニ難シキ所デアリマスカラ、私ハ今日ノ場合ニ此勞働組合法案、政府ガ拵ヘマシタ勞働組合法案ノ此程度ノモノヲ拵ヘマシテ、サウシテ思想善導ノ材料ニ致シタイ、斯ウ考ヘテ居ル次第デアリマシテ、唯茲ニ有馬伯爵ノ今ノ御意見ヲ拜聴イタシテ居リマシテ、一方ニ有馬伯爵ノ御意見ノヤウナ御考ガアリ、又一方ニ曩ニ藤原サンノ御質問ニナッタヤウナ御考ノ御方ガアツテ、確カニ此潮流ハ何處ニモ流レテ居リマスカラ、ソレデ私ハ其真中ヲ行クトハ申シマセヌケレドモガ、

其極端ニ走ラズシテ最モ中庸ヲ得タ所ノモノガ今日ノ時代ニ處スル所ノ穩健中正ナル態度デアアルト云フコトヲ、固ク信ジテ居ル次第デアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 本院規則第五十八條ニ依リマシテ是デ散會イタサウト存ジマス、明十九日ハ午前十時ヨリ開會イタシマス、議事日程ハ決定次第御通知ニ及ビマス、本日は是ニテ散會イタシマス
午後五時四十六分散會

